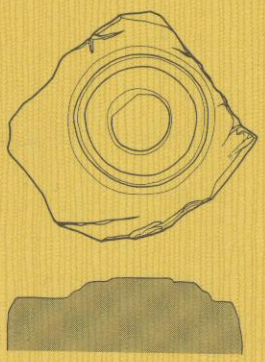
大宰府史跡

平成10年度発掘調査概報



平成11年3月

九州歴史資料館

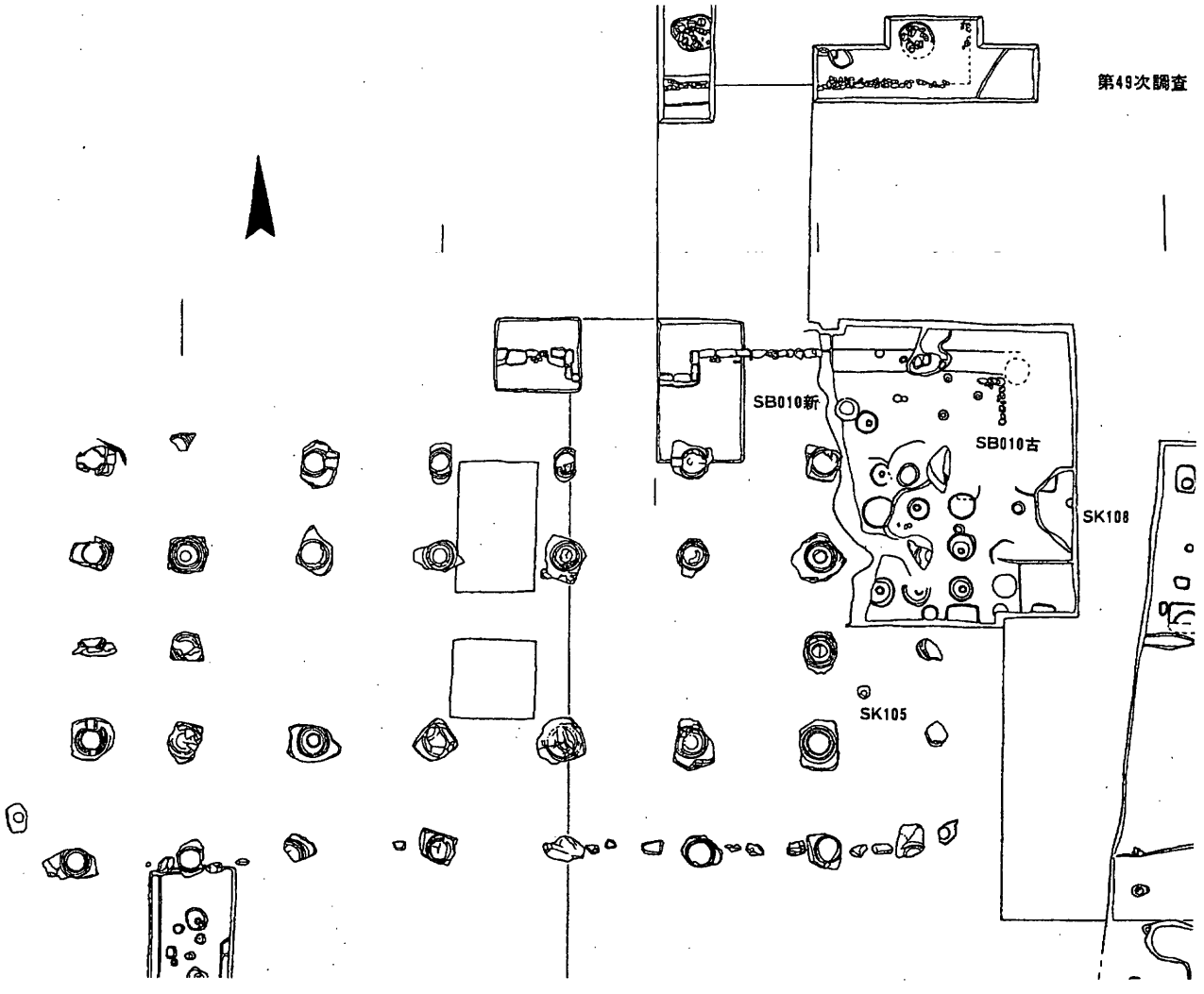
大宰府史跡

平成10年度発掘調査概報

平成11年3月

九州歴史資料館

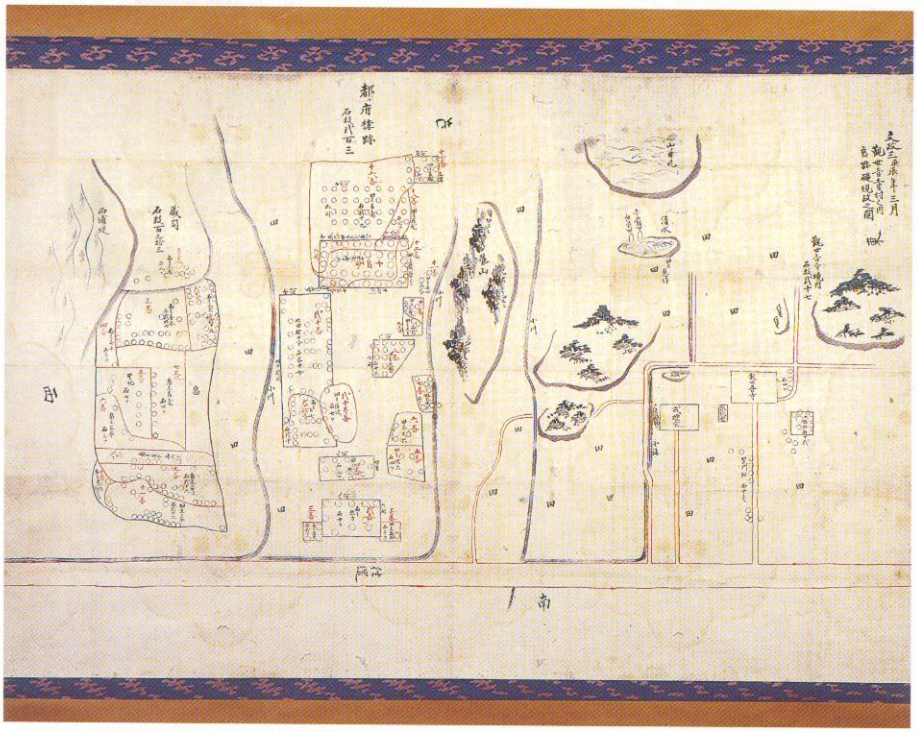
平成10年度発掘調査概報正誤表			
ページ	行	誤	正
19	31	身舎桁行3.2m、梁行4.4m	身舎桁行4.4m、梁行3.2m
20	1	昭和50年	昭和52年
31	7	「大宰府碑」	「大宰府址碑」
全		水城跡第28次調査	水城跡第29次調査
第2図	折込	56,865.00	56,864.50
〃	折込	56,851.00	56,850.50
〃	折込	56,835.00	56,834.50



第2図　第180次調査遺構配置図（1/250）の訂正



正殿跡　東北隅部調査区



文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（福岡市博物館蔵）

序

平成10年度は第６次５ケ年計画の第２年次になる。本次５ケ年計画は第５次５ケ年計画に引続き水城跡の諸施設の解明を目的としているが、本年度は平成９年度の12月に着手した政庁正殿跡の発掘を継続して実施し、本格的な軌道にのせ、その成果を挙げることを主眼においた。また、本年度は大宰府史跡発掘調査30周年をむかえるため、種々の記念事業を計画し、この機会にひろく一般に過去30年間の調査成果と史跡に対する理解を得てもらうことを念頭に置きながら事業計画に取り組むことを年度当初に目標とした。記念事業と発掘調査は当然にして並行して実施しなければならないため、発掘作業に少なからず影響がおよんでくることは当初から予測された。

４月に記念事業のひとつである南門復元模型を中心とする企画展「発掘された遠の朝廷　大宰府の春」をアクロス福岡において開き、また秋には特別展「大宰府復元」を当館において開催するとともに、それと並行して５回の記念講演会を実施した。お蔭様で多数の観覧者や参会者を得、好評のうちに終了する事が出来た。これもひとえに指導委員の先生方の長きにわたるご指導の賜物と感謝しているところである。

本書では政庁正殿跡の現段階での調査成果を中心に報告するが、調査は現在も継続中であり今後に残された課題も多く、必ずしも確定的な判断や意見を今回は提示することが出来なかった点については、ご容赦願いたい。また、現状変更による調査であるが、月山地区官衙関連遺構と水城跡の石敷遺構に関する調査についても報告した。特に今回、政庁正殿跡に建つ３個の石碑、それに正殿関係の古絵図および古写真の収集・調査を行い、その一部についても掲載し、正殿調査の補足資料とした。

発掘調査にあたっては、大宰府史跡調査研究指導委員会をはじめ、文化庁、太宰府市教育委員会、大野城市教育委員会、地元関係者各位に多大なるご指導とご協力をいただいた。記して謝意を表する次第である。

平成11年３月31日

九州歴史資料館長　光安　常喜

例　言

1．本書は平成10年度に福岡県が国庫補助を受けて、九州歴史資料館が発掘調査を実施した大宰府史跡発掘調査の概要報告である。大宰府史跡第180次・181次調査と水城跡第28次調査、そして現在都府楼跡に建つ三基の石碑資料調査について掲載した。

2．遺構実測図は、国土調査法第II座標系をもとに基準点を設け作成した（昭和51年度発掘調査概報参照）。

3．検出遺構及び出土遺物については、大宰府史跡調査研究指導委会の御指導と御教示を得た。

4．本文中の挿図は、土器・陶磁器類を3分の1、瓦類は4分の1縮尺を原則としている。

5．石碑についての記述は森弘子が行った。

6．本書掲載の写真は、一部を除き、当館学芸第二課石丸洋の撮影による。

7．金属製品の保存修復作業は当館学芸第二課横田義章による。

8．遺構・遺物の実測・製図作業は、担当者の他に橋之口雅子の助力を得た。

9．遺物の復元整理作業は、大宰府史跡坂本発掘調査事務所において行い、大田千賀子・中田千枝子・市川千香枝の協力を得た。

10．本書の執筆・編集は、栗原和彦・横田賢次郎・赤司善彦・齋部麻矢・杉原敏之が行った。

本 文 目 次

巻頭図版

序

例言

Ⅰ　はじめに……1

　1．調査計画……1

　2．調査経過……1

Ⅱ　発掘調査

　1．第180次調査……5

　　検出遺構……7

　　出土遺物……10

　　小　　結……19

　2．第181次調査……22

　　検出遺構……23

　　出土遺物……24

　　小　　結……26

　3．正殿跡の石碑について……29

Ⅲ　水城跡の調査

　1．第28次調査……37

　　検出遺構……39

　　出土遺物……41

　　小　　結……45

挿 図 目 次

第1図　大宰府史跡発掘調査地域図（1/5,000）……折込

第2図　第180次調査遺構配置図（1/250）……折込

第3図　正殿基壇～崩壊部（南北）・南前面部（東西）土層断面図（1/60）……6

第4図　正殿東北隅部遺構配置図（1/80）……折込

第5図　土壙ＳＫ105実測図（1/50）……9

第6図　出土土器・陶磁器実測図（1/3）……11

第７図　出土軒丸瓦拓影（1/4）……13
第８図　出土軒平瓦拓影（1/4）……14
第９図　文字瓦拓影（1/4）……15
第10図　出土金属製品実測図（1/2・1/3）……18
第11図　出土土製品実測図（1/3）……19
第12図　第181次調査遺構配置図（1/100）……22
第13図　トレンチ土層図（1/60）……23
第14図　出土遺物実測図・拓影（1/3・1/4）……25
第15図　月山地区官衙遺構概略図……27
第16図　水城跡欠堤部トレンチ配置図（1/2,000）……38
第17図　水城跡第28次調査遺構配置図・土層図（1/50）……40
第18図　出土土器実測図（1/3）……42
第19図　出土瓦実測図・拓影（1/4）……43

表　目　次

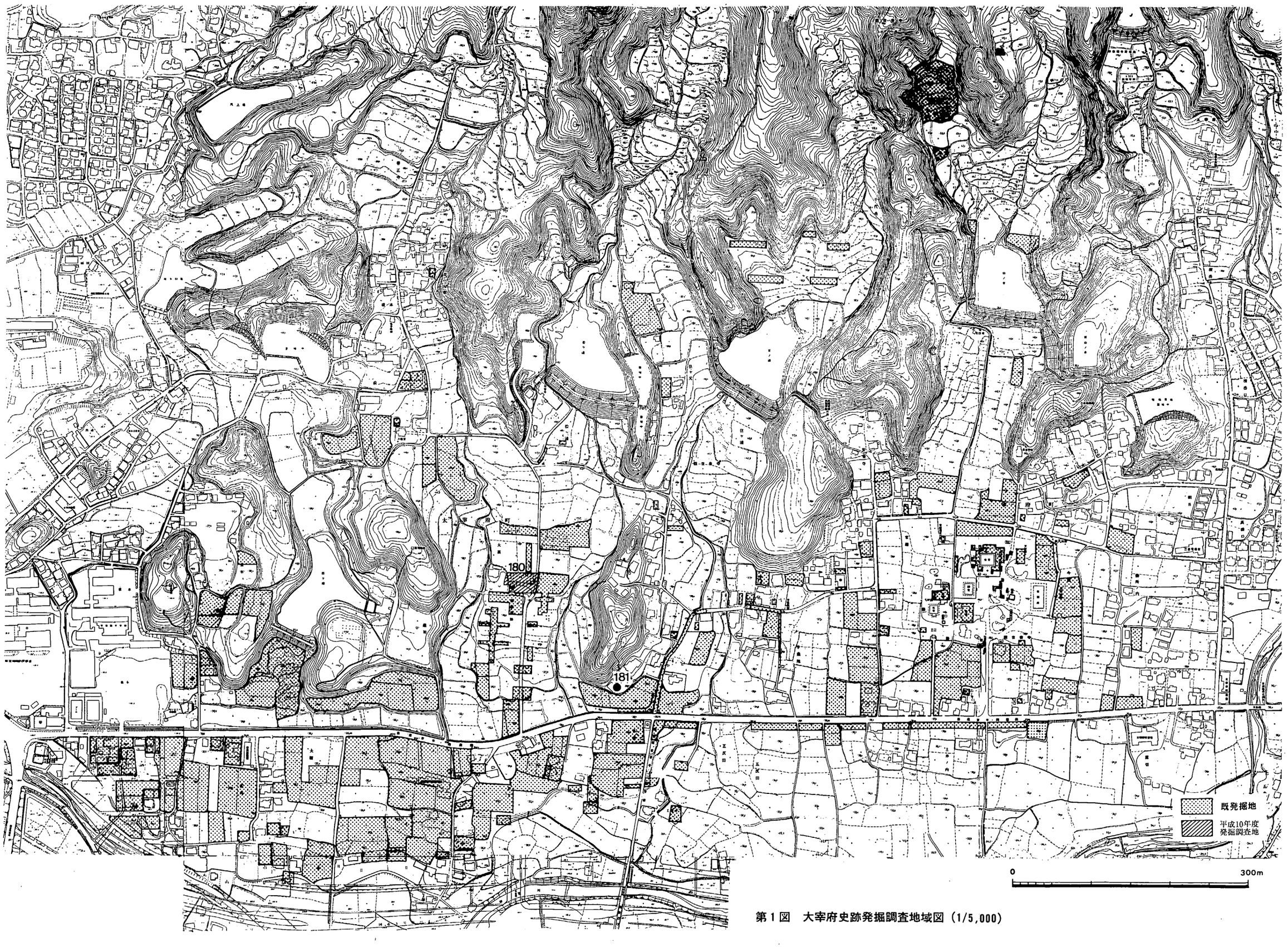
第１表　発掘調査計画表……１
第２表　平成10年度史跡地内現状変更申請対応状況表……折込
第３表　発掘調査実施表……４

図　版　目　次

巻頭図版（上）　正殿跡　東北隅部調査区
（下）　文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（福岡市博物館蔵）
図版１　（上）　大宰府政庁正殿跡現況（南から）
（下）　大宰府政庁正殿跡現況（北から）
図版２　（上）　大宰府政庁正殿跡現況（東から）
（下）　第180次調査区全景（西南から）
図版３　（上）　第180次調査区全景（北東から）
（下）　第180次調査区全景（南東から）
図版４　（上）　第180次調査区全景（南から）
（下）　正殿跡SB010全景（南東から）

図版5　（上）　基壇上瓦層検出状況（南から）
（下）　基壇東辺部攪乱（東から）
図版6　（上）　基壇東北部江戸期配石（北から）
（下）　基壇中央部トレンチ（北から）
図版7　（上）　基壇東北隅部下層遺構検出状況（東から）
（下）　基壇東北隅部下層遺構検出状況（北東から）
図版8　（上）　SB010新 階段部（北から）
（下）　SB010新 階段部（西から）
図版9　（上）　SB010古 東北隅部（北から）
（下）　SB010古 東北隅部（北から）
図版10　（上）　SB010古 東北隅部（東から）
（下）　SB010古 東北隅部（東から）
図版11　第180次調査出土土器・金属製品・土製品
図版12　第180次調査出土軒丸瓦
図版13　第180次調査出土軒平瓦・文字瓦
図版14　（上）　第181次調査区遠景（南から）
（左下）第181次調査区北トレンチ全景（北から）
（右下）地割れ痕跡検出状況
図版15　（上）　第181次調査区土層断面（東から）
（下）　第181次調査区南トレンチ全景（北から）
図版16　文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（原本：福岡市博物館）
図版17　文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（部分）
図版18　太宰府絵図［画像処理による複製品］（太宰府天満宮蔵　原本：道明寺天満宮蔵）
図版19　太宰府絵図［トレース］
図版20　太宰府絵図（部分）
図版21　（上）　太宰府址図（『靖方遡源』（伏敵編附録　明治25年刊）より転載）
（下）　太宰府都府楼之図（『大日本名所図録図絵　福岡県之部』（明治31年　大阪大成館編纂）より転載）
図版22　（上）　正殿跡　明治中期（太宰府天満宮蔵）
（下）　正殿跡　明治34年頃（不老安正氏蔵）
図版23　（上）　正殿跡　明治36年（太宰府天満宮蔵）
（下）　南門跡より正殿跡を観る　大正10年（神社本庁蔵）
図版24　（上）　中門跡付近より正殿跡を観る　大正10年（神社本庁蔵）
（下）　南門跡より政庁東北方を望む　昭和初期（神社本庁蔵）

図版25　（上）　正殿跡　昭和初期（太宰府天満宮蔵）
　　（下）　正殿跡　昭和初期（福岡県蔵）
図版26　（上）　正殿跡　昭和20年代後半頃（福岡県蔵）
　　（下）　正殿跡手前に南門跡、中門跡　昭和44年
図版27　（上）　正殿跡遠景（西南から）　昭和44年
　　（中）　正殿跡近景（南から）　昭和44年
　　（下）　正殿跡（東から）　昭和44年
図版28　（上）　正殿跡（正面）　昭和49年
　　（下）　正殿跡（西から）　平成９年
図版29　（上）　政庁跡整備状況　昭和45年
　　（下）　政庁跡整備状況航空写真　昭和48年
図版30　（上）　政庁跡整備状況航空写真　昭和50年
　　（下）　政庁跡整備状況航空写真　平成元年
図版31　（左上）正殿跡石碑全景
　　（右上）石碑１
　　（左下）石碑３
　　（右下）石碑２
図版32　　正殿跡石碑１拓影
図版33　（上）　水城跡第28次調査　調査区全景（南西から）
　　（下）　トレンチ全景（東から）
図版34　（上）　水城跡第４次調査　石敷遺構全景（南から）
　　（下）　水城跡第４次調査　石敷遺構　東壁土層（西から）
図版35　　水城跡第28次調査出土瓦



第１図　大宰府史跡発掘調査地域図（1/5,000）

Ⅰ　はじめに

1．調査計画

本年度は大宰府史跡発掘調査第６次５ヵ年計画の第２年次にあたる。本年度の計画は第１表の通りであるが、その中で中心となるものは、昨年度の末に着手した正殿跡の発掘調査に本格的に取り組むことであり、その成果を挙げることを第一の目的とした。本年度は大宰府史跡発掘調査開始30周年の年にあたり、特別展示や講演会等の種々の記念行事を計画していることから、発掘調査計画の遂行に大きな影響を及ぼすことが予測されたが、可能ならば、ここ数年計画している政庁前面域における緊急調査に対応し、その一部でも消化しておきたいとの希望をもって計画をした。また、大野城跡の環境整備に伴う発掘調査については、昨年度より調査課が主体となって実施することにしていたが、本年度は先に記した30周年事業との関係で、対応が困難との予測から本年度については学芸第二課にお願いし、補足的に対処することで県文化財保護課の了解を得ていた。

平成10年度の大宰府史跡調査研究指導委員会は５月21・22日に開催した。この席では昨年度の調査結果報告と本年度の調査計画について審議をお願いし、また、30周年事業の具体的実施計画について説明した。

2．調査経過

(1)　政庁正殿跡の調査

年度当初から平成９年の12月に開始した正殿跡の調査を継続して実施した。昨年度は予算的な関係で、本格的に調査に入ったのは３月になってからであり、９年度末における作業の進捗状況は表土と環境整備による盛土の除去作業を終了した段階であった。調査が本格化したのは、本年度の４月になってからである。昭和50年代に行われた環境整備による盛土を完全に除去し、大正10年に指定された段階の正殿跡の状況が窺われるところにまでなったのは、６月末であった。当時の状況は僅かに残された写真等で窺い知ることが出来るだけで、現在では貴重な資料と考え、この段階で写真撮影と実測を行うことにした。大宰府史跡の調査が開始された時点までは、政庁の後方にある坂本地区への唯一の道路（町道）が政庁の中軸線上に存在していたが、

第１表　発掘調査計画表

	区　分	場　所	面積(㎡)	地　番	備　考
1	大宰府跡	政庁正殿	1,800	太宰府市観世音寺4丁目1553-2番他	現状変更
2	政庁前面官衙城他	広丸地区	358	〃　大字観世音寺字広丸	緊急調査（保留地）
		大楠地区	375	〃　〃 観世音寺字大楠330-1番地	緊急調査（保留地）
		不丁地区	1,100	〃　〃 観世音寺字不丁301-2番地	緊急調査（個人）
3	大野城跡	太宰府口城門跡		太宰府市大字太宰府字岩谷他	現状変更（環境整備事業）

今日では盛土によって当時の状況は窺うことが出来なくなっている。今回の調査で復元整備前の状況が確認されたので、あわせて記録を行った。7月になって旧表土面を除去し、江戸期の修復と整備面を確認した。北側柱列の礎石は表面では水平を保ち、当初の位置を動いてないようであるが発掘の結果はこれを否定し、後世に据え直されていたことを証明することとなった。黒田藩は文政年間と寛政年間に政庁をはじめ周辺の礎石調べを行い、文政三年に礎石の数と位置を描いた絵図を残している。旧表を除去した段階で検出した瓦を敷きつめた面が、この時期のものである可能性が、遺物の上からもある程度確認することが出来た。9月になって基壇の東北隅部で花崗岩の自然石を直角に並べた角部を検出する。既に検出している凝灰岩の地覆石とは平面的には一致するものの、レベル差が大きいことから凝灰岩の地覆に先行する基壇地覆石と判断された。これまで、政庁第II期基壇（8世紀初頭）と考えていた凝灰岩切り石の壇上積基壇は第III期（10世紀中頃）に造り替えられたものであり、第II期基壇は花崗岩の自然石の積石基壇であった可能性が強くなった。11月になって、第II期基壇地覆の周辺部で焼土層を検出し、941年の純友の兵火による第II期建物の焼失を再確認することとなった。12月になって基壇の内から掘立柱建物の柱掘形を検出し、これが礎石を有する正殿に先行する遺構であることを確認したものの現段階ではその規模等はあきらかではなく、今後の作業の進行状況によるため今回の報告には間に合わなかった。

正殿の前面部は石敷であり、周囲より一段高い龍尾壇状となっていることが、昭和49年の確認調査によって一部が明らかになっていた。今回の調査の目的のひとつは、この石敷の状況把握と龍尾壇に対する賛否への一定の結論を得ることにあった。この前面部については、調査が本格化した5月頃にはすでに石敷の一部を検出していたが、その後、調査の主力を後面部と東辺部においたため、大部分が表土を除去したまま残されていた。この部分に調査が移ったのは11月中旬であり、石敷面については現段階で約70パーセントを検出したところである。

(2)　現状変更に伴う発掘調査と立会調査

本年度、現状変更に伴う調査として、月山地区官衙と水城跡において、2件の発掘調査を実施した。

政庁の東側の月山丘陵の先端部に「仏心寺」という寺院が存在するが、今回、本堂の老朽化による建て替えに伴う現状変更の申請が提出された。この地は大宰府の官衙推定地域の一つである月山地区官衙域内に位置する重要箇所であることから、第181次調査として本堂の敷地内の発掘調査を実施した。調査は11月初旬の短期間で、調査面積も狭小であったことから、正殿の調査と並行して実施した。

水城跡では、御笠川の護岸工事に伴って発掘調査を実施した。今回の工事予定箇所は、昭和45年福岡南バイパスの調査それに47・48年の九州縦貫自動車道建設に伴う調査によって、洗堰と

第２表　平成10年度史跡地内現状変更申請等対応状況表

No.	提出月	申　請　者	目　　的	地　　番	申請面積(㎡)	指定区分	九歴等の対応	文化庁等指示	備　　考
1	10年　2月	太宰府市長	排水設備工事等	太宰府市大字観世音寺	240	観世音寺境内および子院跡	立会	県教委許可	
2	〃	個人	住宅建替	太宰府市観世音寺6丁目	264	観世音寺境内および子院跡	立会	県教委許可	
3	〃	太宰府市長	移動式バス停設置	太宰府市大字観世音寺501	1	大宰府跡・観世音寺境内および子院跡	県教委指示	県教委許可	
4	4月	九州歴史資料館長	確認調査	太宰府市観世音寺4丁目	10	大宰府跡	発掘調査	県教委許可	
5	〃	個人	住宅建替	太宰府市観世音寺6丁目	277	観世音寺境内および子院跡	立会	県教委許可	
6	〃	太宰府市長	道路改良工事	太宰府市坂本3丁目	50	大宰府跡		県教委許可	
7	5月	九州歴史資料館長	発掘調査調査	太宰府市観世音寺4	1,800	大宰府跡	発掘調査	発掘調査	
8	〃	福岡県福岡農林事務所長	下水道管布設工事	太宰府市大字国分874他		大野城跡		立会指示	
9	〃	太宰府市教育長	下水道接続工事	太宰府市観世音寺4丁目		大宰府跡	立会	立会指示	
10	〃	太宰府市教育長	車止め設置等	太宰府市観世音寺3～5丁目		大宰府跡　観世音寺境内および子院跡	立会	県教委許可	
11	〃	東観世区長	公民館増改築	太宰府市観世音寺6丁目	32	観世音寺境内および子院跡	立会	県教委許可	
12	6月	太宰府市教育長	ごみ集積場設置	太宰府市観世音寺4丁目		大宰府跡	立会	県教委許可	
13	〃	坂本区長	街路灯設置	太宰府市坂本3丁目		大宰府跡	立会	県教委許可	
14	〃	個人	住宅建替	粕屋郡宇美町大字四王寺134	1,400	大野城跡	宇美町立会	立会指示	
15	7月	市民まつり実行委員会長	仮設物設置	太宰府市観世音寺4-498外 太宰府市大字観世音寺750		大宰府跡・観世音寺境内および子院跡		県教委許可	
16	〃	太宰府天満宮宮司	仮設物設置	太宰府市観世音寺498外	1,500	大宰府跡		県教委許可	
17	〃	福岡県教育長	確認調査	太宰府市大字大宰府字岩谷外	200	大野城跡	発掘調査	県教委許可	文化財保護課発掘調査
18	9月	九州国立博物館を支援する会	仮設物設置	太宰府市観世音寺4丁目	1,500	大宰府跡	立会	県教委許可	
19	〃	宗教法人国分寺	寺院建替	太宰府市国分4丁目	741	史跡国分寺跡	発掘調査	発掘調査	平成11年発掘調査
20	〃	福岡県福岡農林事務所長	予防治山事業	大野城市大字乙金618		大野城跡	立会	立会指示	
21	〃	大野城市長	支柱設置	大野城市大字瓦田1丁目・乙金		大野城跡	大野城市立会	県教委許可	申請前に工事済み
22	〃	太宰府市長	公共便所建替	太宰府市観世音寺667	360	観世音寺境内および子院跡	立会	立会指示	
23	〃	福岡県緑化推進課	苗木植栽	粕屋郡宇美町大字四王寺		大野城跡	なし	県教委許可	
24	〃	福岡農林事務所長	植生改良	粕屋郡宇美町大字四王寺		大野城跡	発掘調査	発掘調査	
25	〃	㈱日本電信電話	電気電信設備設置	太宰府市観世音寺5丁目	26	観世音寺境内および子院跡	立会	立会指示	
26	10月	太宰府市長	水路改修工事	太宰府市水城59他	22	水城跡	立会	県教委許可	
27	11月	㈱日本電信電話	電柱建替	太宰府市連歌屋1871	1	大野城跡	立会	県教委許可	
28	〃	宇美町長	法面改良工事	粕屋郡宇美町大字炭焼		大野城跡	宇美町立会		
29	12月	個人	塀改修工事	太宰府市坂本3丁目	447	大宰府跡	立会	県教委許可	
30	〃	太宰府市教育長	園路補修等	太宰府市観世音寺4丁目		大宰府跡	立会	県教委許可	
31	〃	㈱九州電力	電柱支線設置工事	太宰府市大字太宰府1790	1	大野城跡	立会	現地協議	
32	11年　1月	太宰府市長	道路改良工事	太宰府市大字水城3-1090他	190	水城跡	立会	立会指示	
33	〃	太宰府市長	移動式バス停設置	太宰府市大字水城・国分3丁目		水城跡・筑前国分寺	立会	立会指示	

推定される遺構が検出された場所に隣接しており、発掘調査の実施となった。調査は工事との関連から12月下旬から翌年の１月初旬にかけて実施した。調査の結果、石敷遺構の一部を確認したものの、発掘面積が狭小であったこともあり詳細について明らかに出来なかったが、少なくとも御笠川の右岸までは洗堰と推定されている遺構が存在していることが確認されたことは大きな成果であろう。工事はこの遺構を壊すことなく、保護することで進められた。

この他、現状変更に伴う立会調査として21件(第２表)、また下水道の敷地内工事による立会調査として47件を実施した(１月末現在)。

(3)　正殿跡の石碑とそれに関連する古絵図と古写真の収集調査

政庁正殿跡の発掘調査に関連して、正殿跡に建つ３基の石碑についての調査と古絵図・古写真の収集調査を実施したので紹介しておきたい。

(イ)石碑　　現在、正殿跡のほぼ中央部に３基の石碑が建っている。いずれも大宰府を顕彰したものであるが、今日においては政庁跡を示す景観として、ここを訪れた多くの人々の心に刻まれている。これらの石碑については、すでに「福岡縣碑誌　筑前之部」等に紹介されているが、正殿の発掘調査の補足資料として掲載した。

(ロ)古絵図　　大宰府に関する古絵図は大正期までのものを含めると、かなりの点数になる。しかしながら、政庁を描いたものとなると必ずしも多くはない。ここでは、４例を紹介したが、今回とくに、未発表資料として道明寺天満宮（大阪府）所蔵「太宰府絵図」の画像処理による複製絵図（太宰府天満宮蔵）を掲載した。描かれた年代は元禄期であり、政庁を描いたものとしては今のところ最も古く、貴重である。

(ハ)古写真　　政庁跡を撮影した写真については、明治から昭和初期のものが次第に褪色したり、消失したりしており、現状での保存がきわめて難しくなっている。収集資料の中には、神社庁・太宰府天満宮・不老安正氏等所蔵の貴重な資料も提供頂いた。今回は発掘調査の関連で、整備される以前の正殿の状況を伺うための補足資料として収集し掲載した。また今回、正殿を中心として撮影された収集資料で最も古いのは明治中期頃のもので、それ以降現在までのものを、年代順に掲載した。

(4)　大宰府史跡発掘調査三十周年記念事業

記念事業として、以下の企画展と特別展それに記念講演会を実施した。

イ、企画展「発掘された遠の朝廷　大宰府の春」

会期　平成10年４月14日(火)～20日(月)

会場　アクロス福岡　交流ギャラリー

主催　九州歴史資料館・財団法人アクロス福岡

後援　福岡県教育委員会・西日本新聞社

協力　財団法人古都大宰府保存協会

ロ、特別展「大宰府復元」

会期　平成10年10月23日(金)～11月29日(日)

会場　九州歴史資料館

主催　福岡県教育委員会・九州歴史資料館

共催　太宰府市教育委員会

後援　九州国立博物館誘致推進本部・財団法人九州国立博物館設置促進財団・博物館等建設推進九州会議

ハ、記念講演会

10月31日(日)　会場　太宰府市文化ふれあい館

山本輝雄（福岡国際大学教授）－大宰府政庁復元研究の歴史－

11月3日(火)　会場　太宰府市文化ふれあい館

栗原和彦（九州歴史資料館参事）－大宰府発掘調査の30年－

11月8日(日)　会場　太宰府市文化ふれあい館

鈴木嘉吉（前奈良国立文化財研究所長）－大宰府政庁南門の構造と復元－

11月14日(土)　会場　太宰府天満宮余香殿

野村万之丞（狂言師・演出家）－古代東アジアの芸能と観世音寺伎楽の復元－

11月21日(土)　会場　太宰府市中央公民館

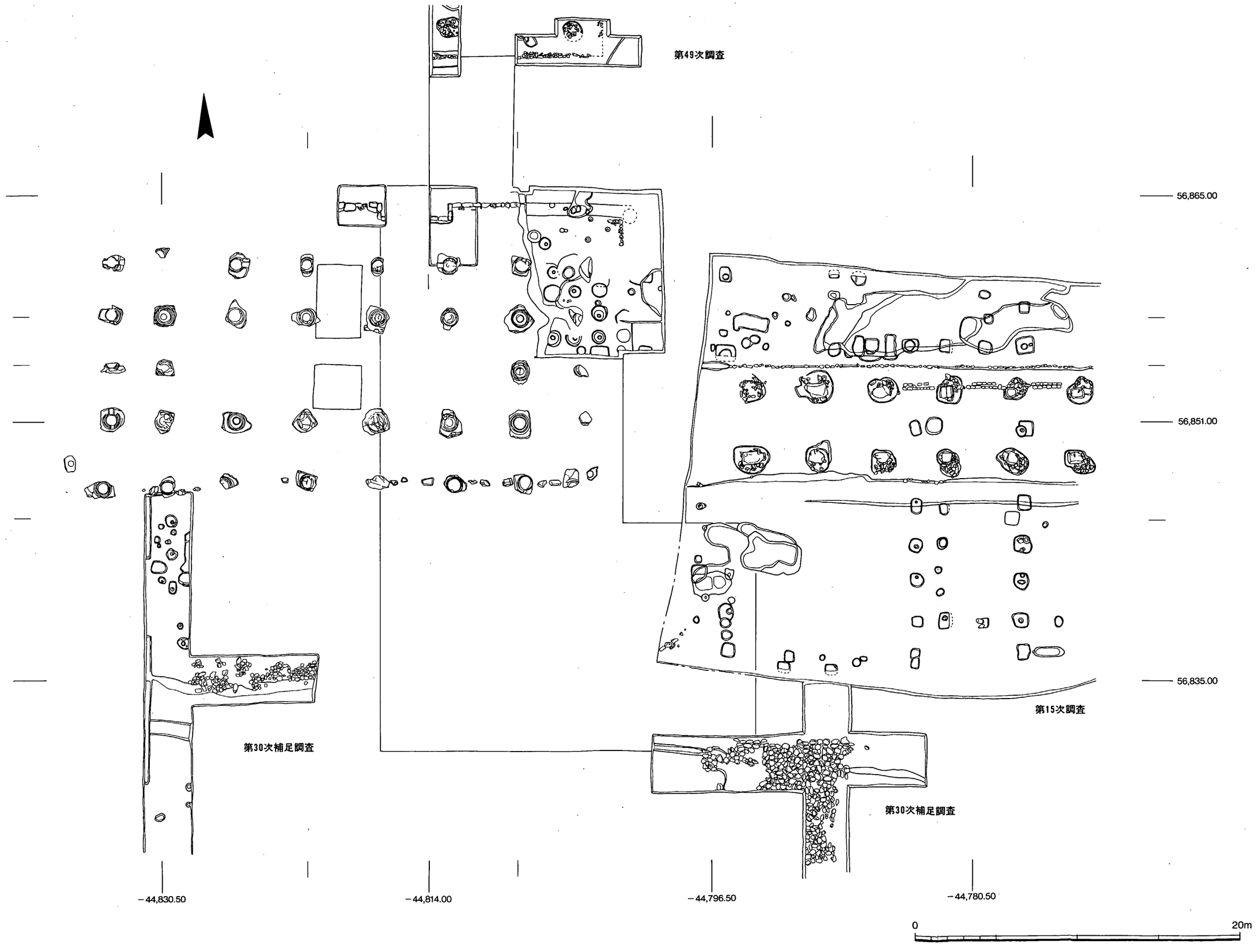
笹山晴生（学習院大学教授）－大宰府官僚機構の復元

第3表　発掘調査実施表

区　分	調査地区	面　積(㎡)	調査期間	備　　考	※
180次	6AYT-B-F	1,800	971203～継続中	大宰府政庁　正殿跡の調査	7
181次	6ZGK	20	981026～981029	月山地区官衙域	4
水城第28次	6AMK	10	981208～981221	水城跡　欠堤部	
大野城跡	太宰府口城門	120	980928～990331	太宰府口城門跡　環境整備事業	17

※は前掲第2表の番号に準ずる

(横田)



第２図　第180次調査遺構配置図（1/250）

II　発掘調査

1．第180次調査

大宰府史跡の発掘調査は昭和43年に政庁の南門・中門跡を第1次調査として開始され、その後、周辺の官衙域、観世音寺をはじめとする管内の寺院跡、さらには大野城跡や水城跡等の調査へと進展し、今日に至っている。

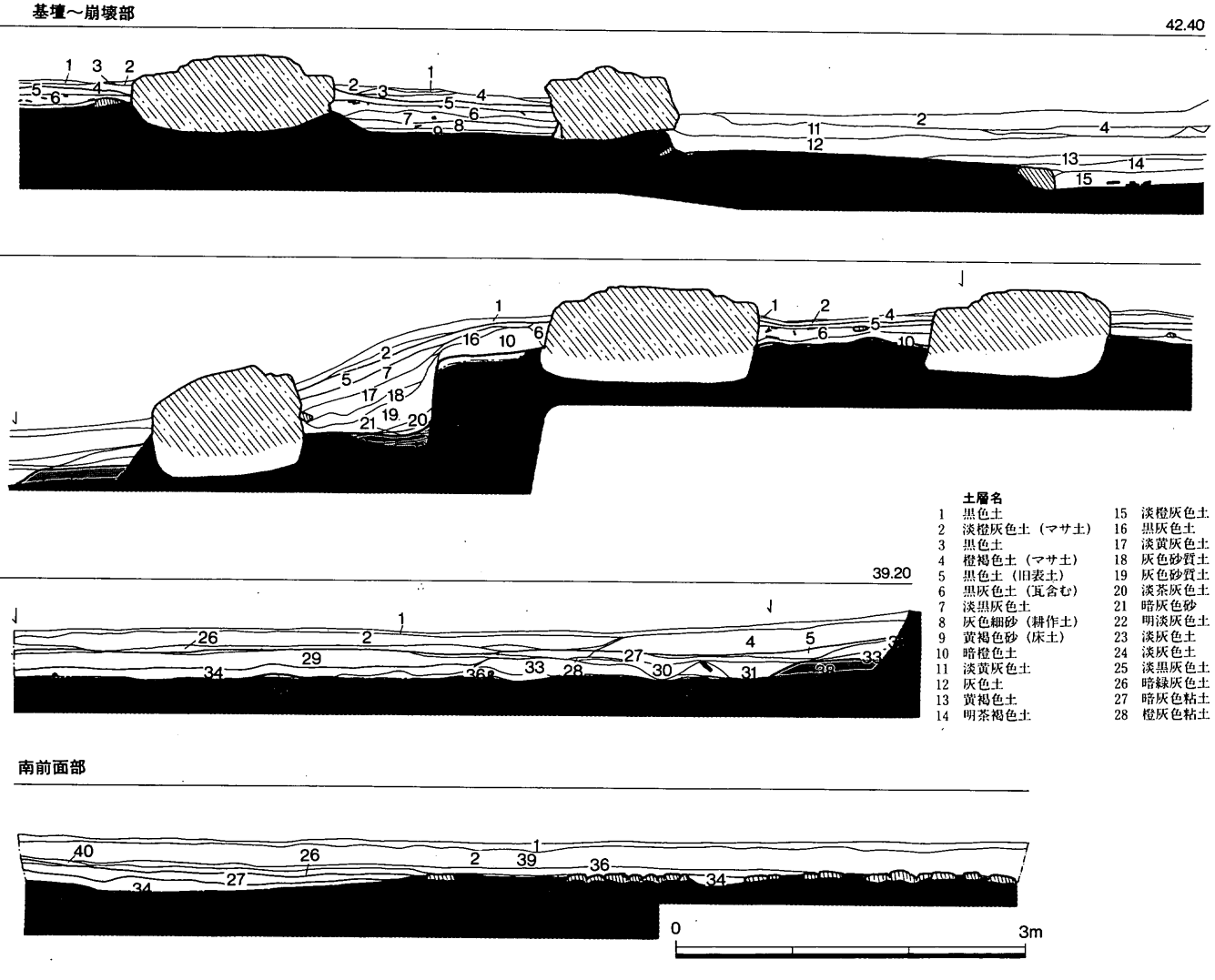
政庁跡については、これまで計9箇所の調査を実施している。これらの調査により、建物には大きく3時期の変遷があることが判明した。また、現在残っている礎石は政庁の最終期（第III期）のもので、10世紀中頃に再建されたものであることが明らかとなった。都宮の朝堂院形式に建てられたのは8世紀初であり（第II期）、さらに、その下層から朝堂院形式とは異なった配置をもつ掘立柱建物群（第I期）の存在が確認されるなど、従来の研究に新たな事実を提供するとともに、その展開を示したことは周知のとおりである。

朝堂院形式の配置をもつ第II・III期については、全体や各々の建物の規模等について、ほぼその全容を解明しているが、正殿跡については部分的な確認調査であったため、詳細については必ずしも明確ではなかった。昭和52年に実施した正殿跡の調査（第49次）では、凝灰岩の切石の地覆石をもつことから、壇上積基壇が復元推定されていた。そして、正殿の前面には玉石敷があり、この部分が一段高いことから龍尾壇的な機能をもっているのではないかとの想定がなされていた。また、後方には後殿の建物の存在が確認され、一部であるがI期の掘立柱建物が検出される等、一定の知見が得られていた。しかしながら、発掘範囲が狭小であったこともあり、遺構の年代をはじめ問題点や課題も多く残されていた。

今回の調査は、先の調査成果を踏まえながら正殿の規模・構造等を明らかにするとともに、過去の調査の検証作業を行うことにより、政庁における現段階での一定の結論的見解を提示することを目標として、発掘調査に着手した。

調査地番は太宰府市観世音寺4丁目1553-2他で調査面積は1,800㎡である。平成9年12月3日に鍬入れ式を行い、翌平成10年1月9日より本格的に調査を開始した。平成11年3月現在も調査は継続中である。

まず調査区内における整備時のマサ土を除去し、旧表土を露出させて地形測量を実施した。次に、随時記録を取りながら基壇上の埋土を遺構面に達するまで人力で掘り下げた。基壇の周辺部についても同様に遺構面まで掘り下げた。その結果、基壇上では近世の基壇修復時に人為的に盛られた埋土などがあり、現地表面から約70cmのところに積土が残っていることを確認した。そして、南と東側の庇部の礎石は建物本来の位置を保つものがないことがわかった。一方、周辺部では、基壇の東を谷状に走り遺構を撹乱した中世の自然流路などを確認した。この基壇



第 3 図　正殿基壇～崩壊部（南北）・南前面部（東西）土層断面図（1/60）

の状態から、規模や構造に関する資料を得るために本格的な調査を開始した。

検出遺構

今回の調査では、第49次調査で確認していたSB010基壇の凝灰岩製地覆の延長と、その下層より花崗岩製の地覆、それにそのプランに沿って広がる焼土を検出した。この状況から、基壇は上層、下層にわかれ、上層をSB010新、下層をSB010古として報告する。また、この下層基壇の周辺では、焼土や灰・炭化物などとともに多量の瓦が埋め込まれた廃棄土壙（SK108）を検出し、さらにSB010基壇上においては、高台付皿を重ねて埋納したピット状の遺構（SK105）を検出している。

一方、正殿前面では、第30次調査において検出していた石敷き遺構の延長を検出した。これら以外にも基壇積土を切り込む柱穴や根石の掘形と考えられるものを幾つか検出し、さらに、掘形が基壇積土の下位になる掘立柱建物を確認している。これについては、現在も調査継続中である。よって今回は基壇を中心とした成果の一部を報告し、他の成果と考察については、来年度以降にあらためて報告したい。

基壇と周辺の層序

現在の正殿跡には、整備のためにマサ土が盛られているが、これらを除去した状態が近代以降保たれてきた地形である。まず、基壇上の層序についてみてみたい。

旧地表の黒色土（旧表土）では、昭和期の遺物以外にも、大正・明治時代の硬貨や陶磁器が多量に出土している。その下層では、摩耗し端部が丸くなった瓦片を敷き詰めた層（以下瓦層）がある。さらに下層には、水田の耕作土や粘土を埋め込んだ層がある。この層序は基壇中央部から基壇東・南側の崩壊部においても同様で、場所によっては互層となって基壇を覆う。このことは、これらの層が人為的に埋められたことを示しており、出土陶磁器より18世紀から19世紀の年代が与えられる。そして、その下位においてようやく基壇積土面に達するが、一部には耕作土や床土があり、16～17世紀代の遺物が出土している。この旧表土から基壇積土面までの層の厚さは、約60cmである。一方、東側崩壊部では、基壇が大きく抉れ、庇部の礎石は耕作土の上層にあって現位置を保っていない。

次に周辺部についてみてみたい。東側では、旧表土以外に大正期の史跡指定の際、整地されたマサ土層がある。そして、そのマサ土層を掘込む内務省史跡境界杭の掘形を所々確認できる。さらに下層には、近世の耕作土と床土があり、その直下でようやく基壇遺構へと達する。一方、南前面では、整備時の盛土を除去すると最近まで使用されていた、バラスを敷きつめた路面が現われる。そして、その直下で石敷き遺構を確認できるが、この石敷きが抜かれている所では、耕作土や腐食の進んだ湿地層となっている。そして、前面東側の石敷き遺構の直上層には谷状

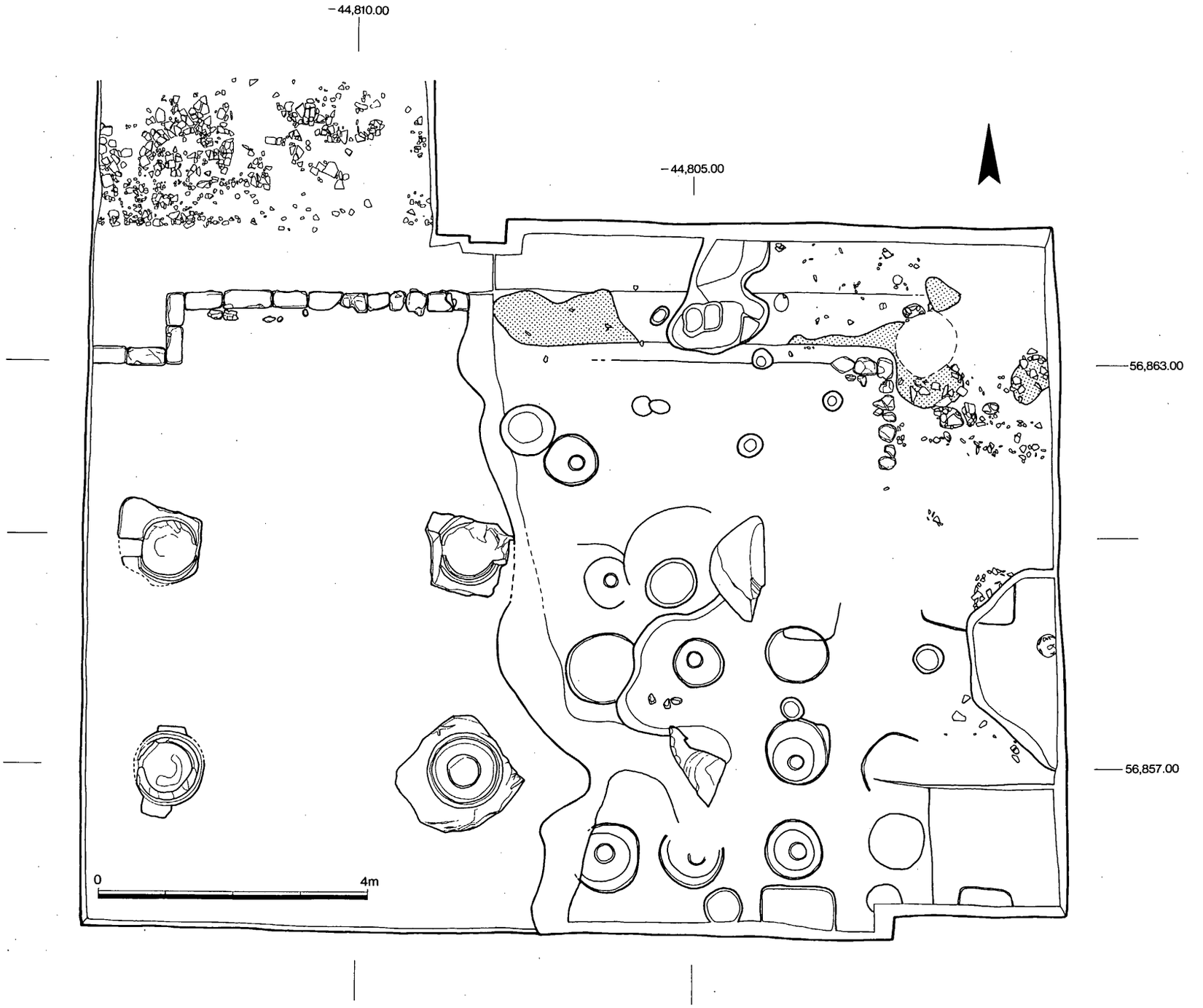
に堆積した暗灰色土や淡灰色土層がひろがり、この層からは13世紀代の土師器の皿が出土している。これら後世の包含層の下位では、III期遺構のほかに、SB010新の地覆が据えられた黄橙褐色や明黄褐色の整地層があり、多少色調が異なるものの、これらは南前面や北側後殿前面など広範囲に広がっている。これが第III期整地層と考えられる。

正殿

SB010新（第2～4図、図版1～10）　現地表に見える礎石に対応する基壇積土面は大きく削平を受け現表土より約70cm下がったところで確認できる。そして、礎石は根石部分まで露出した状態となる。基壇東側の崩壊した積土断面の観察では、版築状の層がみられるが粗い印象を受ける。またこの積土は上層と下層に分けることができ、上層は削平上面からでは、約50cmの厚さで盛られている。上層には若干土器が混入し、砂質が強く、色調は暗赤色や茶灰色である。下層は厚さ10cm程度の黄褐色の粘質土である。ここでみられる積土の層序は、基壇全体に普遍的にみられる。身舎部の礎石については、根石上にしっかり据えられた状態であり、根石の掘形も確認できることから原位置を保っていることは疑いない。一方、庇部のものについては、ほとんど根石も残っておらず、崩落したり耕作土上にあって、原位置を保つものはない。また、この庇部の礎石間におかれた石はほぼ水平を保つものの、二次的に運ばれて、土留めとしての役割を果したと考えられる。このことから庇から身舎への柱間については、西側と北側に残る礎石より桁行で3.4m、梁行で3.2mとすることができよう。

先述したように、後世の攪乱（耕作）等により上層が削平されており、本来の基壇の上部構造について現段階では明らかにし得ない。また下部構造についても、発掘範囲内では第49次調査で検出した凝灰岩製の東延長部以外は依存状況がきわめて悪く、明確な遺構を確認できない。今後西側部分の補足調査も必要となってくるであろう。

SB010古（第2・3図、図版9・10）　東北隅で基壇遺構の一部と溝状遺構を検出した。コーナー部分に10～20cm大の花崗岩の自然石を並べており、基壇の一部と考えられる。この自然石は南側延長部については、後世の攪乱を受け整地層の一部を残すだけでその痕跡もみられない。西側でも既に抜き取られIII期整地層に覆われている。この配置された石列の外側に残るII期最終整地面とのレベル差が10cm以下であること、石の上面がほぼ面的に合うことなどを考慮すると、これらの石列は地覆石の可能性が高い。一方、この基壇化粧の北側前面では、15cmの距離をおいて東西に走る幅80cmの溝状遺構がある。ただし、深く掘込まれたものではなく、II期基壇の最終整地面である橙褐色土が切られて溝状のラインとなり、わずかに落ちが確認できる程度のものである。この中には、一部プランに沿って焼土が混じっている。ただし東側では、III期において瓦などを埋め込んだ大規模な整地が行われるためか、明瞭な痕跡は残っていない。地覆からの外側のラインまでの距離は約95cmであり、軒の出など上部構造の検討が今後課題と



第 4 図　正殿東北隅部遺構配置図（1/80）

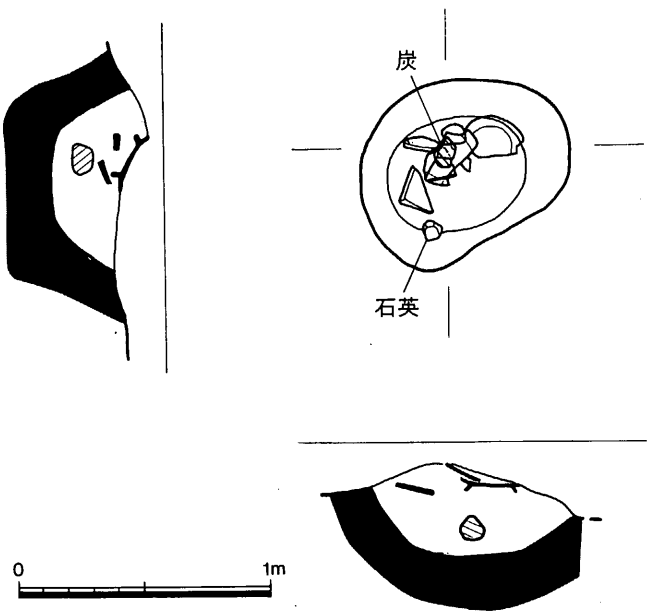
して残るが、II期においてはこの溝状遺構の上部に瓦などを敷いて雨落ちとしていたことも考えられる。

階段部は第49次調査で検出した部分を東に延長してコーナーを求めたが、削平のため隅部の石は抜き取られ、新たに地覆石を5個検出するに留まった。石は既検出のものと同じく凝灰岩ではあったが、整形が粗く大きさや形も揃わない。東端の石のみは当初丁寧な整形をされていた様だが、現状では二分割され磨滅も激しい。他の4個については上面と基壇前面を若干平坦に整形するが丁寧なものではない。またこの部分のみ、高さを揃える為か石を2段もしくは3段積み重ねている。これらは1つを除いて全て凝灰岩で、サイズも小さく整形痕もない。表面は上部の地覆石よりも若干外に張り出し、面をきっちりと揃えた状況ではない。3段目の石については一ヵ所以外では認められず、唯一花崗岩自然石である。階段部前面の整地土は地覆石の約15cm手前で薄くなりながら途切れ、茶灰色土の掘込が入ることから、石の据えつけ掘形か階段部の掘込み地業の可能性がある。

以上の調査状況から、II期基壇は花崗岩自然石による積石的な基壇構造が想定され、地覆がコーナー部分のみ残っている状況については、III期造営に際してII期の基壇を規模的にも踏襲するための、基準的なものとして残したことが考えられる。この点については今後の調査の進展も含め、さらに検討する必要があろう。また現時点ではIII期と同様のプランと考えられるが、階段や上部構造等についても現段階では確定しがたく、今後の検討課題としておきたい。

土壙

SK105（第5図）　基壇東南隅で検出した不整円形の土坑。南北0.37m、0.41mを測る。上部は基壇と同様、削平を受けていると思われる。内部からは土師皿2枚・平瓦片4片・直径4cmの石英塊・直径5cmほどの炭の塊が出土した。まず検出面で土師皿が正位より若干傾いて据えてあった。その下に、瓦・石英がほぼ同レベルで配され、瓦は全て平坦に置かれていた。そしてさらにその下、土壙底から約8cm上位から炭の塊が出土した。木炭と思われるが、正確



第5図　土壙SK105実測図（1/50）

な種類・元来の形状は不明である。これらの間に埋土の変化はなく、一貫して暗茶色粘質土である。一括埋納と思われる。全体の配置としては、石英は南よりに置かれるが、他は北寄りに上・中・下と間をおいて重なるように配される。これは、炭に対して二重に蓋をするように置かれたものとも捉えられる。また石英は地鎮などの祭祀に宝物として使用されることがある。以上の状況を合わせみると、この土坑も何らかの祭祀に伴って埋納された可能性が強いと思われる。特に注目される類似遺構として、平城宮跡大極殿の基壇南斜面において、今回出土の2枚の土師皿と同時期の土師器皿や炭化物・鉄製紡錘車を埋納した祭祀土坑が検出されている。

SK108　調査区東北隅で検出した不整形の土壙で、約半分は調査区外に拡がりがあることから、プラン全体については不明である。現状での長軸は、約2.5mで深さ0.3mを測る。上層は近世の耕作により攪乱を受けており、その耕作土を除去した段階での観察では、II期整地層を掘込んだ土坑であることは現状でも確認できる。焼土や灰、炭化物とともに多量の瓦が埋め込こまれた状態で検出したことから、瓦を廃棄するために掘られた土壙と考えられる。出土遺物として瓦以外は認められなかったことからも、このことが支持可能である。　　（齋部・杉原）

出土遺物

SB010出土土器（第6図、図版11）

ここでは、基壇積土中より出土した土器について報告する。大半は基壇積土上面より出土したものであるが、断面の上層積土中より採取した須恵器蓋が1点（4）あり、さらに下層の淡茶灰砂層中より採取した須恵器蓋（6）がある。

須恵器

蓋（1～6）1は口径12.6cmを測る。2の口端部の折り返しは明瞭で外天井部をヨコナデする。3・4の復元口径は同じで、いずれも口端部の折り返しを残している。4の器高は低く天井部と体部の境も不明瞭となる。5・6は2点とも返りを有し、6については特に内傾が強くわずかにその痕跡をとどめている。また、いずれも天井部にはヘラケズリを施す。6の口径は21.6cmを測る。

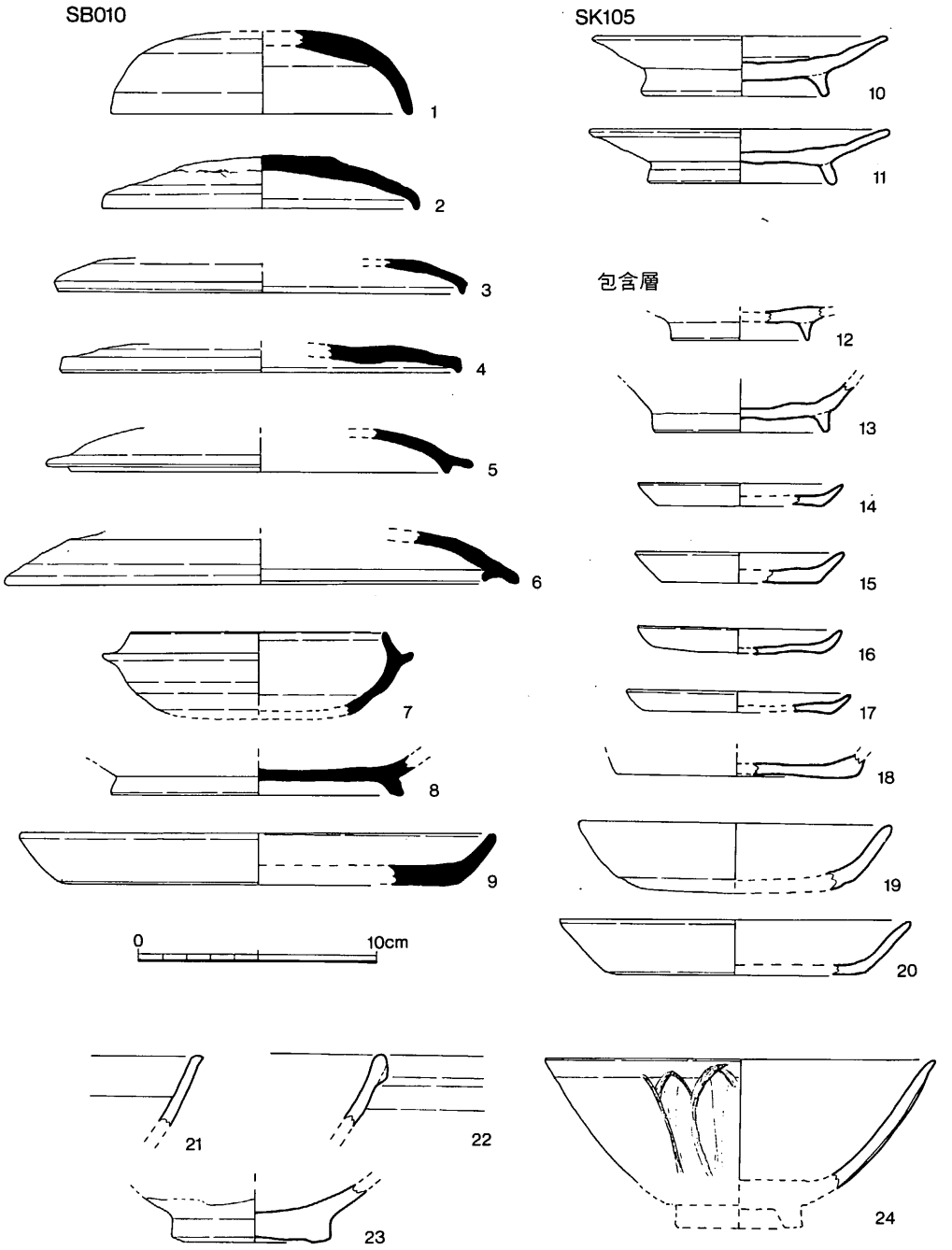
杯（7・8）7は口径10.7cm。8の外底部は回転ヘラケズリ。

皿（9）外底部を丁寧なケズリにより仕上げ、口径21.8cmを測る。

SK105出土土器（第6図、図版11）

土師器

高台付皿（10・11）いずれも浅めの皿に高台を貼付したもので、器高・口径ともほぼ同じで規格的である。10は口径12.4cm、器高2.4cmを測る。外面口縁端部付近に粘土の厚みを残し、石英粒子も多く、作りも決して丁寧とは言えない。11は口径12.6cm、器高2.3cmを測る。接合部のナデにより高台外面には稜を持つ。また、外底面には板状圧痕が認められる。11を上に10を下



第6図　出土土器・陶磁器実測図（1/3）

にして若干重なった状態で出土した。

包含層出土土器・陶磁器（第6図、図版11）

基壇周辺の包含層などで出土した遺物である。12・19・20は基壇北側のII期基壇地覆石前面の焼土層上面より出土し、それ以外は基壇南側前面の包含層より出土したものである。

土師器

杯（12・13）12は底径5.8cm。13は7.4cmで、基壇前面部の暗灰色土より出土。

皿（13～20）14・15・17・18は基壇前面部に広範囲に堆積する暗灰色土層中から出土した。16は淡灰色土層中の出土である。14・16・18の外底面はいずれも糸切りで、15・16には板状圧痕がみられ、外底面の調整は端部での観察のみでは明瞭でない。19の口径は13.2cm。20は口径14.8cmを測る。

白磁

椀（21～23）21は口縁を外反させて端部を水平にするV類。22は口縁部を玉縁にするIV類で、端部を肥厚させる。23の高台は厚く削り出しは明瞭でないがIV類の底部である。1は基壇北側の淡橙灰色土層上面より出土。2・3は暗灰色土層より出土。

龍泉窯系青磁

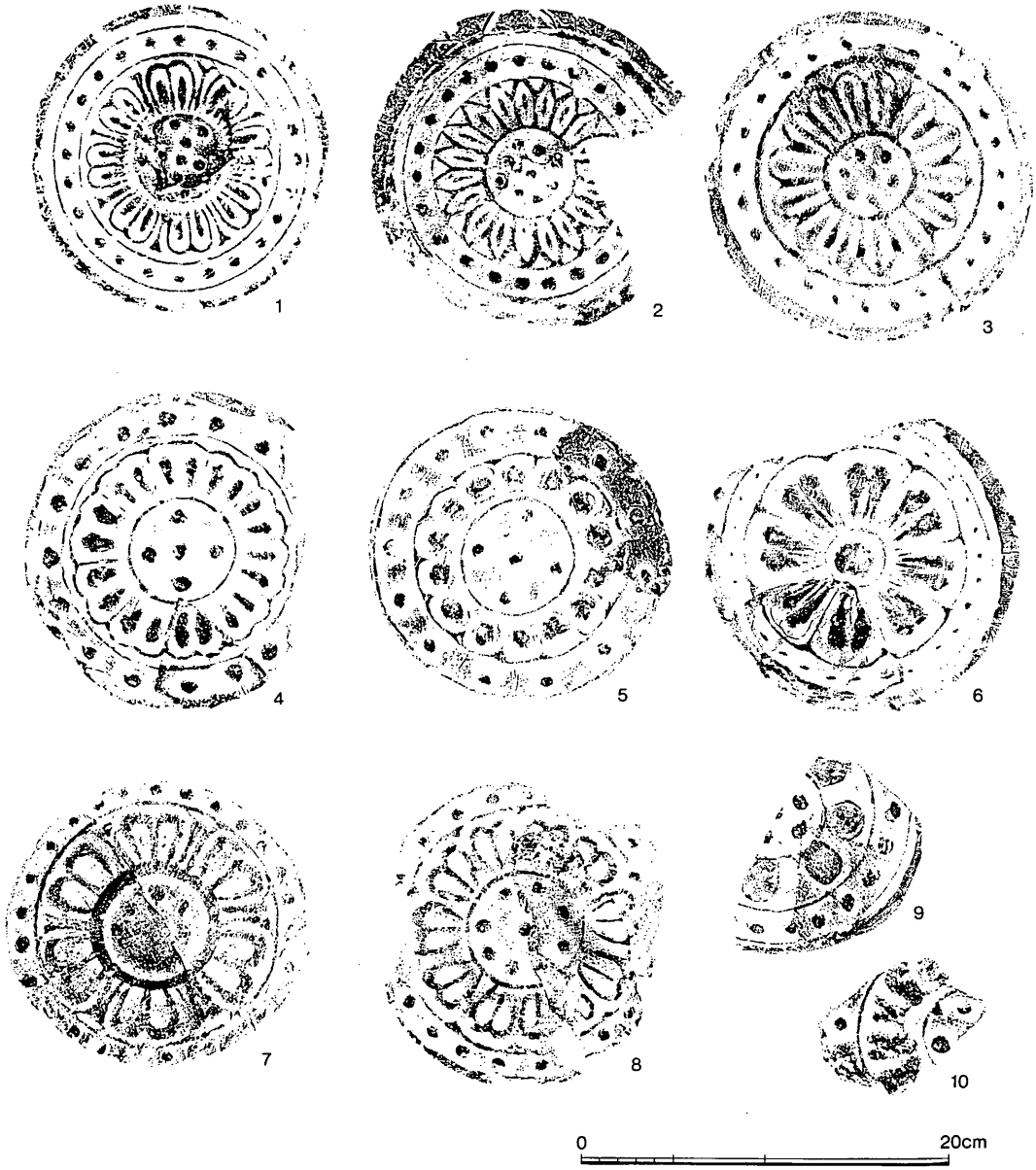
椀（24）鎬蓮弁の文様を有する椀I－5類である。口径16.4cmを測る。基壇前面石敷き周辺の淡灰色土層より出土。（杉原）

瓦類

1月20日現在での中間概要である。軒丸瓦片10種35点、軒平瓦5種28点、鬼瓦片3点、文字瓦片31種148点、丸・平瓦片土納袋150袋以上が出土している。整理途中ではあるが、ほとんどの瓦片が小破片であるうえ、角がとれ丸くなった状況で出土している。正殿の周囲が畑地として耕作されていた時期に投げ上げられた状況のものが多い。遺構からも若干の軒瓦片の出土もあるが小破片であり、概況報告に留めたい。

軒丸瓦（第7図、図版12）

1は、鴻臚館I式軒丸瓦である。最も大きい破片を図にしたが、他に外縁部の破片3点が出土している。遺構との関連もない。2は、今回出土軒丸瓦のなかでは最大の破片である。政庁域では回廊西南隅の調査で比較的多量に出土したことが知られている。瓦当文様は、単弁19弁蓮華文で丸瓦部は縄目である。瓦笵に彫りなおしがない段階のものである。2点が出土している。3は、弁端の丸い単弁14弁蓮華文軒丸瓦である。丸瓦は斜格子文で「平井瓦」の文字銘が伴った例がある。2点が出土している。4は複弁10弁蓮華文軒丸瓦である。比較的整った瓦当文様で丸瓦は斜格子叩きのものが用いられている。4点の出土があった。5は来木瓦窯産軒丸瓦である。弁間に突起状の界線があることから単弁14弁蓮華文と考えている。丸瓦は軒平瓦で言う包み込み技法に近いかたちでとりつけられる。丸瓦先端の凹面をヘラ削りしている例があ



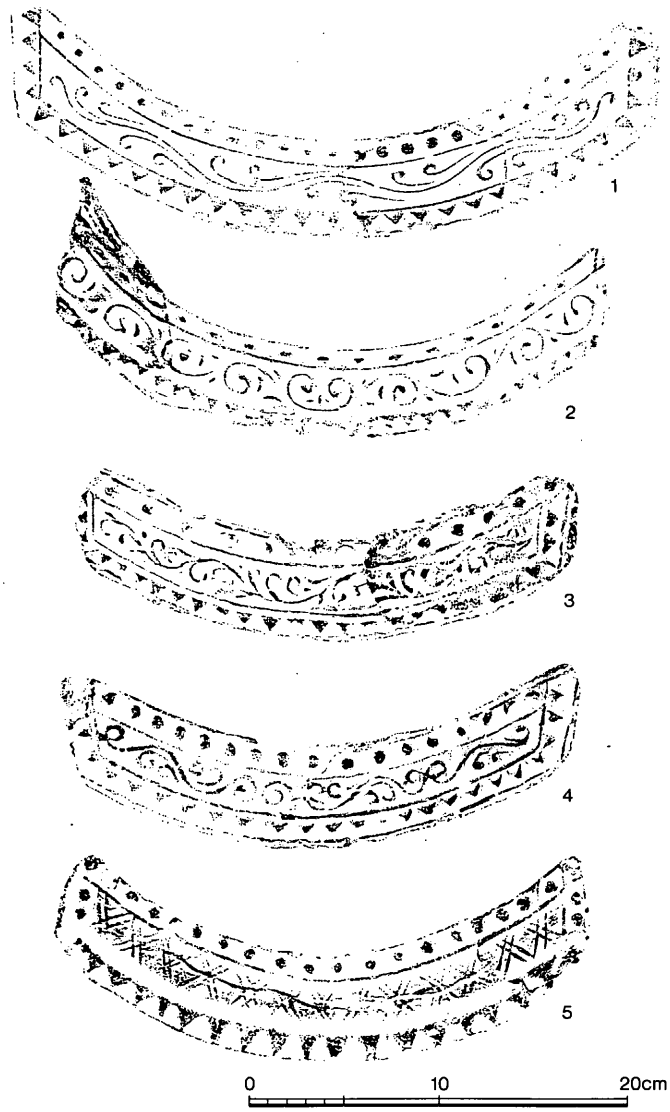
第7図　出土軒丸瓦拓影（1/4）

る。1点出土。6は複弁8弁を思わせる蓮華文軒丸瓦で、中房は丸く高い珠文が1個が界線に囲まれる。外区は細い珠文帯の外に高い外区がつく。最近、鞍手町で同笵例が出土しているから生産地は鞍手郡内である可能性が高い。1点出土。7は彫りの浅い複弁6弁蓮華文軒丸瓦で間弁が2枚ずつある。出土量は全体的に少ない。1点出土。8もまとまった出土状況を示す軒

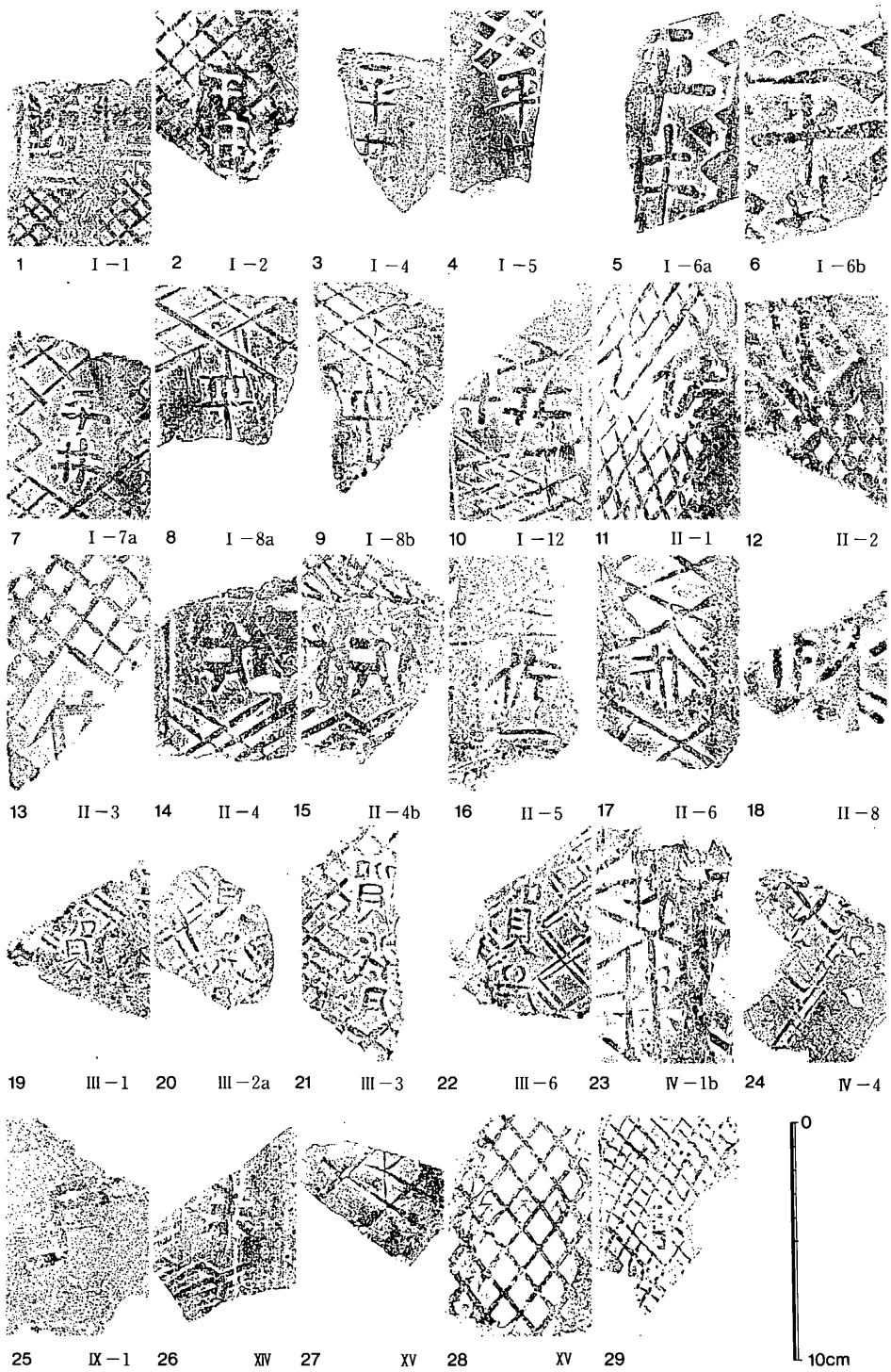
瓦ではない。複弁11弁蓮華文を内区に飾るが、1弁は単弁である。3点が出土。9・10も極くまれに出土する軒丸瓦である。製作手法等についても不明の点が多い。それぞれ1点ずつ出土している。なお、瓦当文様の1部が残っているが形式不明の軒丸瓦片15点が出土している。

軒平瓦（第8図、図版13）

1は老司II式軒平瓦である。粘土紐桶巻き作りによって製作されている。平瓦部に縦方向の縄目叩打の痕が残るが顎部は横方向に叩打されている。1点が出土。2は鴻臚館I式軒平瓦で3点が出土している。鴻臚館式軒瓦は政庁II期を代表する軒瓦であるが、特に政庁後殿地区（第15次調査）や筑前国分寺で多く出土している。3は内区の唐草文が7回反転左行する軒平瓦である。軒瓦は瓦笵に粘土が詰め込まれている状況で別作りした平瓦を包み込み技法によって接合している。5点と軒平瓦では最も多い出土量を示している。4は短く完結す唐草3単位で内区を飾る軒平瓦である。来木瓦窯産と思われる軒瓦である（第169－2次調査）。いわゆる包み込み技法によって斜格子目の平瓦が接合される。4点が出土した。5は複線の「×」文を13単位内区飾る軒平瓦である。これまでの出土例では内区中央を蛇行する沈線が認められるが、今回出土している4点はいずれも端の破片であるため沈線が認められるものはない。平瓦は斜格子文で「賀茂瓦」銘の文字銘を伴った例が知られている。3点出土。この他に瓦当文様の1



第8図　出土軒平瓦拓影（1/4）


1 I－1
2 I－2
3 I－4
4 I－5
5 I－6a
6 I－6b
7 I－7a
8 I－8a
9 I－8b
10 I－12
11 II－1
12 II－2
13 II－3
14 II－4
15 II－4b
16 II－5
17 II－6
18 II－8
19 III－1
20 III－2a
21 III－3
22 III－6
23 IV－1b
24 IV－4
25 IX－1
26 XIV
27 XV
28 XV
29
0
10cm

第9図　文字瓦拓影（1/4）

部を残しているものの瓦当文様が判定出来ない軒平瓦15点が出土している。

鬼瓦

左眼球部と思われる破片2点とヘラによる沈線で額部三段の皺を表現したと思われる破片1点が出土している。いずれも手づくりされた鬼瓦である。

文字瓦（第9図、図版13）

31種148点の出土があった。文字銘はすべて丸・平瓦の凸面の叩打痕の1部に陽刻、陰刻されたものであり、ヘラ書によるものはない。大宰府史跡出土の文字瓦については、石松、高橋両氏の分類（「大宰府出土の瓦について（二）」『九州歴史資料館研究論集4』1978）がある。以下、この分類にしたがって概要を報告する。なお、第9図の拓図下、左側の数字は通し番号であり右側の数字は両氏分類の種別を示すこととした。

Ⅰ類は、「平井瓦屋」・「平井瓦」・「平井」・「井」の正字・左字と追刻のあるものを含めて16種が掲げられている。生産瓦屋を示す文字銘と考えられている。1は陰刻左字で「平井瓦屋」。平瓦片2点が出土。2は陰刻正字「平井瓦」。平瓦片4点が出土。3は陽刻左字で「平井瓦」。丸瓦片1点。4は陽刻正字で「平井」。なお、斜格子部分を陰刻とする。丸瓦片4点・平瓦片7点が出土。5は陽刻正字で「平井」。Ⅰ類のなかでは最も大きい文字銘の瓦である。斜格子部分は陰刻。丸瓦片2点・平瓦片17点とⅠ類のなかでは最も多い出土点数である。6は5の叩打具に追刻を行ったものと考えている。平の字の右端の部分を叩打具の端まで彫り込んだ結果の所産であろう。前掲分類にはなくⅠ類の6bとして設定する。文字を囲む陰刻斜格子部分にも追刻があると思われるが良好の資料を得た時点で確定したい。平瓦片5点が出土。7は陽刻正字「平井」である。前掲分類では本例を7aとし、斜格子に追刻が認められるものを7bとして設定している。今回の出土例には斜格子の部分に追刻があるものは認めていない。丸瓦片2点・平瓦片6点が出土。8は陽刻正字「平井」銘である。平の字の上部に叩打具の傷があり、斜格子の枠まで達しているのが特徴である。平瓦片1点が出土している。9は8の叩打具の斜格子文の部分に追刻が認められるもので分類では8を8a、9を8bとしている。丸瓦片で2点・平瓦片で6点が出土している。10は叩打具の横方向に「平井」を陽刻したもので平瓦片5点の出土があった。なお、Ⅰ類に分類されている文字瓦のなかで、今回、図に掲載していないものがある。1つはⅠ－3類陽刻正字「平井瓦」銘のもので　丸瓦1点の出土があった。また、Ⅰ－10類陽刻左字「平井」の平瓦片1点も出土している。両者ともようやく判定にたえるほどの小破片である。

Ⅱ類に分類された文字瓦は、「佐」・「佐瓦」の正字・左字と追刻されたものを含めて11種に分類されている。この文字銘のうち「佐」字と明らかに判定出来るものは2種（1・2類）だけで、3～6類は、正字・左字が混るが最終画が省略されている。7～9類についても、「佐」・「佐瓦」と判読されているが、この判読については問題が残るものと思う。なお、Ⅱ類

も生産瓦屋を記すものと推定されている。

11は、陽刻正字「佐」である。丸瓦片8点が出土。12は陽刻左字「佐」であるが、第四画の下部に余分な一画が付加されている。平瓦片1点が出土。13は陽刻正字「佐」であるが最終画が省略されている。松倉瓦窯に同笵例がある。また、偏行忍冬唐草文の退化した軒平瓦に、この文字銘が叩打されたものがある。平瓦片で3点出土。14・15は陽刻正字で「佐」であるが最終画がない。II－4類には、文字枠の上部が平行線となるもの4aと追刻して斜格子としてたもの4bとがある。14については文字枠上部の文様が判定出来ていない。4aの可能性を残すものとして掲げた。15は丸瓦片3点・平瓦片1点が出土している。16は陽刻正字「佐」である。前例同様、最終画がない。平瓦片6点が出土。17は陽刻左字「佐」である。最終画がない。丸瓦片で1点・平瓦片で6点が出土している。18は陽刻正字で「佐瓦」と判読されている。異体字であろうか。丸瓦片1点・平瓦片6点が出土した。

III類は、「賀茂瓦」・「賀茂」・「賀」の陽刻の正字・左字が刻まれたもので追刻を含めて10種が知られている。このうち、4種ほどが政庁北側の丘陵端部で見つかっている都府楼北瓦窯の瓦叩打痕と一致している。二重の斜格子文のものが5種あり特徴となっている。

19は陽刻正字「賀茂瓦」である。平瓦片2点が出土。20は陽刻正字「賀茂瓦」である。分類では二重斜格子目のものを2aとし、二重の斜格子をつぶして一重の太線にしたものを2bとしている。今回、2b種は見い出していない。丸瓦片2点・平瓦片1点が出土。21は陽刻左字「賀茂瓦」である。賀の字の十画目が省略されている。一枚の瓦に19と同時に施文された例があると言う。また、連続する二重格子文軒平瓦（第8図5）に叩打具痕を残すものがある。丸瓦・平瓦片とも3点ずつ出土している。22は陽刻正字「賀茂」である。茂の字は便化されたものであろうか。丸瓦片1点・平瓦片6点が認められた。

IV類は、天満宮出土資料を含めて「安楽之寺」・「安楽寺」・「安」の陽刻文字を記したものが追刻を含めて6種に分類されている。このうち「安」については左字がある。「安楽之寺」・「安楽寺」は明らかに瓦の供給先を記したものである。

23は「安楽之寺」（IV－1a類、太宰府天満宮所蔵資料）の文字が、縦・横方向に直線を追刻して消したものである。安楽寺以外に瓦を供給するために消したものであろう。来木丘陵の発掘調査（第169－2次調査）で7片ほどが出土したことから、来木瓦窯で生産された可能性が高くなった。今回は丸瓦片で3点・平瓦片23点が出土している。文字瓦のうちでは、最も多い出土傾向を示す。このことは政庁第III期正殿の主要な葺瓦の1種である可能性を思わせる。24は陽刻左字「安」である。丸瓦片1点が出土している。

この他では、25が「大瓦」（陽刻左字）と判読されているものの一部であろう。IX－1類に分類されている。丸瓦片・平瓦片1点ずつ出土した。26が「未」（陽刻左字）で、XIV類に分類されている。丸瓦片1点。27・28は前記分類には、今までのところ含まれていない。分類で最

も近いのにXVIII類「大」がある。25・26を文字と判断すべきものか、記号であるのかやや問題はあるが、丸・平瓦の叩打痕としては時々見かけるものであり、XVIII類の一部として加えたい。27は平瓦片で1点、28は丸瓦片で1点出土している。29は判読出来ない。分類の中で最も近いものにXVII類「四王」と判読されているものがある。この文字瓦の変形か新種かの問題があるが、ここでは紹介するだけに留めたい。平瓦で1点が出土している。これ以外に、明らかに文字銘の1部が残っていると判断されるものの文字銘全体が判明しないものが丸瓦片2点・平瓦片で9点ある。

整理作業中途での結果であるが、出土した瓦片は量が多いうえに、いたみも進んでいて小破片が多く、水洗・選別作業ははかどっていない。後日を期したい。（栗原）

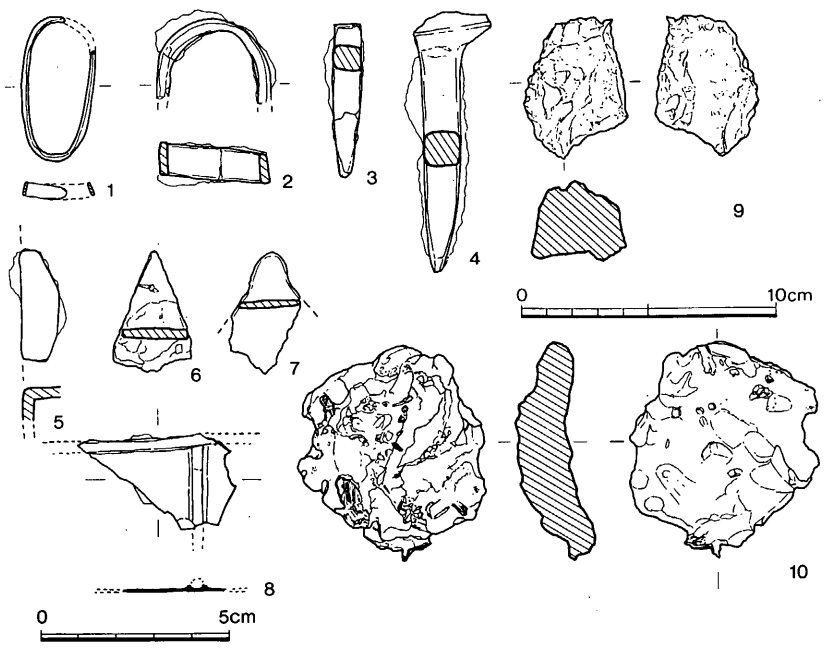
金属製品（第10図、図版11）

銅製刀具（1）刀の鞘止め具である。一部を欠くが幅4㎜、厚さ1㎜強を測る。SB010古の地覆石前面の焼土層中より出土。

鉄製刀具（2）残存する形状から刀鞘止め具と考えられる。幅8㎜、厚さ2.5㎜強を測る。近世以降の耕作土中より出土した。

鉄製釘（3・4）3は角柱形の釘で、面幅は67㎜で断面ほぼ正方形である。通常見られる頭部の折曲げはみられない。SB010B地覆前面の焼土層上面より出土。4は頭部の折曲げを持つ角釘である。基壇上に盛土整地された近世の瓦層より出土した。

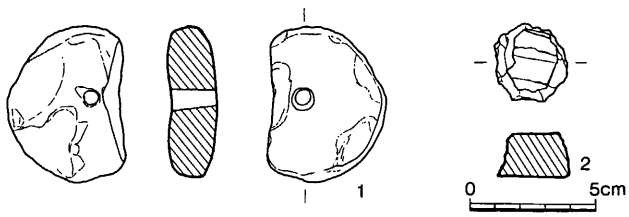
不明鉄製品（5～10）5は厚さ3㎜程度の鉄板を折曲げた形の製品である。基壇東の近世耕作中より出土。6は一定の厚さを持って頭部を尖頭状に仕上げた形である。基壇南崩壊部部段落ちより出土。7は頭部が舌状に仕上げられている。近世耕作



第10図　出土金属製品実測図（1/2・1/3）

土層より出土。8は鉄板を合わせて端部を中空にして芯棒のようなものを通す。基壇上の近世以降の耕作土層中の出土。

鉄滓（9・10）9は基壇前面の暗灰色土層中より出土した。10は炉壁に付着していたものである。近世の瓦埋土層中からの出土。



第11図　出土土製品実測図（1/3）

土製品（第11図、図版11）

紡錘車（1）瓦を打ち欠き整形している。3分の1を欠損するが、復元すれば径6cm強の円形となる。厚さは2cmで、孔の径は7mm強である。基壇上の溝状遺構より出土した。

円盤形瓦製品（2）瓦を打ち欠き円盤状に整形したもので、外面に格子状の叩きの痕が観察できる。中世遺構からよく出土する遊戯具一種であろう。基壇前面暗灰色土層中より出土。

小　結

第180次調査は、現在も継続中である。その為、総括的な報告については、来年度以降に譲ることにし、ここでは現段階での調査成果をまとめる程度で記す。

1．既応の調査

政庁跡については、これまで南門・中門（第1次 昭和43年）、南門前外濠（第2次　43年）、回廊西南隅部（第6次 45年）、回廊東北隅部（第15次 46年）、築地東北隅（第26次 48年）、西脇殿（第30次 48年）、前庭部（第30次補 49年）、北門（第41次 51年）、正殿・後殿の一部（第49次 52年）の9箇所の調査を実施している。これらの調査により、政庁跡については大きく3期に分かれることが解っている。Ⅰ期は中門・回廊東北隅部・北門地区で掘立柱建物・柵列を検出している。これらは朝堂院形式をとらないことが判明し、その年代については7世紀後半代に比定されている。そして8世紀の第1四半期に礎石を使用する朝堂院形式になり、律令体制に伴って整備される。全体の規模は東西112m、南北211mである。第Ⅲ期は藤原純友の乱の兵火後再建されたもので、回廊や南門基壇、後殿地区において大きさや配置に若干の変化はあるものの、第Ⅱ期とほぼ同規模で建てられていることが明らかとなった。

2．調査のまとめ

SB010新

現在地表面に礎石を残す正殿跡建物SB010新は、7間×4間の四面庇建物である。礎石の配置から桁行×梁行の総距離は、28.5m×13.0mで、柱間の平均寸法は、身舎桁行3.2m、梁行4.4m、庇部3.4m、3.2mとなり、基壇規模については、東西34.7m、南北19.7mに復元されている。

昭和50（1977）年の正殿跡の調査（第49次）では、北辺部に設定したトレンチにおいて地覆石が残る階段部と基壇基底部を検出していた。地覆石は凝灰岩を長さ60cm、厚さ20cm程度の角柱状に加工した切り石である。今回の調査でも、この地覆石の続きを検出したが、階段東側のコーナー部分においては大きな攪乱により抜き取られており、階段幅の正確な数値を求めることはできない。また、階段の上部構造についても、基壇が大きく削平を受け、すでに失われているため復元できない。この階段部の張り出しは、中央北のトレンチにおいても認められた。このことから、さらに西側にももう一ヵ所取りつくことになる。前面については後世の削平により全く痕跡がないが、後面と同じく三ヵ所の階段が取りついていたと考えられる。また、掘込み事業の有無については、基壇積土の断ち割りを行っていないので現時点では不明である。

ところで、後面部の第III期整地面から、礎石柱座までの高さが約80cm程度であり、また、角柱状に加工された地覆石の形態から、このSB010上層基壇は壇上積み基壇の可能性が考えられる。しかし、前面整地面と礎石柱座の高低差はほぼ倍の160cmである。もし、壇上積みの基壇化粧を想定した場合、この高低差から束石や羽目石の積み上げも前面と後面とは同一とすることはできない。例えば回廊を境に前面については2段、後面については1段という変則的な構造も考えられる。

SB010古

下層基壇の地覆の一部を東北隅において検出した。現段階においては、部分的な発掘に留まっているため、建物規模について明らかにできないが、この下層基壇のコーナー部分に残されている地覆石は、角礫状で幼児頭大の花崗岩である。その花崗岩製地覆石の北側では、基壇線に平行して東西に走る溝状の遺構を検出した。幅は80cmであり、一部プランに沿う形で焼土が広がっている。この溝が切り込む整地層は面をなし、地覆石周辺においても攪乱を受けずに残っている。さらに、上面には焼土が残り、層位的にみた場合、第III期整地層の下層に位置づけられる。これらのことから、この溝が切り込む整地層はII期最終期のものとみられ、周辺に攪乱がないことから、花崗岩地覆石と溝状遺構は本来同時期に存在したとみられる。現在までのところ、この検出したSB010下層基壇と、SB010上層基壇との確実な層位関係については後世の攪乱により判断し難い。しかし、周辺部の状況や高低差などを考慮すれば、SB010下層基壇については、II期基壇の一部として位置づけてよいものと考える。また、この地覆が残るコーナー部分は、想定している第III期基壇コーナーと重複する。しかし、先に述べたとおり、これらが抜いて据え直された状況は現在までのところ確認できない。このことから、SB010新の時期においても、この花崗岩の地覆石は引き続き残っていたとみられる。その理由としては、建て替えにおいても抜かれず、地盤補強のためか、あるいは地覆の根石として再利用された可能性が考えられる。

このような調査状況により、SB010B古の基壇化粧石については、いまのところ花崗岩を使っ

たとみてよいだろう。ただしその場合、上部構造についてはさらに検討する必要があるが、これに類似する基壇を持つものとして、観世音寺講堂例がある（1989～1990年調査、平成３年度概報）。

観世音寺の講堂の調査では、５時期にわたる講堂の変遷を明らかにしたが、その第Ⅰ期の基壇では、地覆石に対して羽目石状に直立する化粧石を確認している。これは、攪乱を受けた状況がみられず、基壇構築時期の原位置を保っていると判断される。そして、このⅠ期講堂の補修年代は８世紀前半から９世紀初と考えられており、今回検出の政庁第II期とみられる花崗岩製地覆とほぼ同年代である。このことから、正殿II期の基壇についても観世音寺と同様な花崗岩を使用した基壇化粧を推定することも可能であろう。

正殿跡の修復

大宰府政庁が、その機能を失う時期は定かではないが、周辺官衙でみられる建物の廃絶期から、11世紀後半頃と考えられる。正殿においては、基壇東側を縦断する大きな谷状の攪乱が入り、石敷きなどが流れたり、抜きとられたりした状況がみられ、おそくとも13世紀代には廃絶したと考えられる。この頃までには、政庁の荒廃はかなり進んでいたと考えられ、16～17世紀においても、基壇上の一部や周辺では、畝が作られ水田耕作が行われた状況であった。この荒廃した正殿の基壇が現在に近い状態となるのは、19世紀以降である。

今回の調査では、人為的に埋められた瓦層を検出した。これは、荒れた基壇上に、耕作土や摩耗した瓦を積み上げ、崩壊部分を埋めた状況で、「基壇修復」といえるものである。埋土は互層となっており、基壇上や庇崩壊部分においても同一の埋土が認められることから、この「基壇修復」は大がかりであるにも関わらず、短期間のうちに行われた作業であったと考えられる。この修復の時期については、出土した陶磁器などから19世紀前半の時期が与えられる。

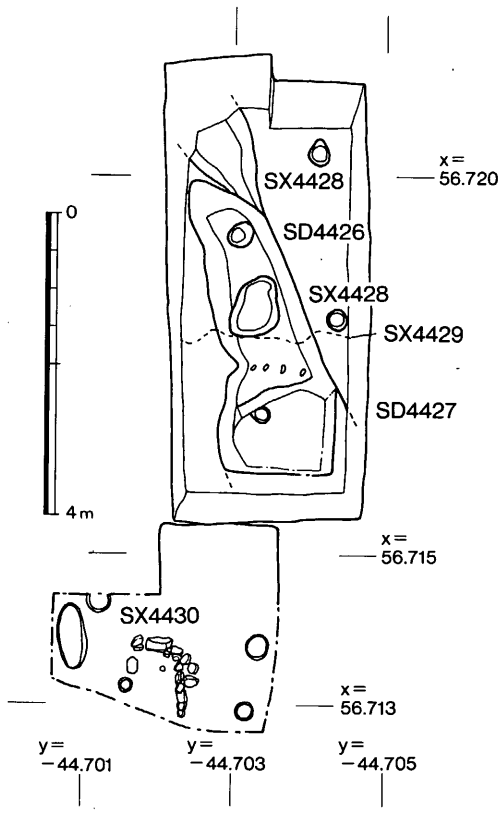
現存する資料として、黒田藩が政庁およびその周辺の礎石調査を行った際の記録として描かれた『文政三庚辰年三月観世音寺村之内旧跡礎現改之図』が残っている（図版16・17）。これは、大宰府政庁をはじめとして、蔵司、戒壇院、観世音寺などの礎石の数と配置を詳しく記録したもので、当時の礎石の状況を知る貴重な資料である。この図には、大宰府政庁における礎石の数203個が記録され、現存する礎石の数に比べるとはるかに多い。おそらく、この記録以後礎石の多くは抜き取られ、現在の数に至ったと考えられる。しかし、図にしるされた正殿跡の礎石の数は、現状と変わらない。この礎石の数に移動がみられない点は注意され、絵図を作成した時には、正殿跡の修復は成されており、基壇と礎石は現在に近い状態にあった可能性が高い。そのように考えると礎石調査は、正殿跡の修復と重要な関わりを持って行われたとみることができ、この絵図が作成された意図も、より理解できるのではないだろうか。現段階では確定し得ないが、今後、さらに文献などで検証すべき大きな課題の一つである。（杉原）

2．第181次調査

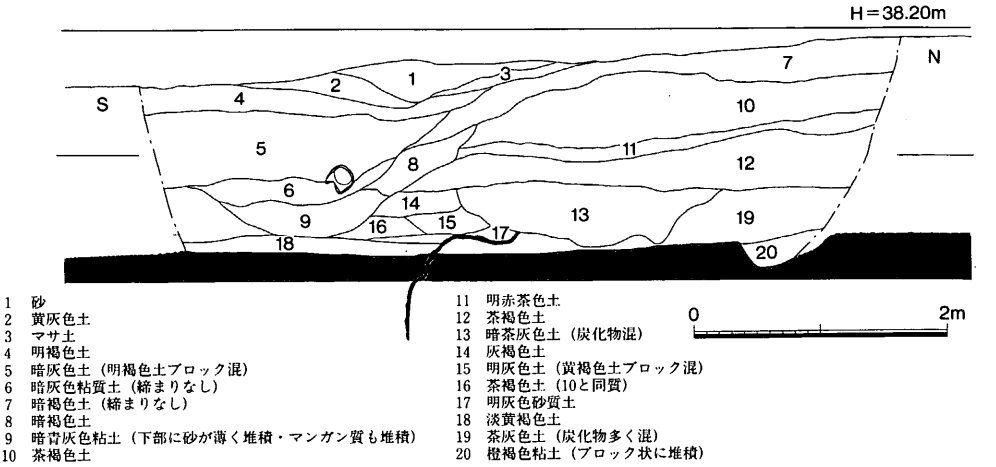
調査地は太宰府市観世音寺４丁目559-2に所在し、大宰府政庁跡の東側に接して位置する。大宰府政庁域は南北にのびる月山丘陵によって東側と隔てられているが、調査地はその丘陵の南端付近に立地している。既往の調査（第31次調査・第34次調査・第35次調査・第99次調査）によって周囲では柵や掘立柱建物群を検出している。一郭が柵によって囲まれた官衙であったことを現在想定しており、月山地区官衙と呼称している。当該地は特別史跡大宰府跡の指定地内にあって、現在、真言宗仏心寺が所在している。今回は、仏堂の増改築のための史跡の現状変更に伴う事前調査である。この間、史跡地内の建物景観に対する配慮などを含めた協議を重ねてきた。今回の調査では官衙域を区画する柵の延長と、その他の遺構の広がりを確認することを目的とした。調査区は小形の重機を用いて柵の延長方向に小規模なトレンチを設定した。調査は特別展の準備で人員が割けなかったことから、特別展開幕後の平成10年10月26～29日に実施した。

層序

当該地の周辺はこれまでの成果をもとに柵や掘立柱建物が平面表示され、史跡整備が完了している。整備地と仏心寺の寺域とは現状で約1.5m前後の段差があり石垣による擁壁がなされている。そのため調査地が元来から周囲と比べて高い位置にあったのかどうかも調査開始前の関心となった。発掘の結果、この地点はそのほとんどが重層的な盛土整地層によって形成されていたことが判明した。南北に長いトレンチの東壁土層図に示したように、整地層は深さ1.5m前後の深さを測る。トレンチの中程で南側に落ちる段が認められた。最終段階にはこの段を埋めて南へと拡張しつつ上面を整えたことがわかる。この埋土は最上層の砂層や真砂土層が見られ、この下部に明褐色土層と厚く堆積した暗灰色土層がある。これらの埋土を除去すると、この段落ち傾斜に沿うようにして東西に走る溝状遺構



第12図　第181次調査遺構配置図（1/100）



第13図　トレンチ土層図（1/60）

SD4427が検出できた。この溝状遺構の一部から北半には暗褐色土が堆積している。一部埋めながら北半上面を整えた整地層である。この段階ではまだ南側は段落ちのままである。そして溝状遺構SD4427は北半の厚い堆積層から掘り込まれている。この堆積層は明赤茶色土層（0.1m）を挟んで茶褐色土層が上（0.4m前後）、下（0.3m前後）に重積する。これらは僅かに南へ向って傾斜する硬く締った整地土である。この整地土は地山面まで約0.5mの厚さが認められる。ただし、単純な堆積状況ではなく調査区の中程から北側と南側では様相に違いがある。北半は暗茶灰色土層・茶灰色土層が堆積。炭化物や瓦片、土器片を含んでいる。南半は灰褐色土・暗灰褐色土・明灰褐色土・明灰色砂質土・黄褐色ブロック土の埋積土の下に淡黄褐色土が堆積している。地山面は標高36.40m前後の高さで、土質は北半が灰白色花崗岩バイラン土、南半が黄褐色粘質土と明瞭に分れている。両者の間には茶褐色を呈する帯ラインが東西方向に走っているのが観察できた。地割れ痕跡と考えられる。尚、遺構検出面は地山である。

検出遺構

溝状遺構

SD4426（第12図、図版14）　トレンチの北西隅部から南東部に走る溝状遺構。下層の整地土を除去して検出した。南側に傾斜して僅かに広がっていく。両端部は多少出入りが認められる。中程で幅１m前後、長さ約５m。底面は0.15m前後の深さを測り、凹凸がある。特に北半では一旦端部が立上がっている。この個所に花崗岩の脈が通っているためと思われる。また、南半では段がついてさらに一段深くなる。これを境にして埋積土は変化を見せている。埋土は段より北側が橙褐色粘質ブロック土、南側が黄灰色ブロック土で、非常に堅く締っていた。遺物は土師器・須恵器、近世陶器が出土した。埋土の状況からは滞水した痕跡は認められない。また、人為的に埋め戻されていたことも間違いない。通路の可能性が高い。

SD4427（第12図、図版14）　段落ちの上層堆積土を除去して検出した東西方向の溝状遺構。

段落ちに沿って設けられ、底面は下層堆積土に掘り込まれる。横断面は緩やかなU字形をなす。上端で幅約2mほどと幅が広い。埋土は上に締りのない暗青灰色粘質土、下に暗青灰色粘土が堆積する。底面には砂層が薄く堆積し、マンガン粒子の付着が認められる。また、溝状遺構SD4427にはこの溝に沿って杭の痕跡が認められた。水田耕作に伴う水利施設と考えられる。埋土中から近世陶器が出土。

ピット

SX4428（第12図）　SD4426の東側で2個のピットを検出した。径0.3m前後、深さ0.25m前後。埋土は単純堆積、ともに瓦片が出土した。

地割れ・断層遺構

SX4429（第12図、図版14）　トレンチの南側寄りで東西方向に走る亀裂を検出した。幅1cm前後、蛇行してトレンチを横断する。茶褐色土の埋積が認められ、これを境に北は花崗岩バイラン土、南は黄褐色粘質土と不整合な面が認められた。トレンチ西壁での観察によると、亀裂は南半の17・18層と北半の19層との境界を走り13層の下面で切られている。亀裂の長さは少なくとも0.5m以上認められる。どのような原因でこれらの事柄が発生したのか考えてみる。地山面は亀裂を境にして不整合ながら上面は平坦である。地割れの亀裂には墳砂の形跡がないこと。土質の違う堆積層の境目を走っていること。以上のことから考えるとまず地滑りによる断層のズレが当地点で起り、その後、地山面に至る削平整地がなされた。さらに下層の堆積層（整地層）が形成された時点で地割れが発生したと考えられる。近世陶磁器を含む19層との関係からすると、地滑りは近世以前に、地割れは近世以降の所産か。ただし、これら地滑りと地割れは地震によるものか、山崩れによるものなのかは定かでない。

石列遺構

SX4430　トレンチ南端で検出した石列遺構。地山直上に10～35cmの自然石を鍵状に配する。東西0.7m、南北1.05mで石が途切れ、西・南への連続は調査区内では認められなかった。掘形は見られず配石も雑だが、どちらかといえば内側の面を揃えているようである。ただ、南北列が柵列SA559の軸線とほぼ合致しているのも事実である。SA559に連続するような遮蔽構造物に関わる遺構の可能性も考えられる。時期の決定が困難なことから断定はできない。

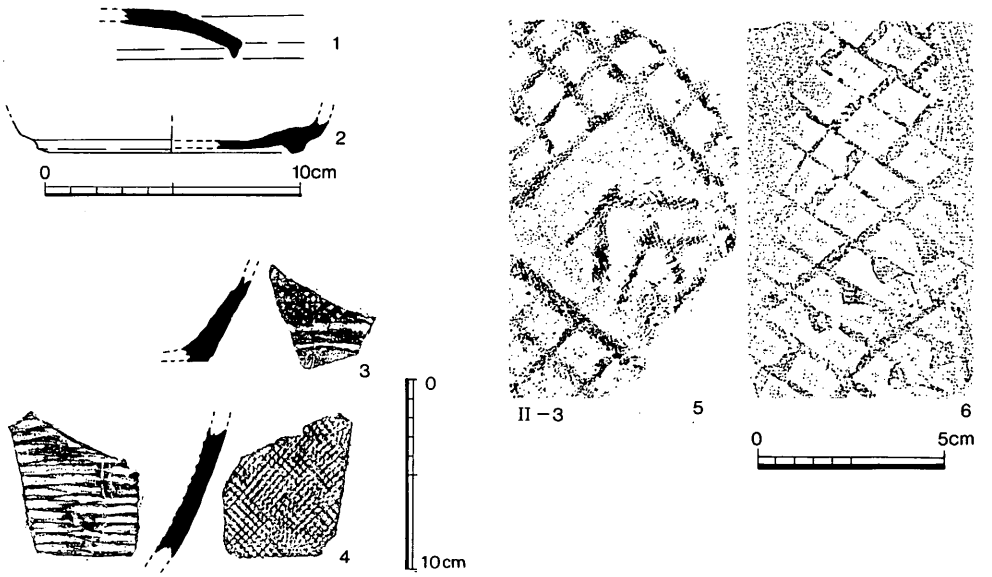
出土遺物

SD4426出土土器（第14図）

須恵器

蓋（1）　口端部を下方に突出させたもの。外天井部は回転ヘラケズリそれ以外はヨコナデを施す。天井部に焼成時の灰を被る。

杯（2）　高台を備えたもの。高台は低く外縁のやや内側に貼付される。外底部はヘラ切り



第14図　出土遺物実測図・拓影（1/3・1/4）

後にナデ、内底部はナデ・ヨコナデ。復元高台径10.5cm。

壺（3）　底部付近を残す破片資料。体部外面に格子叩き、内面ヨコナデ。肥後系の壷。

甕（4）　胴部の破片資料。外面に正格子の斜位叩き、内面に平行当て具痕を有す。（赤司）

瓦類（第14図）

文字瓦1点を含み60片程の破片が出土している。瓦片は19層、13層、ピットなどから出土。これら瓦片の出土により月山官衙地区のなかでは現状で一段高いこの場所も今後の発掘調査によって建物等が発見される可能性が高くなってきた。

文字瓦　平瓦凸面に叩き出された文字瓦である。最終画が省略された「佐」で、分類ではII－3類にあたる。文字は方形に近い枠に囲まれている。枠と枠外の斜格子目の線は太いのが通例である。均整唐草文軒丸瓦の一種と組合う。出土資料は、砂をを含み焼成も悪い。水洗によって表面が溶けるほどの状態である。

丸・平瓦片　19層から出土量の95%が出土している。凸面スリ消しの丸瓦11点、斜格子叩き打丸瓦片4点、凸面スリ消しの平瓦片8点、縄目10点、斜格子5点、この他は一辺が5cm以下のため丸瓦・平瓦とも判定がつかないもの18点である。このなかの1点に第14図6の叩き打具痕のある平瓦片が見つかった。1点だけの出土であるが、文字瓦同様生産工房等の検討には今後必要と考え掲載した。この上層（13層）では瓦の出土は少なくなり格子目丸瓦片1点・縄目平瓦片1点が出土しただけである。尚、ピットからも格子目丸瓦片が1点出土している。

（栗原）

小　結

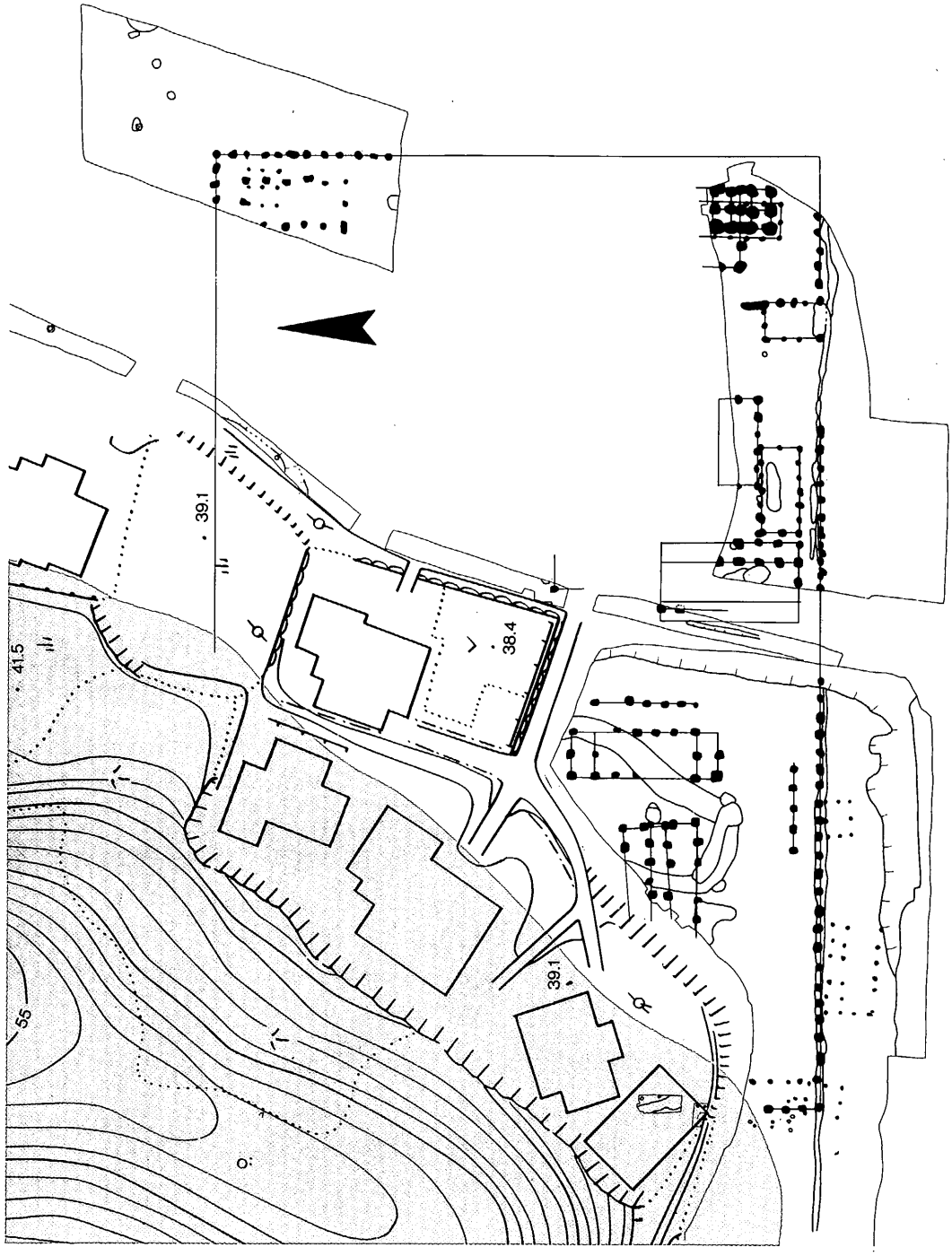
今回の調査は寺院の建物建替えに伴う緊急調査であったことから、調査面積も狭く地下遺構の把握にはかなりの制約があった。しかし、住宅が密集する現在の有り様からすればちょうど良い機会でもあった。

月山地区官衙についてはこれまでの発掘調査によってある程度の構造を知ることができるようになってきた。官衙域は、東西約112m、南北約71mの範囲を一本柱塀によって区画され、その内部には掘立柱建物が配置されている。昨年度も下水道工事に伴う事前調査で新たに２棟の掘立柱建物を検出し、合計11棟の建物が明らかになっている。これらは大宰府の中枢である政庁の第II期造営とほぼ同時期に設置され、11世紀前半代には廃絶したと考えられる。出土遺物や建物相互の計画方位等からみて８世紀前半代を中心に官衙が営まれていたと考えられる。現在全体の半分も調査していないのでその性格についての手がかりは不十分なままである。

今回の調査は、官衙を囲む西辺の塀SA559の北側への延長を探ることを主要な目的としていた。調査の結果、延長部分で柱穴は検出することができなかった。遺構検出面はSA559検出面より上であることからみて当地まで塀は延びていなかったと考えられる。つまり塀SA559は柱間３間で収束することが確実となった。土層が示すとおり当地は後に削平され、さらに盛土されていることが明らかである。造営当時は丘陵がもっと南側に張出し、塀SA559に接していたと考えられる。もしかすると削平以前の丘陵上に塀が延長されていた可能性もあるが、これについては追求のしようがない。いずれにせよ官衙域を周囲と区画する塀は全周せずに西側の丘陵に取付いていたのは間違いない。第15図は現地形との関連図である。網かけの部分が旧地形の丘陵と想定される。これを参考にすると、丘陵部分は官衙域全体の約１／４を占めていることが解る。こうしてみると月山地区官衙の場合、東側にはまだ平野部が広がっており地形的な制約は考えられないことから、あえて丘陵を一郭に取込んだ官衙だと考えられるのである。つまり月山丘陵という高見の立地が必要だったのかあるいは、丘陵地形を取込む必然性があったと指摘できるのである。

ところで、大宰府政庁の周辺ではこれまでの調査で官衙建物を数多く検出している。その配置状況は整然と区画された街区の中に配置されるのではなく、どちらかといえば分散して配置された様相を見せている。これは大宰府が大野城南麓の起伏に富んだ自然地形に立地しているため、その地形的制約を受けていることが大きな理由である。例外は御笠川に向って開けた政庁前面域に認められる。諸官衙は溝によって整然と区割されて配置がなされている。前面域を除く政庁周辺の諸官衙は、あるものは丘陵上や政庁背後の台地上に数棟の建物としてまとまっている。

これらのうち礎石式の大規模な倉を有し前面に築地塀と溝で区画された「蔵司」と、この月



第15図　月山地区官衙遺構概略図

山地区官衙を除くと、明確な外郭施設を備えたものが少ない。こうした点では外郭施設の有無は内部施設の保守や業務の完結性等、官衙の性格をある程度反映していると思われ、官衙比定の手がかりの一つとなろう。奈良時代には12司の印が大宰府に支給されている。平安時代には20程の所司名が考察されているが、その関連性も含めて官衙の実態も定かでないのが現状である。大宰府周辺で10前後確認している奈良時代の官衙ブロックが直接それらに該当するかどうかを含めて大きな課題となっている。

月山地区官衙は官衙域の規模が確定する少ない事例であり、大宰府の所・司の規模を知りうる貴重な例でもある。官衙名の比定を含めてどのような性格を有す施設であったかは、他例との比較や、内部の建物配置・出土遺物の検討がもちろん必要である。ただし、月山丘陵をその一画に取込んでいる点は重視すべきであろう。興味深いのはこの丘陵には漏刻台が置かれ、そのため刻山が月山に転訛したとする説がある。これまでに本格的な発掘調査は行っていないが、丘陵から漏刻台に関連するような遺構はまだ確認していない。『続日本紀』には大宰府の漏刻台に関する記載が見える。この丘陵は漏刻台を設置するにはその立地から見て適所である。平城宮では時間の管理は陰陽寮がたずさわり、漏刻博士が守辰丁をひきいて水時計を計測し、鼓を打って時刻を知らせたとされる。職員令には大宰府の官人組織に陰陽師の名が見える。大宰府の漏刻台が仮に政庁に西接するこの月山丘陵に設置されていたとすれば、月山地区官衙はあるいは陰陽師に関わる施設であるかも知れない。

また、大宰帥であった大伴旅人は公邸で「梅花宴」を催したとされる。旅人の歌には「わが丘の」あるいは「岡傍には」というように丘陵を指し示した言葉が見受けられる。また、梅花の宴で詠まれた榎氏鉢麿の歌にも「岡傍には」がみられる。このことは帥の公舎が丘の上、あるいは岡の傍らに構えられてたことを示唆するものと思われる。この月山地区官衙が帥の屋敷の可能性の一つであることは今年度の図録解説（大宰府復元Ｐ61）に述べているとおりである。もちろん宅地とすることの確証が得られていない現段階では即断できない。　　（赤司）

3．正殿跡の石碑について

近世、福岡藩では、貝原益軒の『筑前国続風土記』を初めとする地誌の編纂、大宰府跡の礎石数の調査など、大宰府跡に対する調査研究を実施すると共に、その顕彰・啓蒙にも努めた。建碑については二度計画されたが、藩政時代には実現に至らなかった。

その一は、寛政元年（1789)、西学問所甘棠館の館長亀井南冥に命じて撰されたものである。福岡藩は、天明4年（1784)、東西二つの藩校を開校した。東学問所修猷館は、朱子学派の藩儒筆頭竹田定良を初代館長とし、西学問所甘棠館は民間から登用された古学派（徂徠派）の儒医亀井南冥を館長とした。南冥は個性を尊重する自由な学風で多くの優れた門人を輩出し、また社会に対しても積極的に働きかけた。開校の年に志賀島で発見された「金印」に対し、『後漢書』の記事からその重要性を認定した最初の人であり、『金印弁』を著して金印保存の必要性を説いた。「太宰府碑」は、寛政元年碑文が撰せられたが、藩内における学閥争いから、碑文中の「當今封建国邑　名器非古」の文言が体制批判とされ、藩当局の忌諱に触れ、建碑が中止された。また寛政2年の幕府の「異学の禁」により朱子学以外の学問が禁止される等のこともあり、同4年、南冥は解職謹慎の身となった。

門流の尽力により建碑が実現したのは、南冥没後百年の大正3年である。同年6月21日、門下生香江道革の孫香江誠を建碑祭祀委員総代とし、福岡県知事谷口五郎等によって除幕式が行われた。

南冥による碑文での建設が中止されてより60余年経て、嘉永5年(1852)、御笠郡奉行矢野昭徳が藩命を受け藩督学竹田定簡に碑文を依頼し、「太宰府舊蹟碑」碑文が撰せられた。篆額は水戸徳川斉昭に請うたが、幕末の時勢から建碑目前にして建立中止となった。その碑文は『靖方溯源』、『史蹟名勝天然紀念物調査報告書／第二輯』、『福岡縣碑誌一筑前之部』に収録されている。

明治になり、地元民間の熱意により大宰府跡顕彰の建碑が実現した。

すなわち明治4年7月、御笠郡乙金村（現大野城市乙金）の前大庄屋高原善七郎美徳が「都督府古趾」碑を建立したのである。

高原家は、慶長以来乙金村の庄屋を世襲した。善七郎は本家七代和作美清の子で、後に分家をたてた。御笠郡下大利触の諸用聞、普請方等を経て、文政2年（1819）33歳で観世音寺村（現太宰府市観世音寺／大宰府跡所在地）庄屋となり、天保4年（1833）11月より、永岡触十九ヵ村等の大庄屋を歴任。慶応3年（1867）81歳の12月3日退役を許され、ただちに大庄屋上席、御笠郡大庄屋相談役を申し付かった。碑銘にある「保正」は庄屋の中国風呼称。

大宰府史跡の顕彰は善七郎の多年の宿志であり、建碑は亡くなる前年に達成された。

なお、孫の謙次郎美直は「御笠聖人」と呼ばれ、大正２年（1913）「太宰府史談会」設立に参画し、同会は翌年、「福岡史談会」と合併し「筑紫史談会」となり、史跡の研究・保存運動に大きな業績をあげた。

次に善七郎が碑を建てるために御笠郡司民曹（旧郡奉行）都甲乙に提出した願書の控えを掲げる。

『高原文書』

恐れ乍ら願奉る口上之覚

當郡観世音寺村抱之内、都府楼旧跡之義は古史旧記ニ委敷く相見え、世人之能ク知る所ニ御座候得共、表石等も御座無く候得は、遠方之旅人空敷ク行き過ぎ、毎度遺憾ニ存じ候て、噂いたし候者も少なからず、且つ只今の通にては、恐くバ後世漸々田圃と相成り申すべくも斗り難く存じ奉り候

聖帝都府之旧跡空敷く湮没仕り候義、深く以て遺憾ニ存じ奉り候条、表石建方仕り度き義、私多年之宿志ニ御座候之条、御支筋在らせられず候ハヽ、左之通表石建方仕候義、御許容仰付られ度く、此段願い奉る、以上、

一、都府楼旧跡

右ハ都府楼之旧跡ニ建方仕度存じ奉り候

一、都府楼旧跡之道

右往来筋ニ小き道印建方仕度存じ奉り候

乙金村触口上席　高原善七郎

明治三年　午七月

都甲　乙　様

※福岡県立図書館蔵マイクロフィルムによる。なお原文を読み下した

現在、正殿跡に建つ石碑のうち西側の「太宰府址碑」は、明治13年御笠郡の有志の発起によって建てられたものである。

篆額は有栖川宮熾仁親王の揮毫。碑文は福岡県令（現在の知事）渡辺清が撰し、明治以降の書家第一人者と評される日下部鳴鶴が書した。なお碑文は、前記竹田定簡撰のものを参考にしたと考えられる。

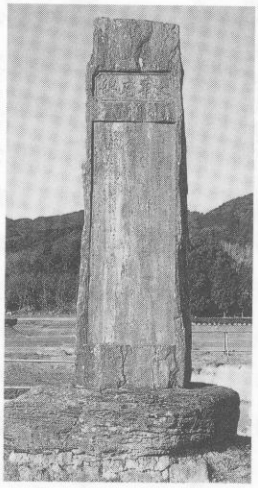
熾仁親王は、有栖川宮幟仁親王の第一王子。慶応３年（1867）王政復古に際し新政府の最高官職である総裁に就任し、戊辰戦争では征東軍大総督として幕府軍を鎮圧した。明治３年（1870）福岡藩知事黒田長知の罷免によって、福岡藩知事となり、翌年、初代福岡県令になった。西南の役では征討総督として福岡の本営で指揮をとるなど、福岡とも所縁が深い。篆額の文字は篆書体。金文字。

渡辺清は大村藩の出身。大蔵大丞、福岡県大書記官を歴任し、明治７年９月福岡県令に就任した。当初旧筑前藩だけであった福岡県は、明治９年現在と同じ範囲となり、その初代県令となり明治14年８月まで勤め、元老院議官として転出した。

日下部鳴鶴は、本名「東作」。彦根藩の出身。明治維新後大久保利通の知遇を得、太政官少書記官、大書記官を歴任したが、大久保の没後官を辞し書道界に入った。明治13年（1880）、清の楊守敬の来朝を機に漢魏六朝の書法の研究に専念し一家を成した。代表作は「大久保公神道碑」、70歳の作である。「太宰府碑」は明治13年の建立で、鳴鶴40歳頃の書であり、前半生の集大成的な作と言え、書道史上重要である。

以下、碑の形状、碑文、釈文を記す。碑文は現存資料に忠実に翻刻し、釈文は『福岡県碑誌』を参考に一部訂正を加え、用字は現代漢字を用いた。

①「太宰府碑」



緑色変岩自然石　　総高　３３９cm
最大碑高　２９３cm　　最大幅　８６cm
奥行　４７cm
碑面　１７５cm×６５cm
題額　２０cm×５８cm
台座
　高　４６cm　　最大幅　１８８cm
　奥行　１４０cm

【碑文】　３２ページ

※『靖方溯源』、『史蹟名勝天然紀念物調査報告書／第二輯』、『福岡縣碑誌　筑前之部』には、「南冥先生家蔵」の稿本による碑文が掲載されており、現存碑文とは若干の相違がある。また太宰府天満宮にも「維時　寛政改元己酉仲冬　筑前福岡府甘棠館祭酒亀井魯道載甫選并書」と奥書のある「太宰府碑銘」一巻が蔵されているが、同資料に記された碑文も前記二者とは若干の相違がある。なお同資料により題額の「太宰府碑」の文字が南冥の直筆であることが知られる。碑文については、落款は一致するが、自筆か否かはさらに検討を要する。

署名の「魯」は諱、「道載」は字、南冥は号である。

【釈文】３３ページ

太宰府碑

昔郡縣為治　本藩置太宰府与奥鎮守府對峙東西布政牧民且備外寇制甚纂重但以太宰府無統百濟唐山渤澥等聘使文武具官

冊命　親王主帥之非如奥專用武即以權帥大貳來莅若黄備大江二公其最著稱矣若乃菅公以右大臣左遷權帥蓋異数云菅公既以讒至此悒欝不樂遂薨而葬焉實安樂寺及天誘其衷京師亟災

天子動心感悟其非罪追贈旌德祠而祀之寵之四方今太宰府顯矣菅公有詩曰都府樓唯看瓦色說者謂言樓已廢圮惟古瓦供器翫猶未央銅雀比也或謂不然有樓而不登獨望見其甍述幽閒不出門也不則其對曰觀音寺只聽鐘聲何以為說二說未知孰是要之菅公即世業已八百有餘年而太宰府之作未知前菅公幾百閱歲則禦寇所謂如存如亡者誰得而詳之余獨非菅公以太宰府大顯而太宰府為菅公掩人知以詩珍其瓦而不知其詩以瓦傳墾闢其墟泯滅殆盡豈菅公之意乎先儒貝翁篤信作方志至府舊址考索詳甚猶可頤指而箸數然以我心之戚々推翁之紀載詳如彼翁豈獲我心于百年上者非耶何以存舊址垂諸無窮樹石署記顛末且銘之若其地方面名稱等方志盡之不復贅焉即移舊礎三枚布列碑前庶存古也伏惟當今封建國邑名器非古以我先侯有大勳勞千慶長間享封　本藩仍

命兵備西南蠻夷奕葉守職而海不揚波奥大國也大小諸侯封疆相接俗又驍勇何有於毛人蝦夷夫世遷物換天之數也唯能納民軌物置天下盤石上無古今一已於乎盛矣哉銘曰　蕩々大磵　皇靈攸躔　八埏環海　一嶽柱天　孕珠毓金　山媚水鮮奥鎮東北　巖邑綿延　命筑與肥　控制戎蠻　蠻舶越舩　出沒如煙　賄貨藏禍　重譯通津　鎮臺嚴備　艨艟殷轔　觀時開務　宜稽古賢　都府存蹟　片石屹然　周文服事　商鼎不遷　宇宙自若　帶礪恒新　百王一姓　千億萬年

寛政紀元歳次己酉冬十一月　　北筑福岡府甘棠館祭酒龜井魯道載父謹選　（刻印二顆・龜井魯印・道載）

『太宰府碑』碑文

【釈文】昔は郡県の治たり。本藩に太宰府を置き、奥の鎮守府と東西に対峙して政を布き民を牧し、且つは外寇に備ふ。制甚だ纂重なり。但し太宰府は百済唐山渤海等の聘を兼統するを以て、文武官を具せしむ。

親王に冊命して之を主帥せしむること、奥の専ら武を用ふる如きに非ず。即ち権帥・大弐を以て来たり莅ましむ。黄備・大江二公のごときは、其の最も著称なり。乃ち菅公の右大臣を以て権帥に左遷されたるがごときは、蓋し異数なりと云ふ。菅公既に讒を以て此に至り、悒欝楽しまず、遂に薨じ、焉に葬る。実に安楽寺なり。天其の衷を誘ふに及び、京師丞災あり。
天子心を動かし、其の罪に非ざるを感悟したまひ、追贈して徳を旌し、祠して之を祀り、之を四方に寵したまふ。今太宰府と顕る。菅公詩有り曰く。都府楼は唯瓦色を看ると。説者謂ふ。楼已に廃圮し、惟だ古瓦の器甃に供せらるるを言ひ、猶、未央銅雀の比なるがごとしと。或いは謂ふ。然らず。楼有りて登らず。独り其の甍を望み見、幽閑不出門を述べたるなり。しからざれば則ち、其の対に曰く。観音寺は只鐘声を聴くと。何以て説を為す。二説未だ孰れが是なるかを知らず。

之を要するに、菅公即世して、業已に八百有余年。而して太宰府之作るは、未だ菅公に前だつこと幾百閲歳なるを知らず。則ち寇を禦ぐ。所謂、存するが如く亡するが如きは、誰か得て之を詳らかにせむ。余、独り悲しむ。菅公太宰府を以て大に顕はる。而して太宰府は菅公の為に掩はるを。人詩を以て其の瓦を珍とするを知り、而して其の詩瓦を以て伝はるを知らず。其の墟を墾闢して、泯滅殆ど尽く。豈に菅公の意ならむや。

先儒貝翁篤信方志を作し府の旧址に至る。考索詳甚にして、猶ほ頤指して数を著らかにすべきがごとし。然り、我が心の戚々を以て、翁の紀載を推すに詳らかなること彼の如し。翁豈に我が心を百年の上に獲たる者に非ざるべけんや。何ぞ以て旧址を存し諸無窮に垂れん。石を樹て略ぼ顛末を記し且つは之に銘す。若し其の地方面名称等のごとくんば、方志之に尽く。また贅せず。即ち旧礎三枚を移して、碑前に布列し、古を存せむことを庶ふ也。

伏して惟みるに、当今国邑を封建し、名器古に非ず。我が先侯大勲労有るを以て、慶長の間封を本藩に享く。仍て命じて西南蛮夷に兵備し、奕葉職を守りて、海波を揚げず。奥は大国なり、大小の諸侯、封彊相接し、俗又驍武たり。何ぞ毛人蝦夷に有らん。夫れ世遷り物換るは、天の数なり。唯だ能く民を軌物に納れ、天下を盤石の上に置くは古今と無く一已になり。

於乎、盛んなる哉。銘に曰く。

蕩々たる大磯　皇霎の躔みたまふ攸　八挺海を環し　一嶽天に柱す　珠を孕み金を毓つ　山媚水鮮なり　奥は東北を鎮し　巖邑綿延たり　筑と肥とに命じ　戎蛮を控制す　蛮舶越舸　出没煙の如し　賄貨禍いを蔵し　重訳津に通ず　鎮台厳に備え　艨艟殷轔　時を観て務を開き　宜しく古賢に稽ふべし　都府蹟を存し　片石屹然たり　周文事に服し　商鼎遷らず　宇宙自若として　帯礪恒に新たなり　百王一姓は　千億万年たり

②「都督府古趾」碑



花崗岩切石　　総高　２０５cm
最大碑高　１５０cm　　幅　６０.５cm
奥行　３０cm
台座
　高　５５cm　　幅　１９４cm　　奥行　８０cm

〔表〕都督府古趾
〔裏〕明治四年歳在辛未七月穀旦
　　御笠郡乙金村前大保正高原美徳建

③「太宰府址碑」碑



緑色変岩自然石　　総高　２４７cm
最大碑高　２３１cm　最大幅　１１８cm
奥行　３９cm
碑面　１５７cm×９１cm
篆額　２９.５cm×９１cm（金文字）

【碑文】３５ページ

【釈文】壌の広きは、程の遠きは、管鎮重んぜざる可からざる也。筑紫の壌たるや最も広く、其の帝都を距ること遠からずとせず。況や新羅・高麗・百済等の、我に朝貢する者、皆此に湊るをや。故に太宰帥は古は親王を以て之に任ぜり。其の重鎮たること知る可きなり。国朝の置かれたるは蓋し上古に在り。

而して太宰之名は、始めて推古紀に見え、天智朝に至りては都督府と曰ひ、聖武朝には鎮西府と曰ひ、清和朝には外朝と曰ふ。皆太宰府を謂ふ也。延喜中、菅原道真貶せられて権帥となる。其の詩に都府楼纔に瓦色を看るの句有り。府楼を指す也。寿永中、安徳帝西狩蹕を駐めたまふ。当時尚旧制を存したりと云ふ。既にして王綱紐を解き、源頼朝、天野遠景を以て鎮西奉

太宰府址碑

壤之廣者程之遠者管鎮不可不重也筑紫之為壤亟廣其距帝都不為不遠況新羅高麗百濟等之朝貢於我者皆湊於此故太宰帥古以親王任之其為重鎮可知矣國朝置府盖在上古而太宰之名始見于推古紀至天智朝曰都督府聖武朝曰鎮西府清和朝曰外朝皆謂太宰府也延喜中菅原道真貶為權帥其詩有都府樓纔看瓦色之句指府樓也壽永中　安德帝西狩駐蹕當時尚存舊制云既而王綱解紐源賴朝以天野遠景為鎮西奉行建久中武藤資賴任太宰少貳子孫襲職府制亦大變降至足利氏之衰府廳遂廢矣今礎石存于壠間者二百有餘當時曹局斫在雖不可復辨府門府樓其蹟可驗傍近傳為藏司遺址亦存礎石一百三十有餘學業院水城壹關亦堙圮僅知其處耳清承乏令于本縣六年於此矣每来遠眺嶺之麓想見其雄圖偉畧未嘗無今昔之感也而里民或墾為畦畝殘礎多埋沒天明中國主黑田齋隆令禁之今茲庚辰御笠郡之諸子慨其終湮滅請建碑以紀之清已嘉其舉捐貲助之乃作銘曰

官寮允肅制度允嚴九州維宰三韓維監邊戍有備梓弓為林昇降有序水漏報音悠悠風雨府樓堙滅緜緜星霜礎石散列思川水枯皷峯霜結千載之下凄風寒月

陸軍大将兼左大臣議定官二品大勳位熾仁親王　篆額

福岡縣令從五位勳四等渡邊清撰　正五位日下部東作　書

鳩山翠豐　刻字

明治十三年八月建

『太宰府址碑』碑文

行と為す。建久中、武藤資頼太宰少弐に任ぜられ、子孫職を襲ぎ、府制亦大いに変ず。降りて足利氏の衰ふるに至り、府庁遂に廃す。今や礎石の墾間に存する者二百有余。当時の曹局の所在、復た弁ず可からずと雖も、府門・府楼其の跡験すべし。傍近に伝わりて、蔵司の遺址と為す、亦礎石一百三十有余存す。学業院・水城・萱関亦堙圮し、僅かに其の処を知るのみ。

清、乏を承け、本県に令たること此に六年。鼓嶺の麓に来遊する毎に、其の雄図偉略を想見す。未だ嘗て今昔の感無きにあらざる也。而して里民、或は墾して畦畝と為し、残礎多く埋没す。天明中、国主黒田斉隆令して之を禁ず。

今茲に庚辰、御笠郡の諸子、其の終に湮滅せむことを慨し、碑を建て、以て之を紀さむことを請う。清已に其の挙を嘉し、貲を捐て之を助く。乃ち銘を作りて曰く。

官寮は允に粛に、制度は允に厳なり。九州を維れ宰し、三韓を維れ監す。

辺戍備有り、梓弓林を為す。昇降序有り、水漏音を報ず。悠々たり風雨、府楼堙滅す。

緜々たり星霜、礎石散列す。思川水枯れ、鼓峰霜結ぶ。千載の下、風凄く月寒し。

〔参考文献〕

山田安榮　『靖方溯源』明治25年１月

松尾光淑『太宰府名所誌』明治35年３月

「龜井南冥先生欽慕の碑と太宰府址碑の建立」『筑紫史談』第二集所収　大正３年７月

『史蹟名勝天然紀念物調査報告書／第二輯』大正15年３月

荒井周夫　『福岡縣碑誌　筑前之部』昭和４年３月　大道學館出版部

近藤典二　「大庄屋系譜考一高原氏一」『筑紫野の地方史』所収　1984／７月　葦書房

森弘子　「太宰府碑」『わがまち散策一太宰府への招待２』所収　平成２年３月　太宰府市

太宰府天満宮文化研究所　『天神絵巻　太宰府天満宮の至宝』平成３年11月　太宰府天満宮

成田翠峰　「夢殿の碑」『都府楼』23号所収　1997／３月　㈶古都大宰府保存協会

『日本史総覧VI』近代・現代　昭和60年３月　㈱新人物往来社

『国史大辞典』吉川弘文館

『福岡県百科事典』西日本新聞社

〔調査協力〕

太宰府天満宮文化研究所

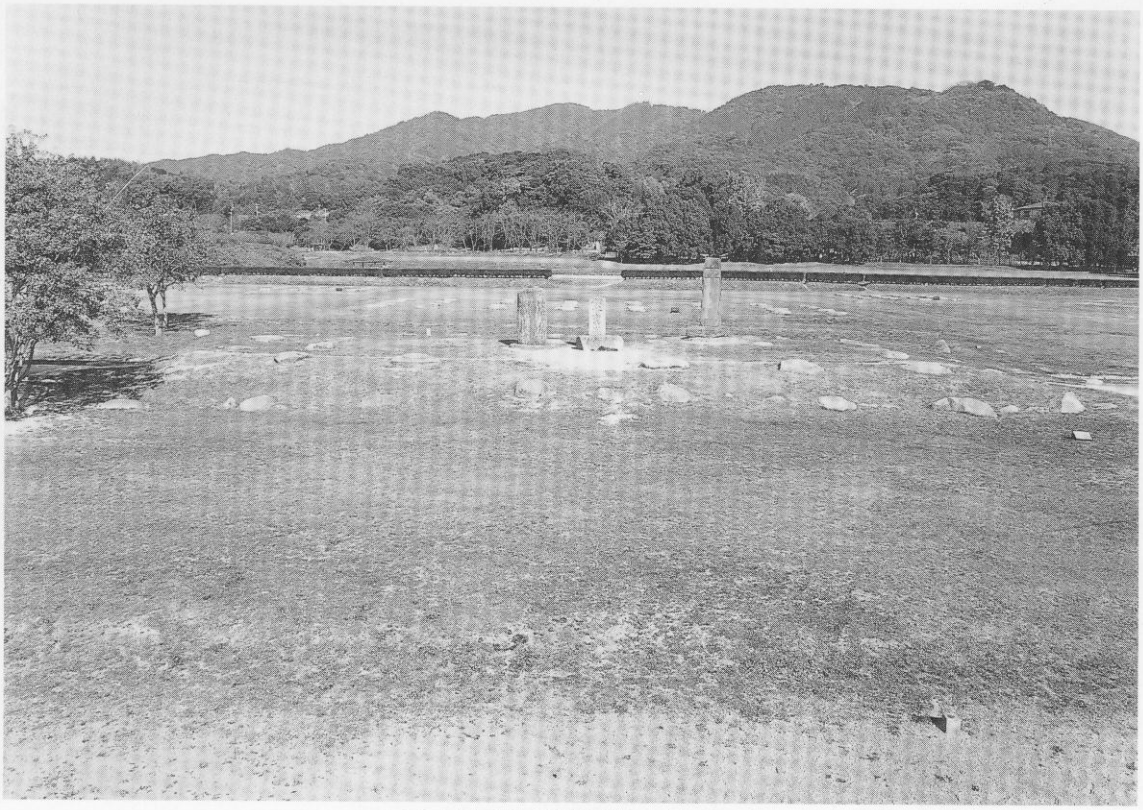
太宰府市史編纂室

（森）

別　表

器種		挿図番号	番号	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	切り離し		内底部のナデの有無	板状圧痕の有無
							ヘラ	糸		
SB010（第180次調査）										
須恵器	蓋	6	1	12.6		2.2				
		〃	2	(13.4)						
		〃	3	(17.0)						
		〃	4	(17.0)						
		〃	5	(18.0)						
		〃	6	21.6						
	杯	〃	7	(10.7)						
		〃	8		(12.3)				○	
	皿	〃	9	(19.8)						
SK105										
土師器	皿	6	10	12.4	7.3	2.4	○		○	○
		〃	11	12.6	8.0	2.3	○		○	○
包含層										
土師器	杯	6	12		5.8			○		
		〃	13		7.4			○		
	皿	〃	14	(8.6)	(7.0)	1.0		○		
		〃	15	(8.8)	(6.8)	1.3				○
		〃	16	(8.8)	(7.3)	1.1		○	○	○
		〃	17	(9.2)	(8.0)	0.9		○		
		〃	18		(10.3)			○	○	○
		〃	19	13.2						
		〃	20	14.8			○			
SD4426（第181次調査）										
	杯	〃	2		(9.6)		○		○	
SX132（水城跡第28次調査）										
土師器	杯	18	3		(12.0)		○			
須恵器	杯	〃	7	(15.8)						
	壺	〃	8		(7.7)					
灰色細砂層										
須恵器	杯	18	6	(12.0)						
褐色粗砂層（SX132層内）										
土師器	皿	18	2		(11.8)					
白色粗砂層										
土師器	皿	18	1	(17.0)	(14.4)	2.4				
北側の石垣										
須恵器	甕	18	9	(21.6)						

図　　版



大宰府政庁正殿跡現況（南から）



大宰府政庁正殿跡現況（北から）

図版　2



大宰府政庁正殿跡現況（東から）



第180次調査区全景（西南から）



第180次調査区全景（北東から）



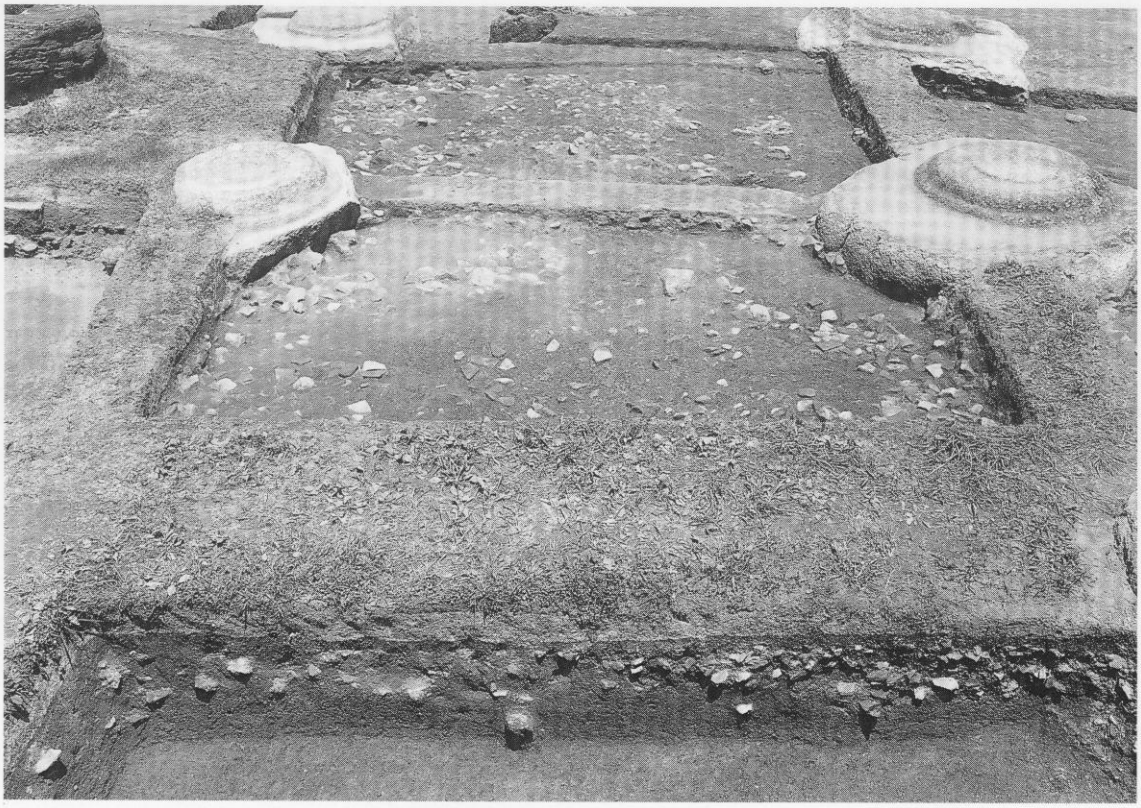
第180次調査区全景（南東から）



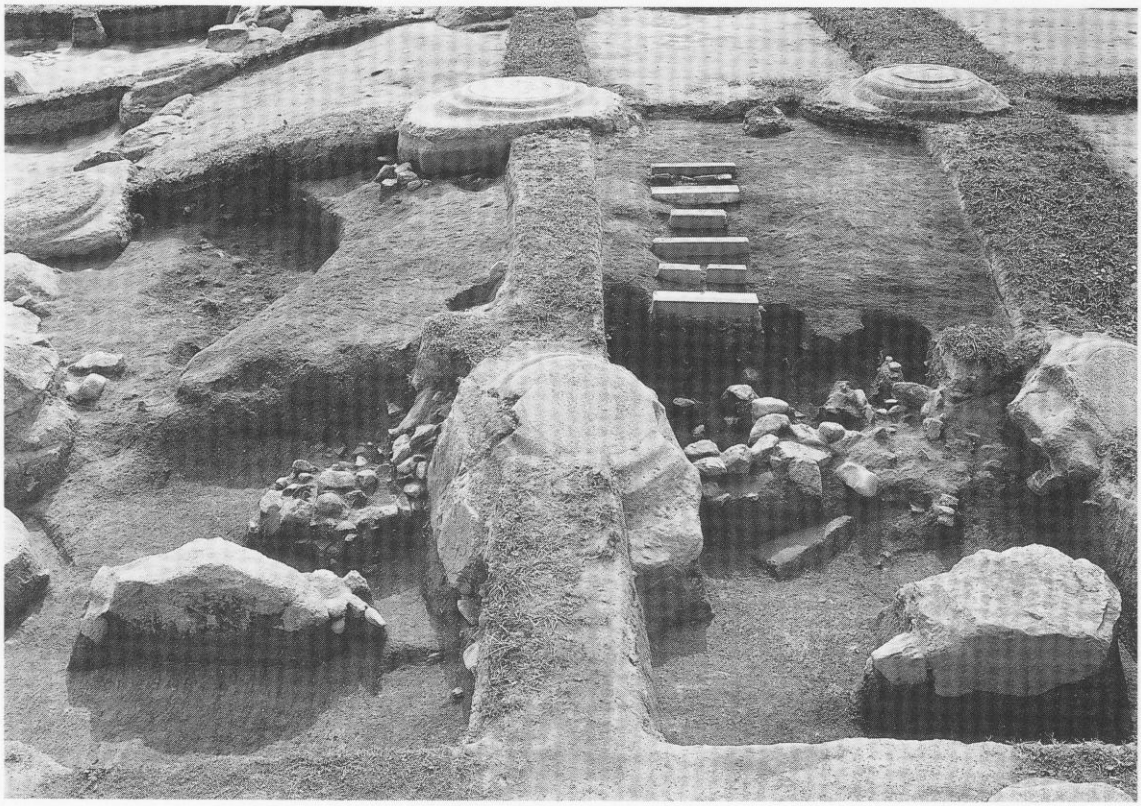
第180次調査区全景（南から）



正殿跡SB010全景（南東から）

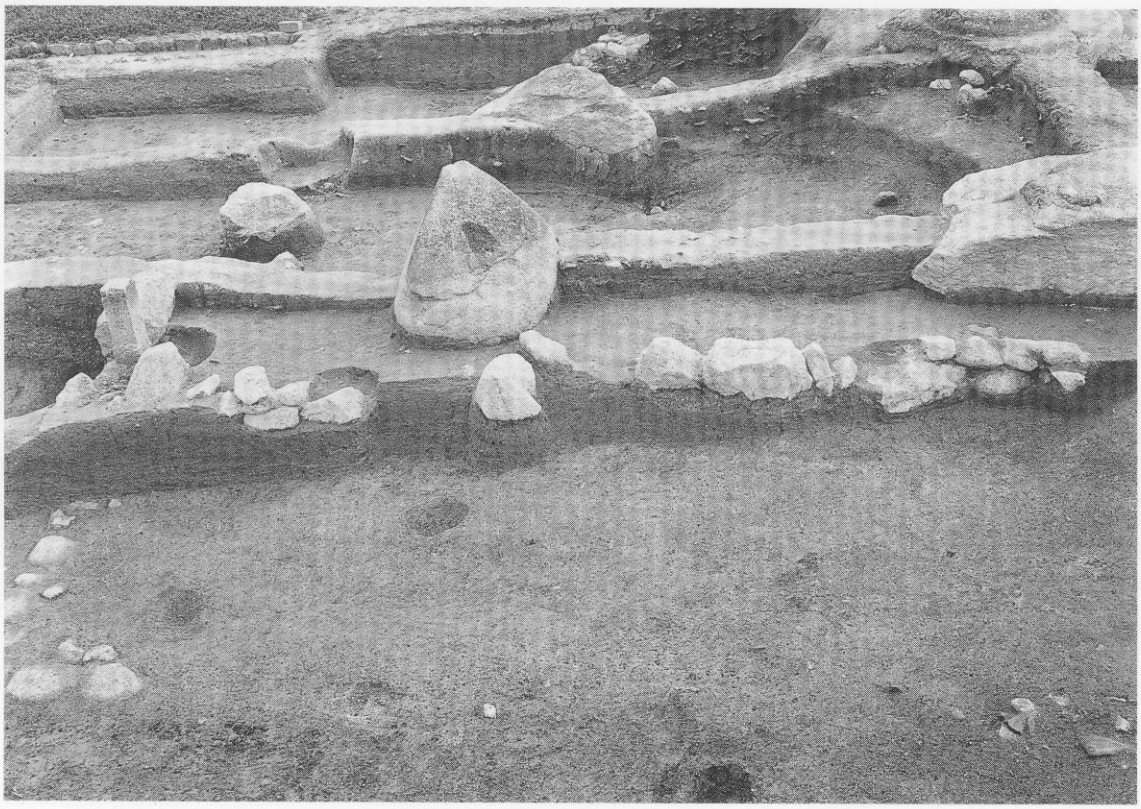


基壇上瓦層検出状況（南から）

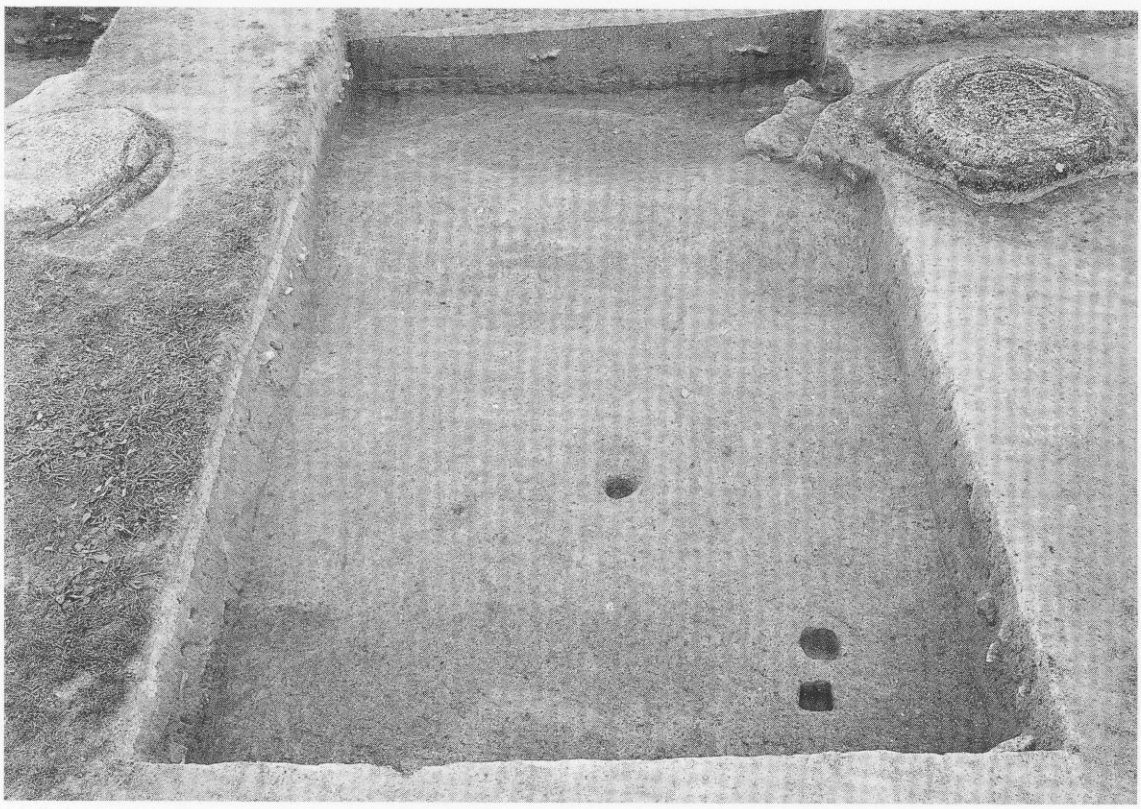


基壇東辺部撹乱（東から）

図版　6



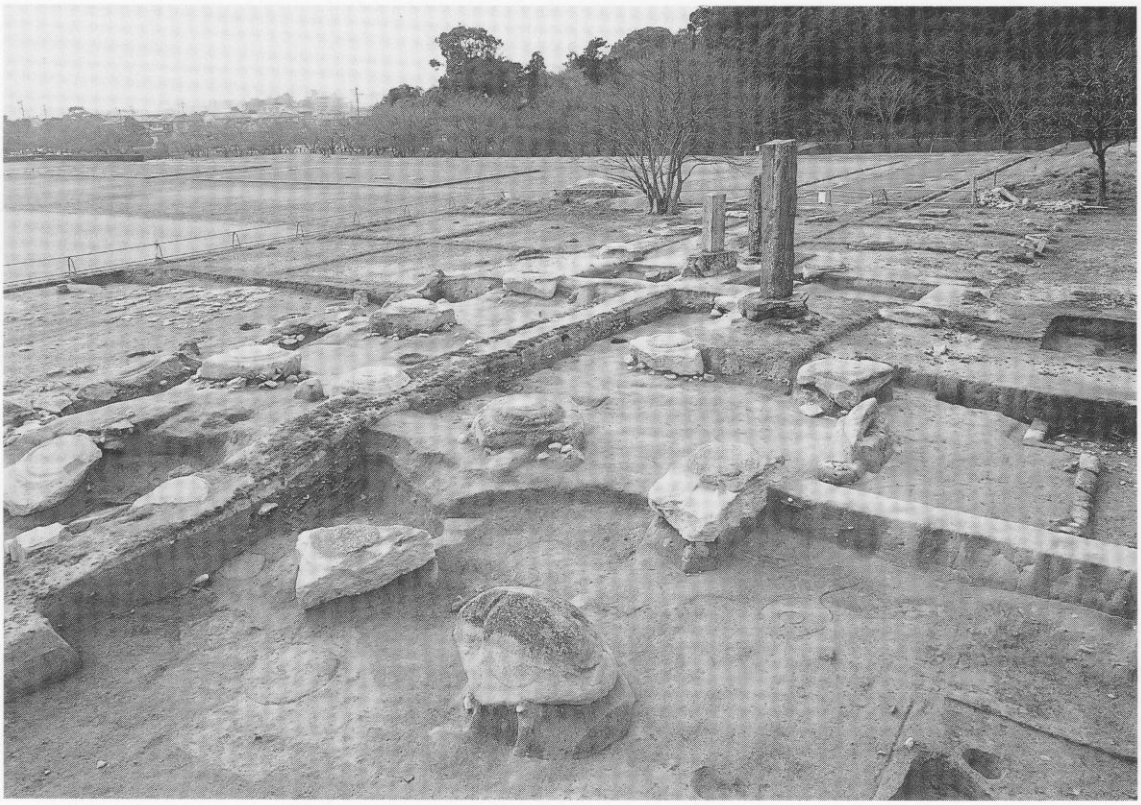
基壇東北部江戸期配石（北から）



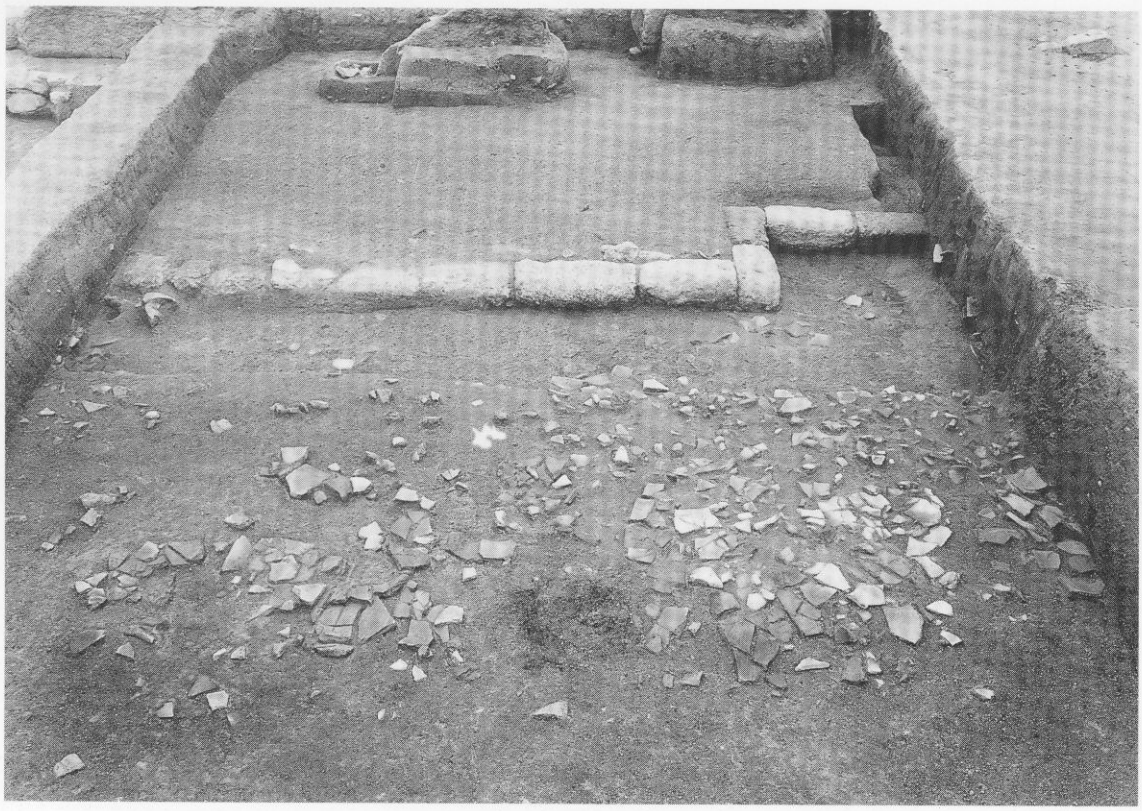
基壇中央部トレンチ（北から）



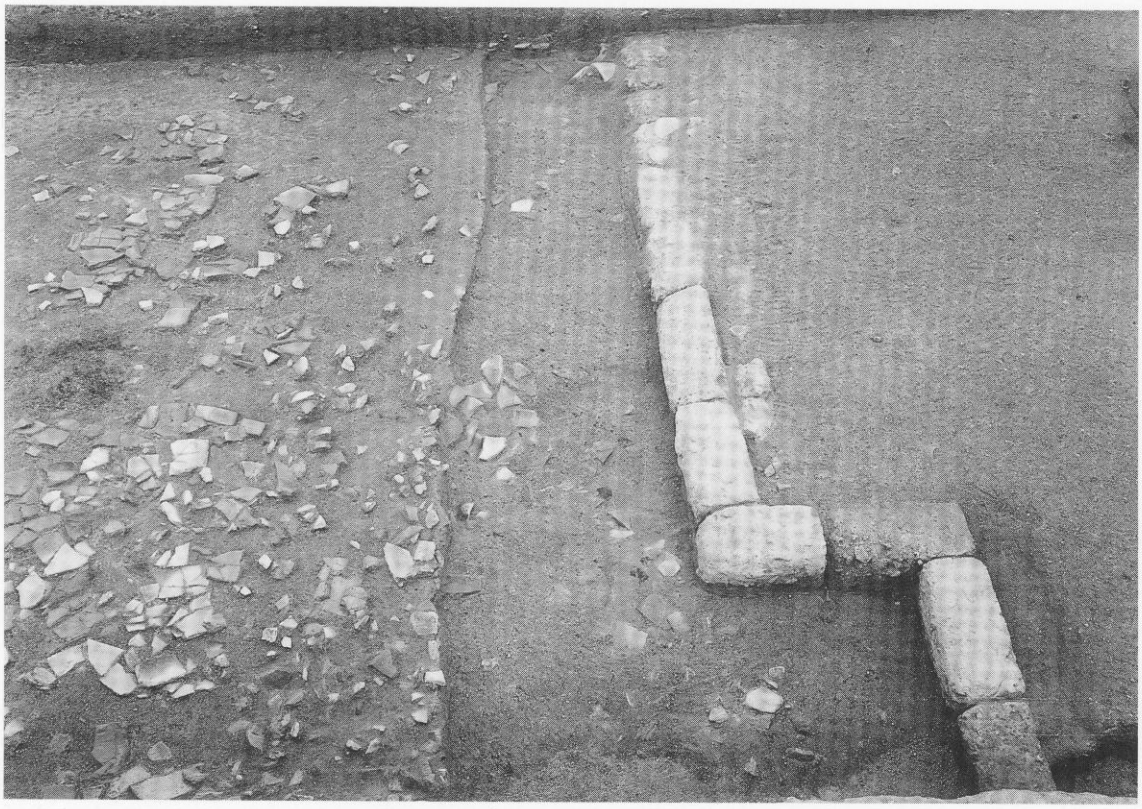
基壇東北隅部下層遺構検出状況（東から）



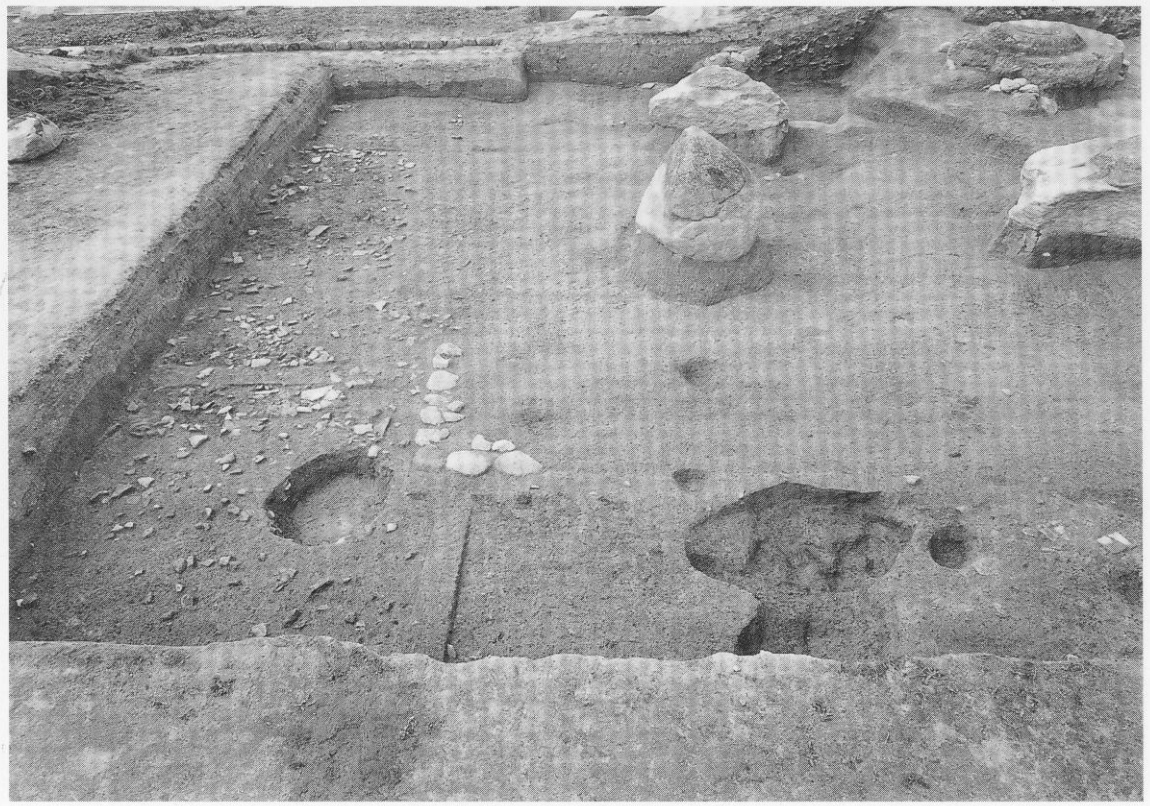
基壇東北隅部下層遺構検出状況（北東から）



SB010新　階段部（北から）



SB010新　階段部（西から）



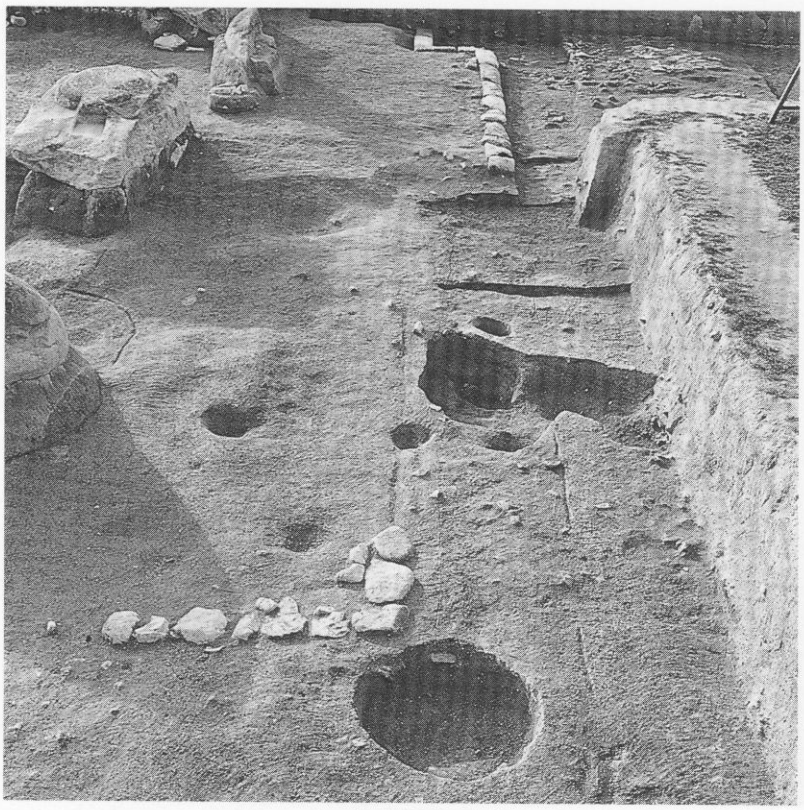
SB010古　東北隅部（北から）



SB010古　東北隅部（北から）



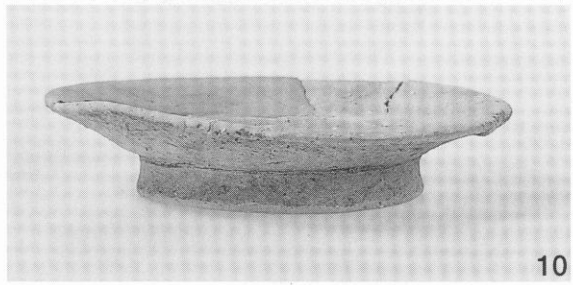
SB010古　東北隅部（東から）



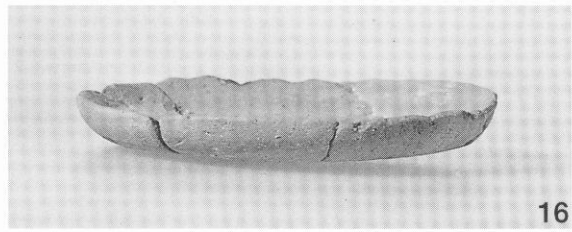
SB010古　東北隅部（東から）

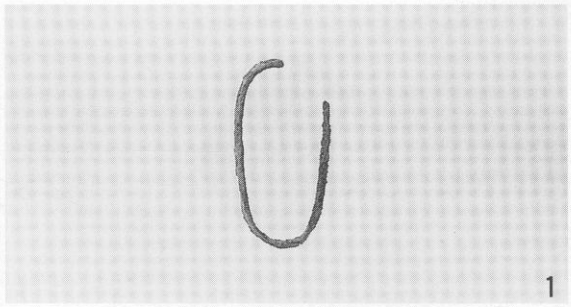

1


2

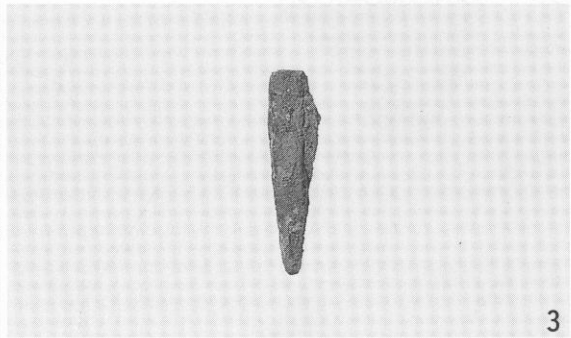

10


11

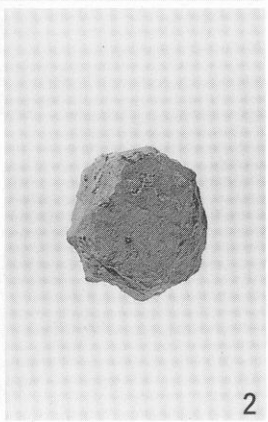

16


1

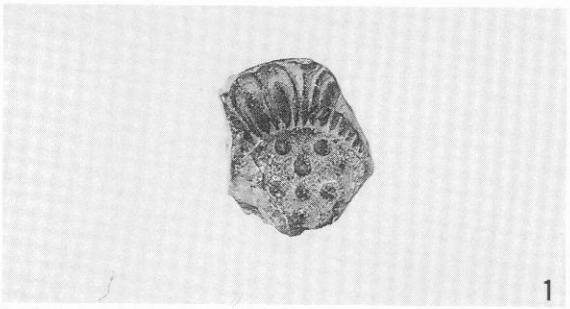

2

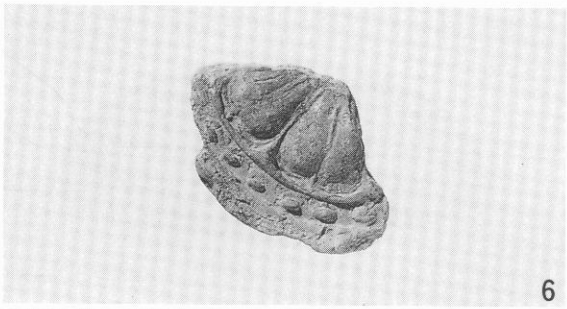

3


1


2

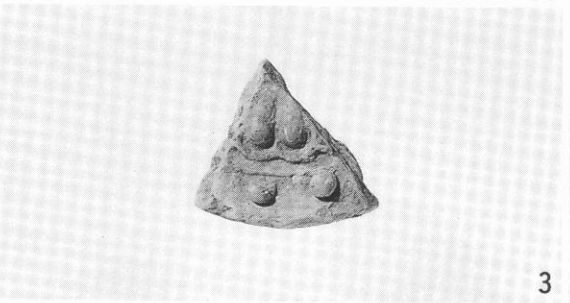
第180次調査出土土器・金属製品・土製品

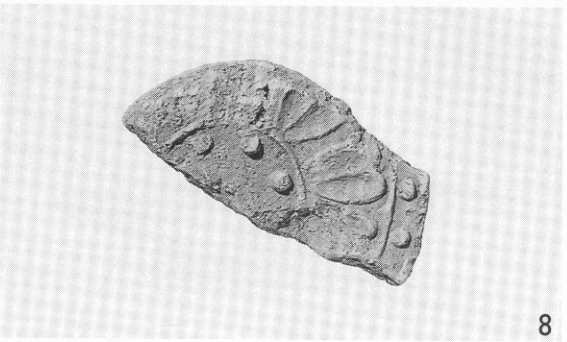

1

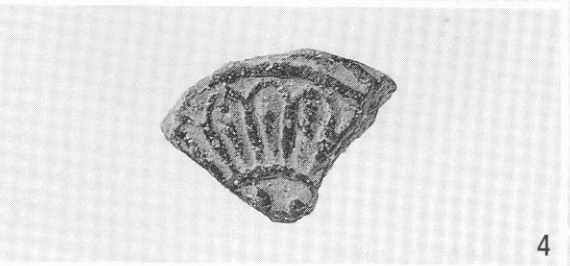

6


2

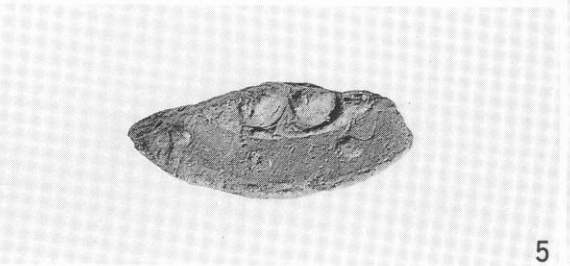

7


3


8

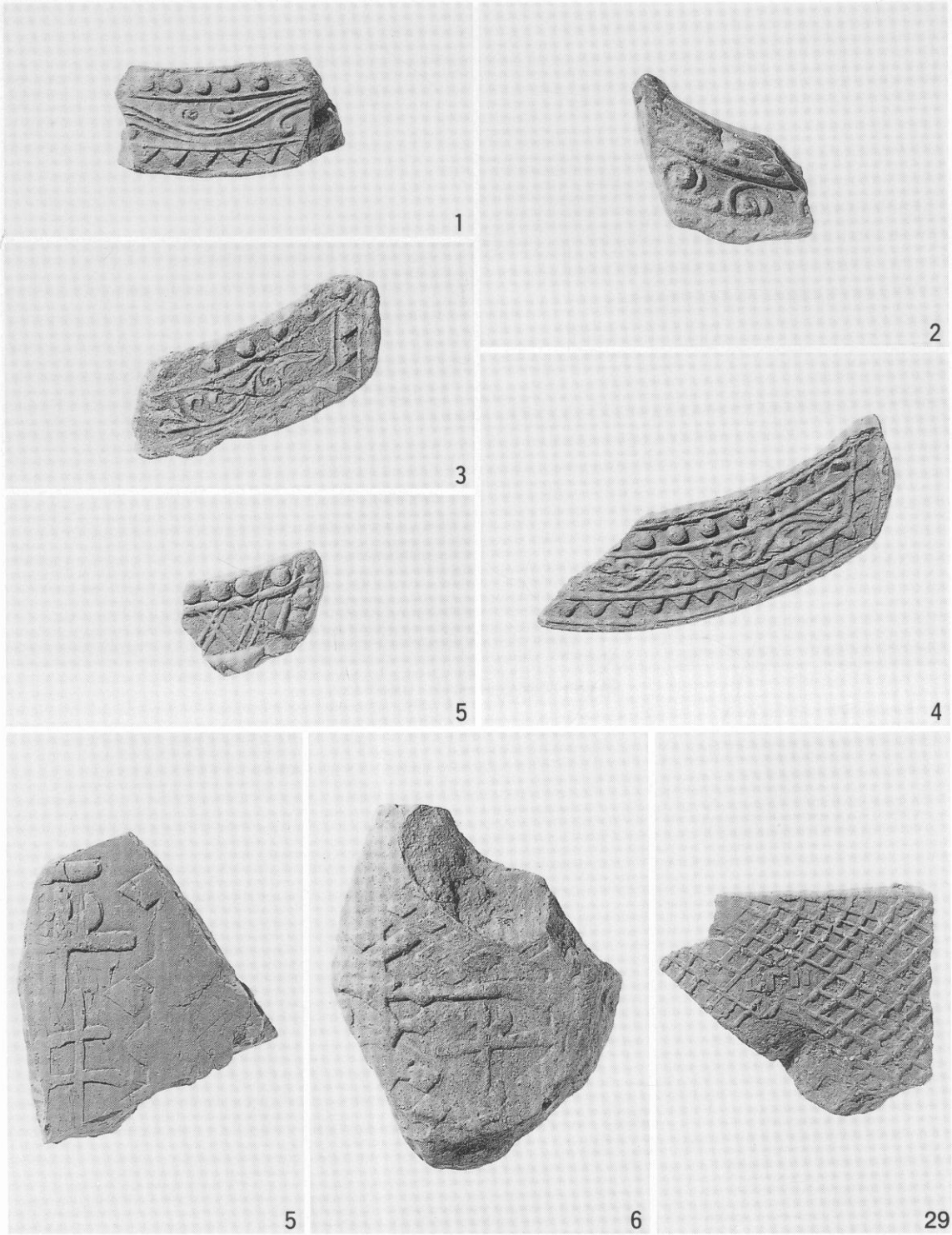

4


9

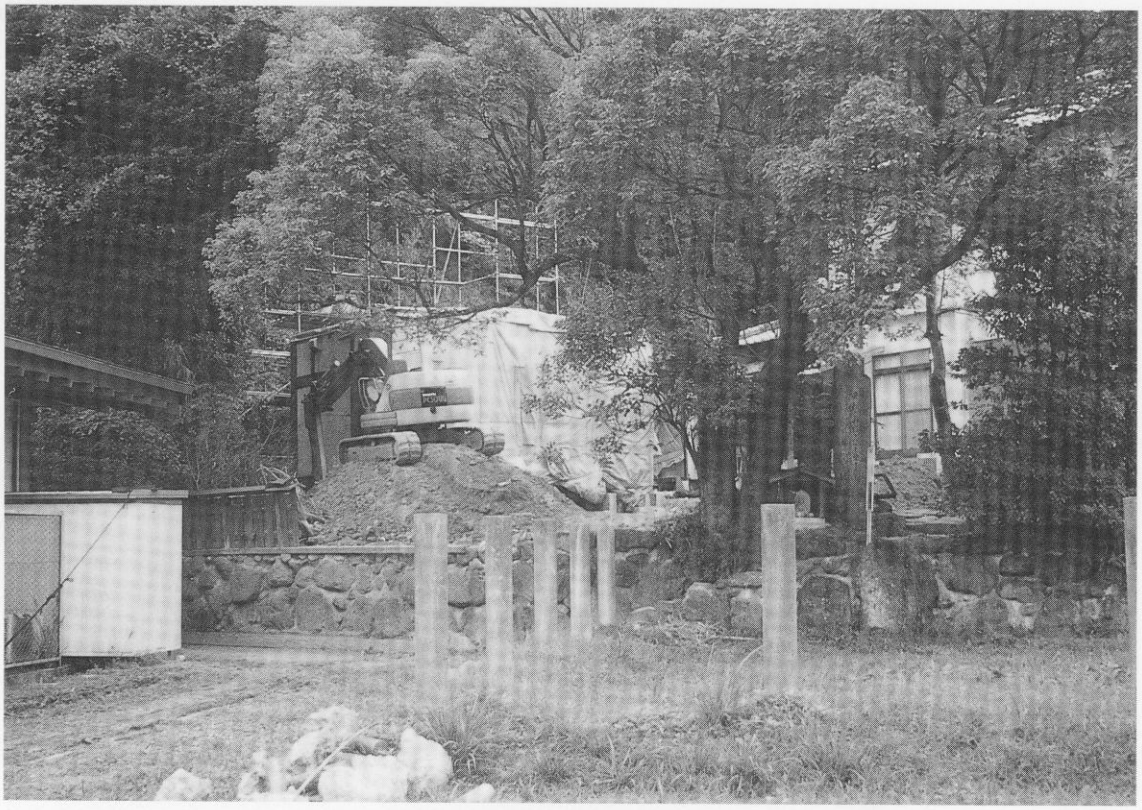

5


10

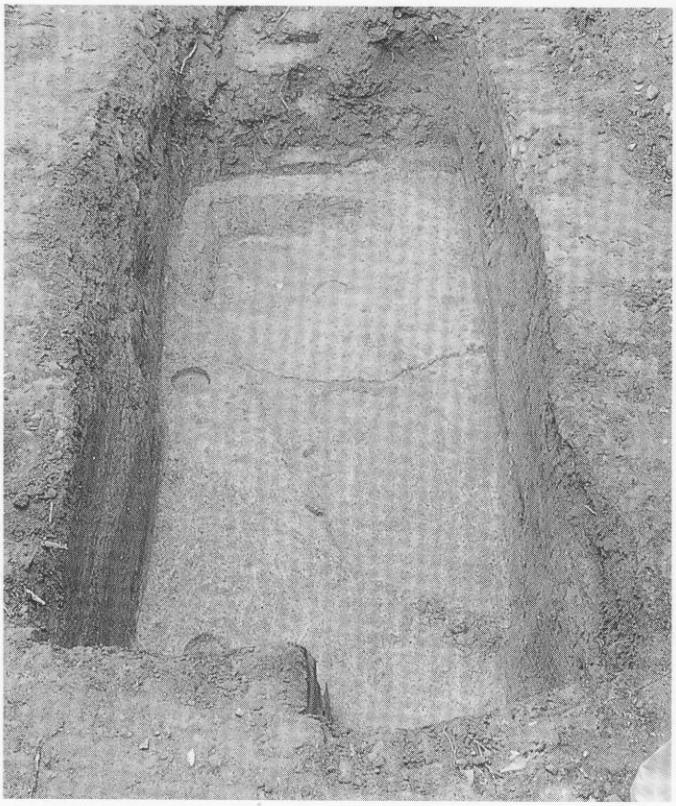
第180次調査出土軒丸瓦



第180次調査出土軒平瓦・文字瓦



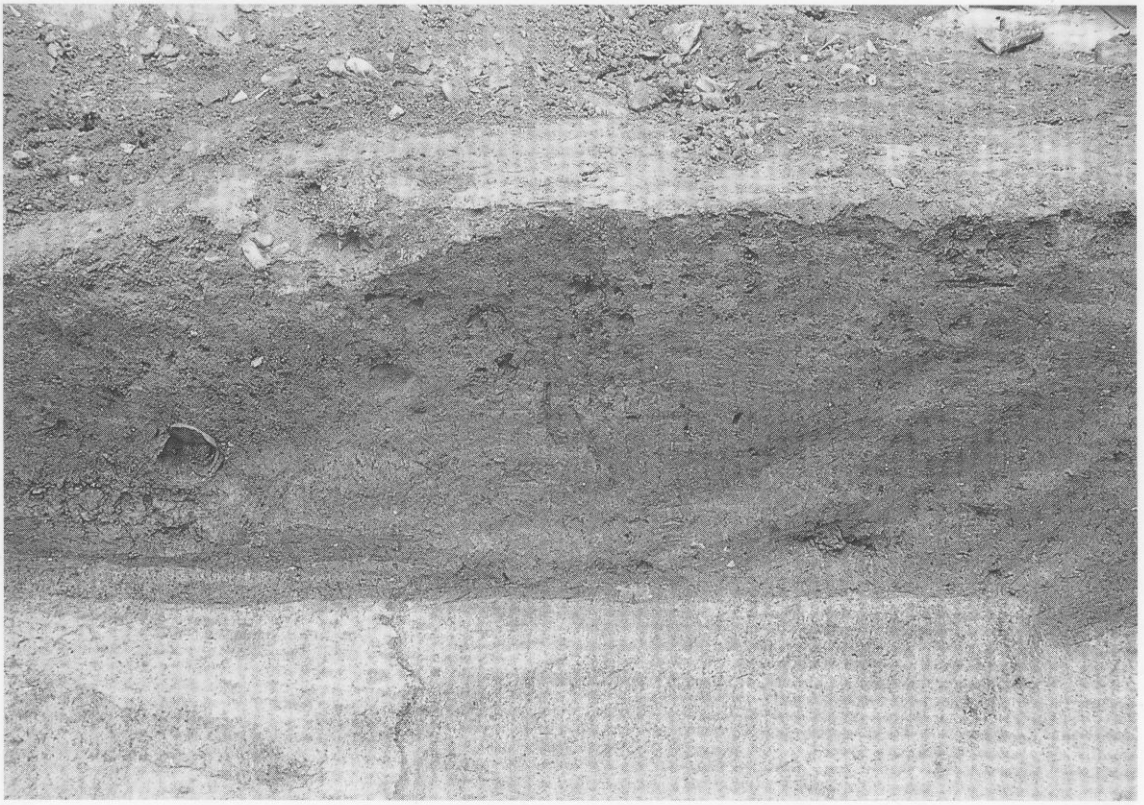
第181次調査区遠景（南から）



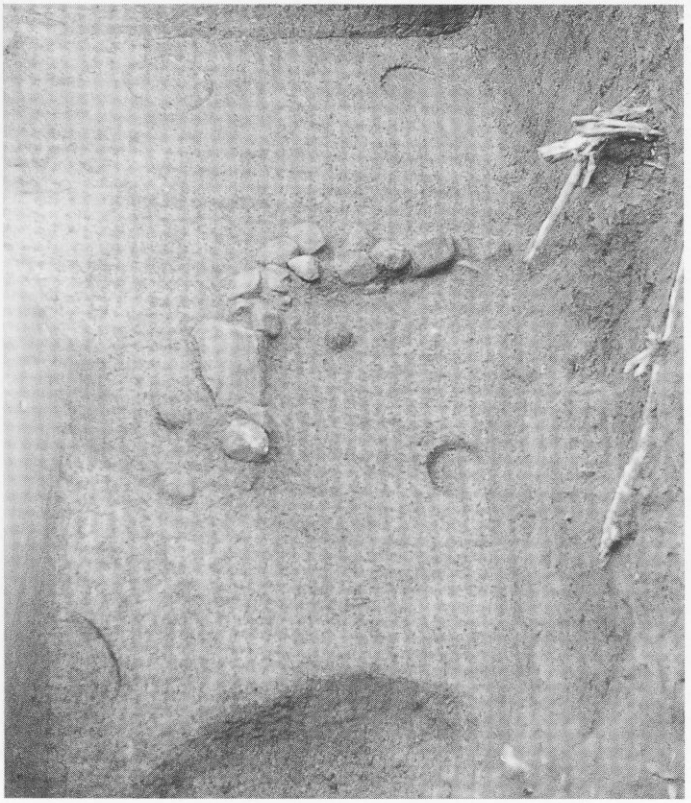
第181次調査区北トレンチ全景（北から）



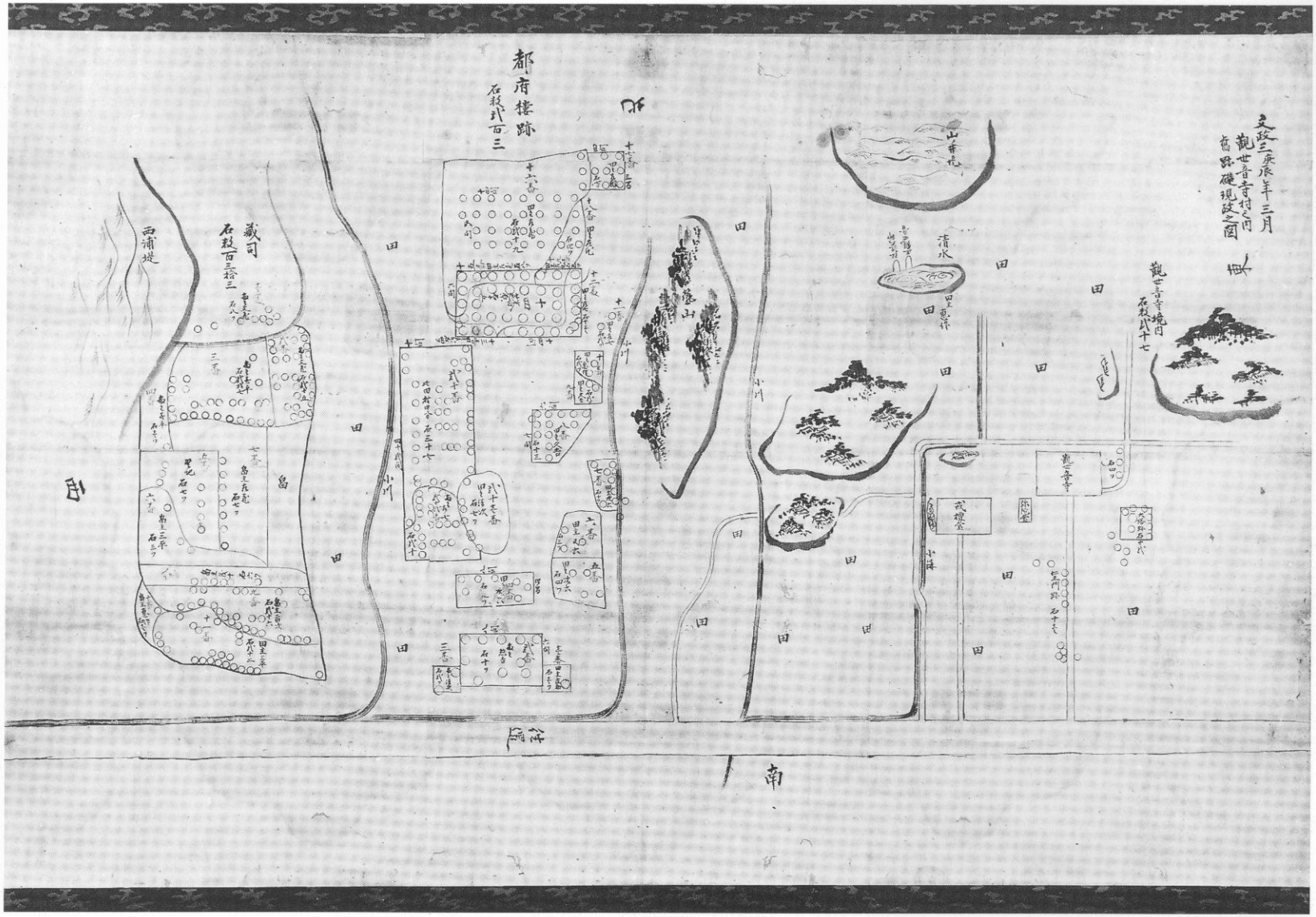
地割れ痕跡検出状況



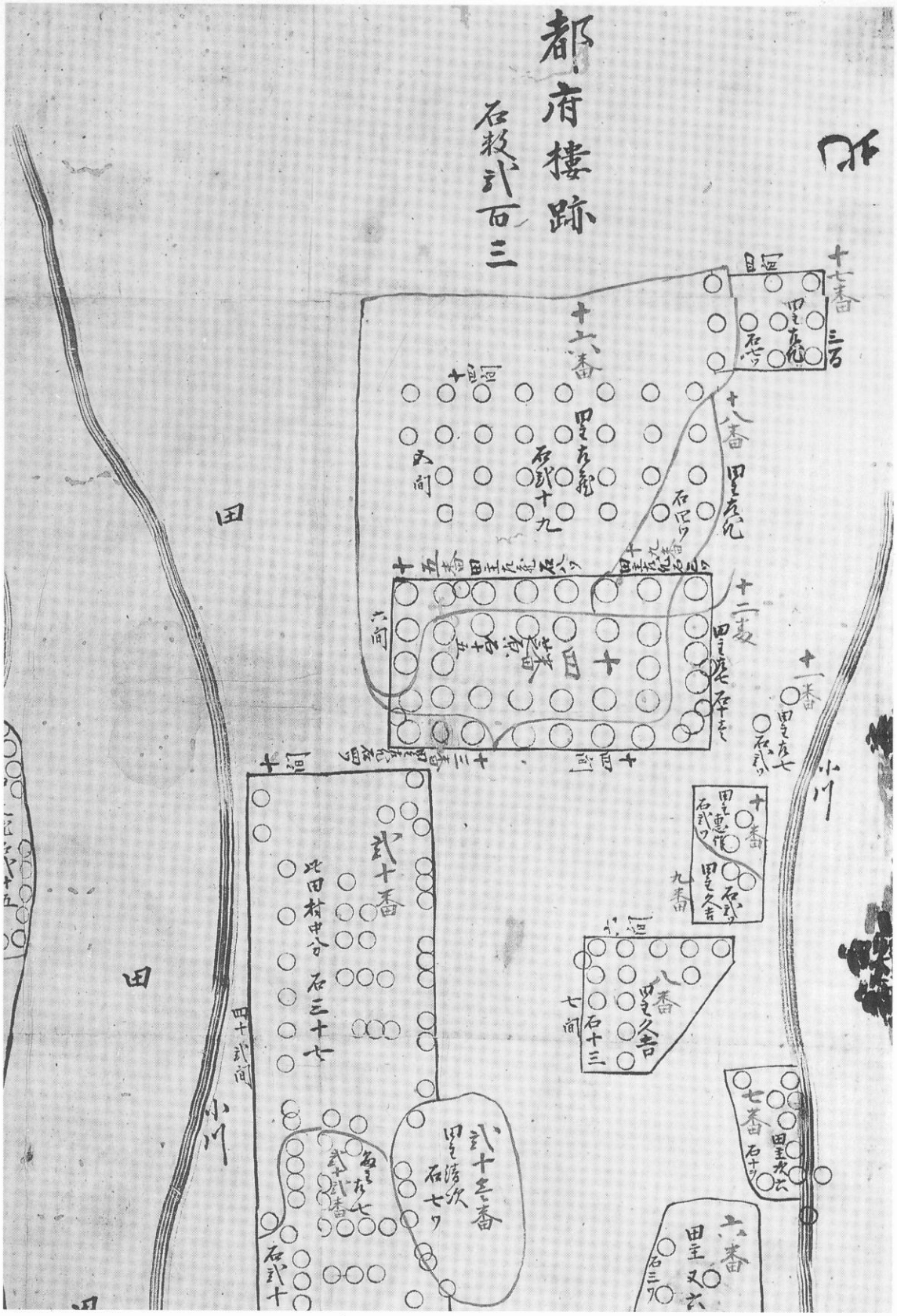
第181次調査区土層断面（東から）



第181次調査区南トレンチ全景（北から）



文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（原本：福岡市博物館蔵）

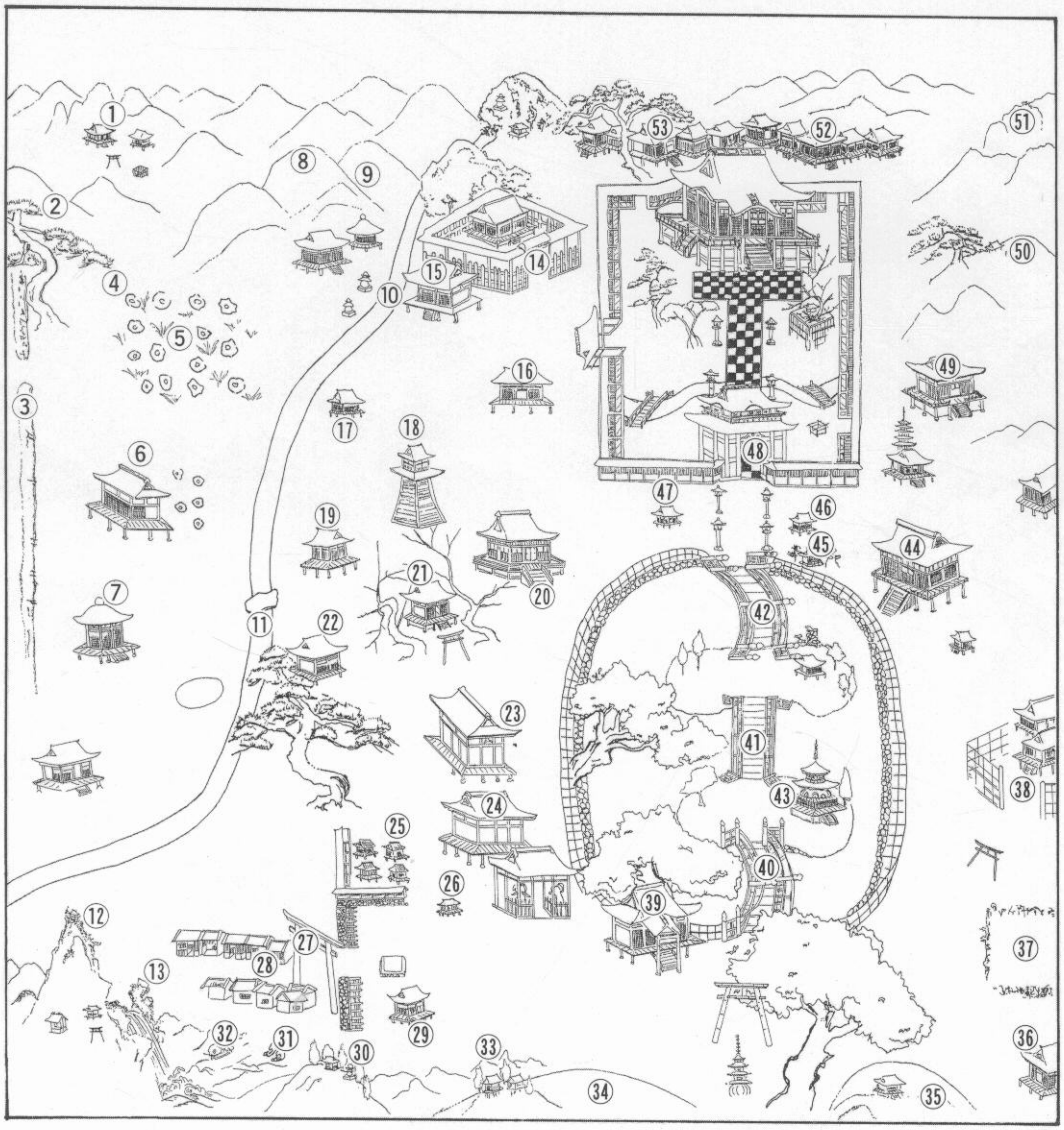


文政三庚辰年三月　観世音寺村之内旧跡礎現改之図（部分）



太宰府絵図［画像処理による複製品］（太宰府天満宮蔵　原本：道明寺天満宮蔵）

裏書に、元禄４年（1691）９月17日、大鳥居信祐が河内国道明寺天満宮に奉納したものである事が記されている。太宰府天満宮の境内にあわせて、周辺の名所旧跡が描かれており、左端に水城が、その右横に草間に礎石の表現をした都府楼（大宰府跡）が見える。管見のかぎり、大宰府の史跡を描写した最古の資料である。

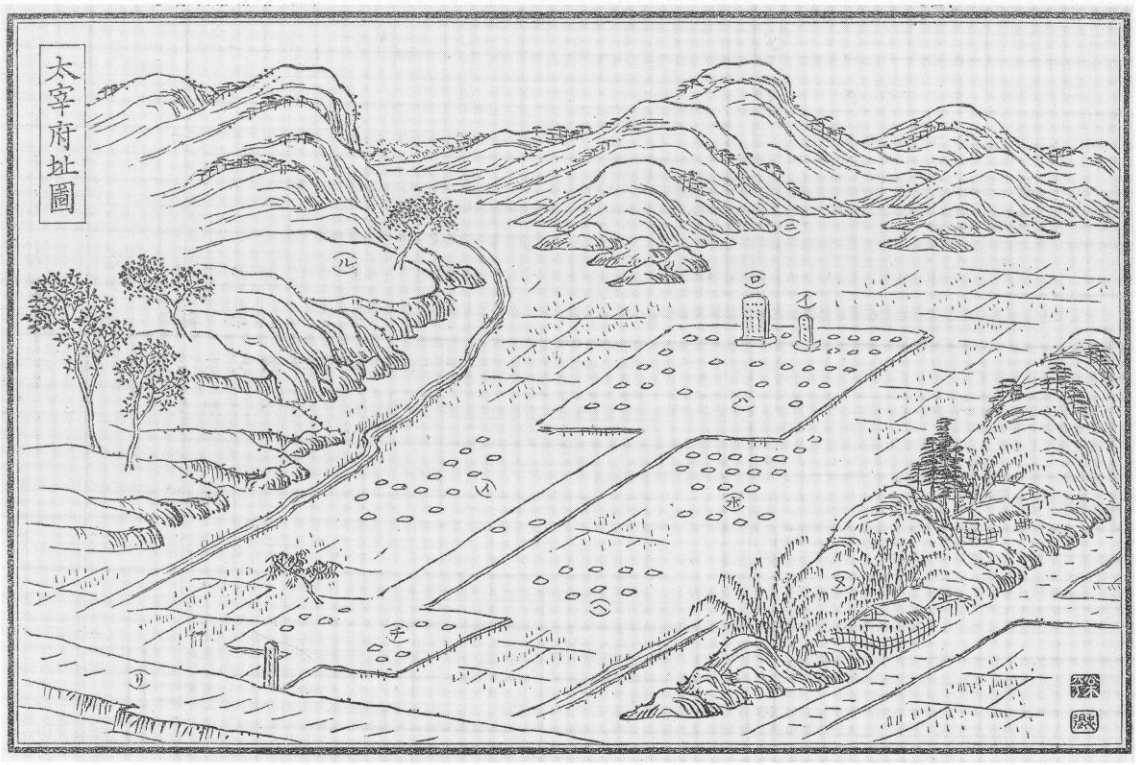


太宰府絵図（トレース）

①八幡御産宮　②朝倉山　③水城土手　④刈萱関　⑤都府楼（政庁跡）　⑥観音寺（観世音寺）　⑦戒檀堂（戒壇院）　⑧大かく山　⑨大王国司（大応国師）　⑩岩踏川　⑪思川　⑫天拝山　⑬衣掛石　⑭御供所　⑮牛堂　⑯御馬屋　⑰若宮　⑱鐘楼　⑲西ノ御堂　⑳安楽寺薬師　㉑喜多院　㉒満願院　㉓連歌屋　㉔禅寺　㉕四堂　㉖小太郎左近　㉗大鳥居　㉘町屋　㉙今王　㉚染川ノ女石塔　㉛沓石　㉜なまつ石　㉝光明寺禅寺　㉞染川　㉟点池　㊱太郎左近　㊲別當屋敷　㊳花園大明神　天神北方　㊴浮殿　㊵過去橋　㊶現在橋　㊷未来橋　㊸輪塔　㊹毘沙門堂　㊺楓宮　㊻人丸　㊼阿弥陀　㊽敬門　㊾社家　㊿御嶽　大天狗　(51)竈門山　(52)老松　(53)富部



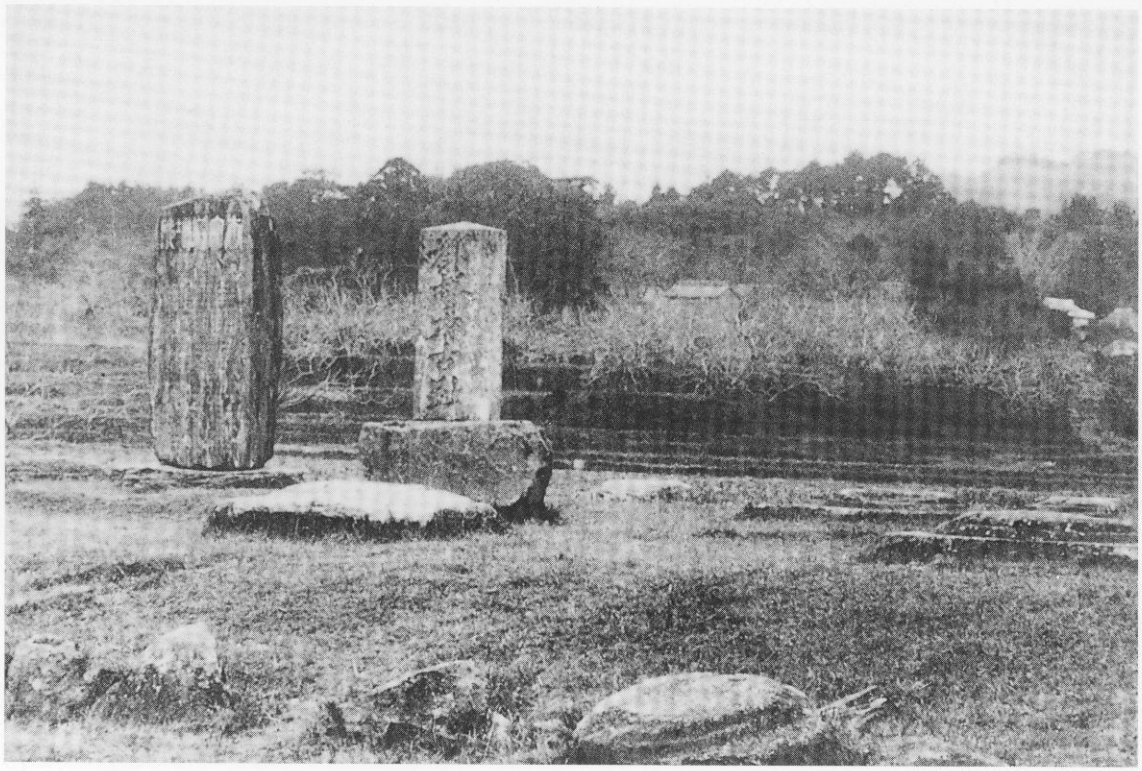
太宰府絵図（部分）



太宰府址図（『靖方遡源』（伏敵編附録　明治25年刊）より転載）



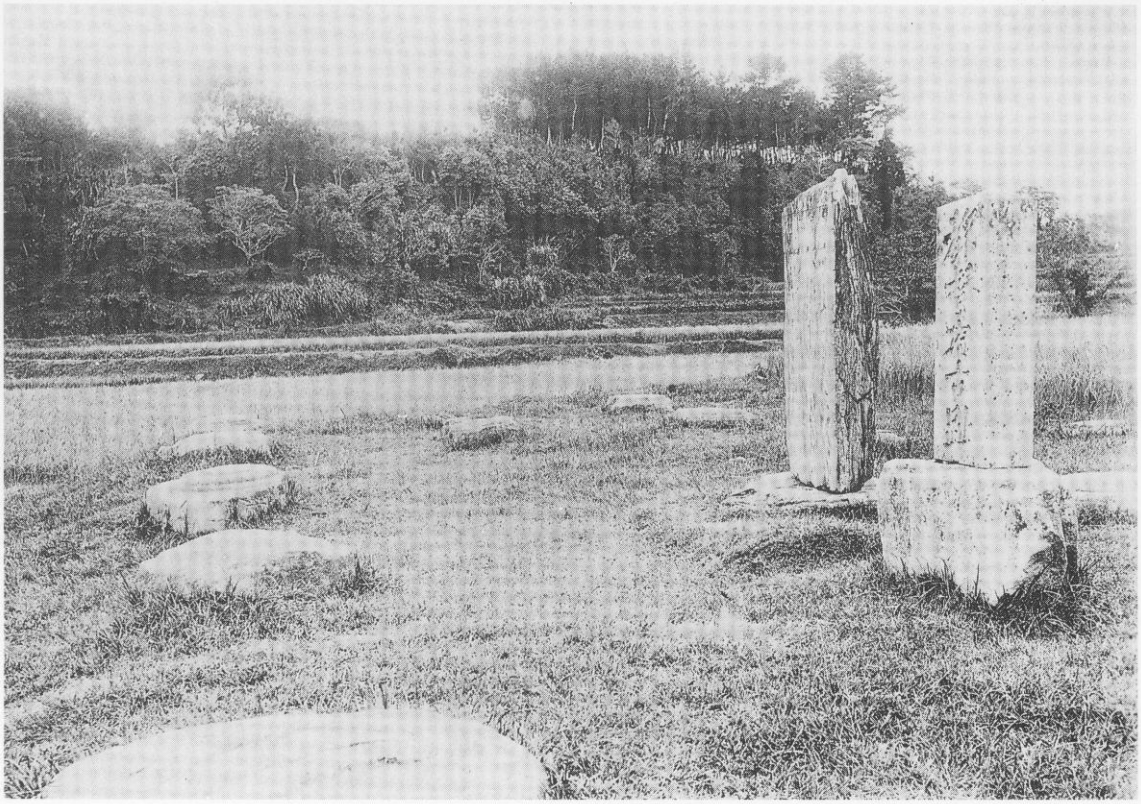
太宰府都府楼之図（『大日本名所図録図絵　福岡県之部』（明治31年　大阪大成館編纂）より転載）



正殿跡　明治中期（太宰府天満宮蔵）



正殿跡　明治34年頃（不老安正氏蔵）



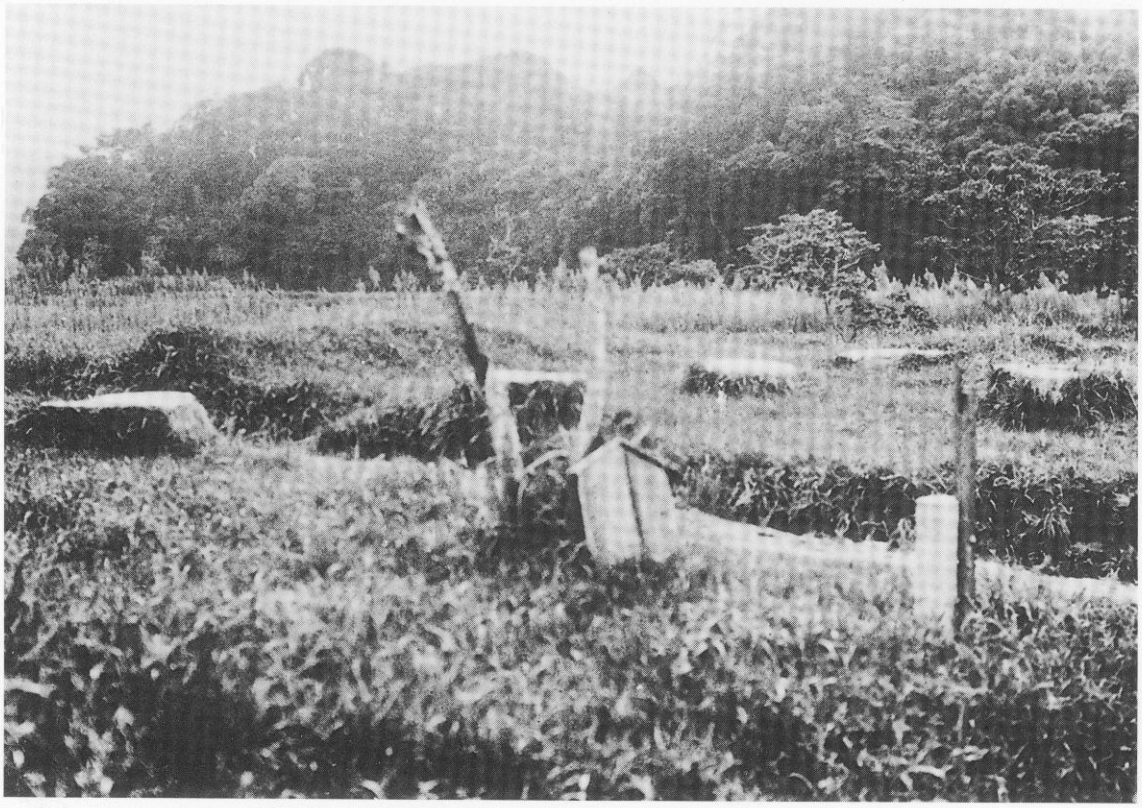
正殿跡　明治36年（太宰府天満宮蔵）



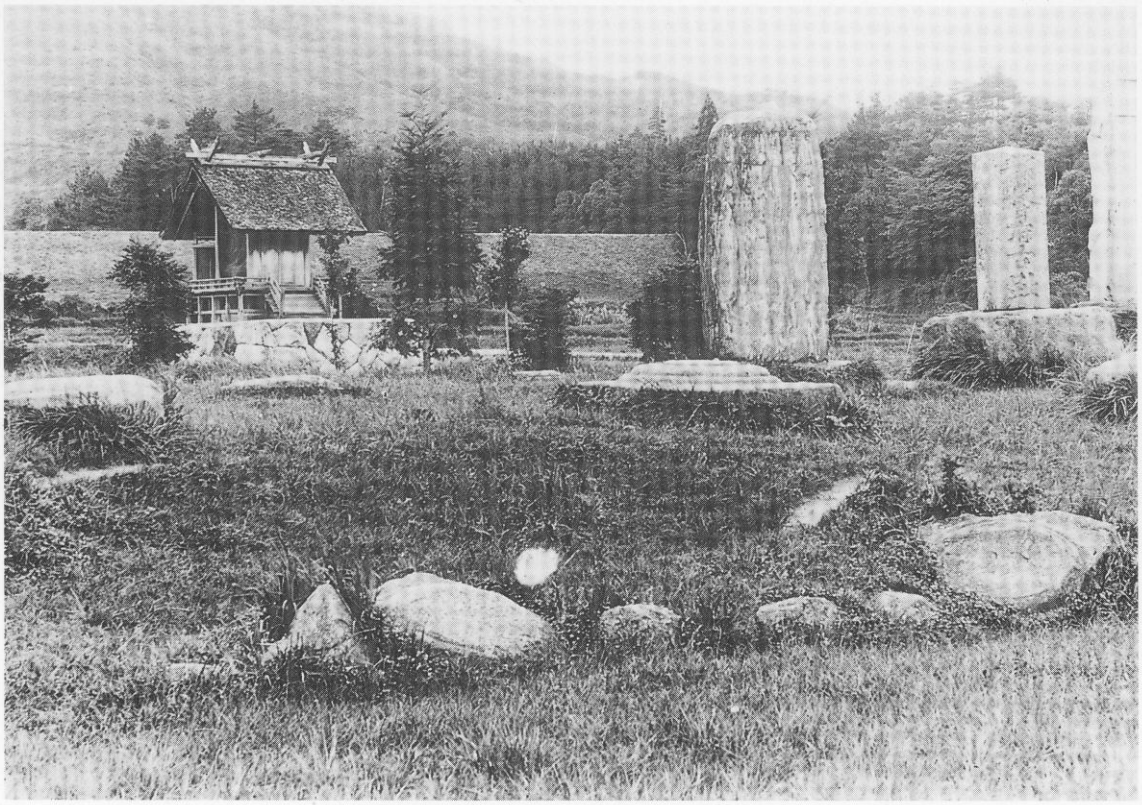
南門跡より正殿跡を観る　大正10年（神社本庁蔵）



中門跡付近より正殿跡を観る　大正10年（神社本庁蔵）



南門跡より政庁東北方を望む　昭和初期（神社本庁蔵）



正殿跡　昭和初期（太宰府天満宮蔵）



正殿跡　昭和初期（福岡県蔵）



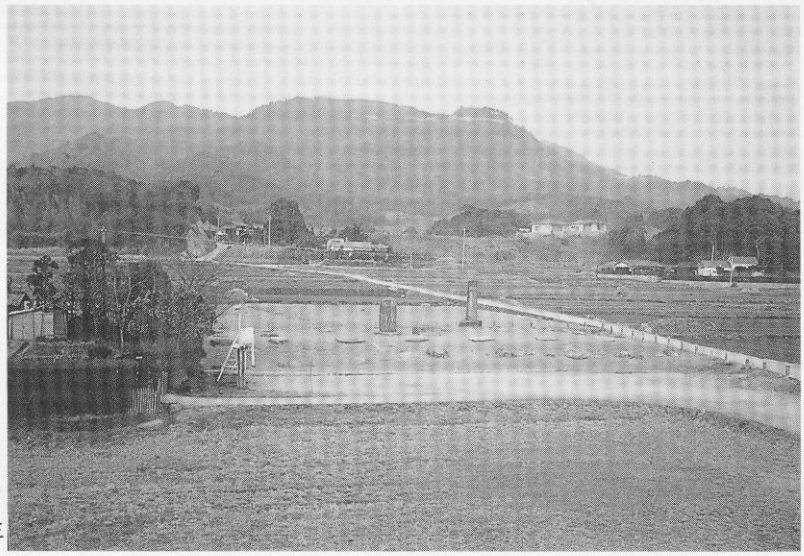
正殿跡　昭和20年代後半頃（福岡県蔵）



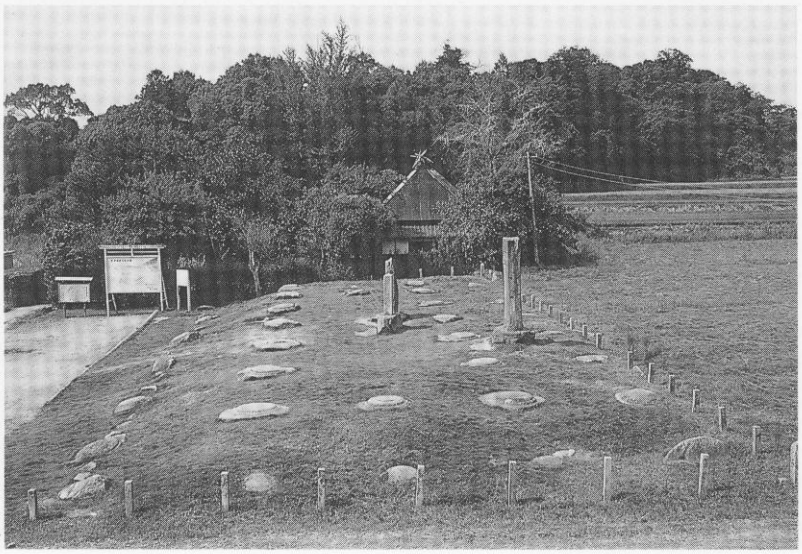
正殿跡手前に南門跡、中門跡　昭和44年



正殿跡遠景（西南から）
昭和44年



正殿跡近景（南から）
昭和44年



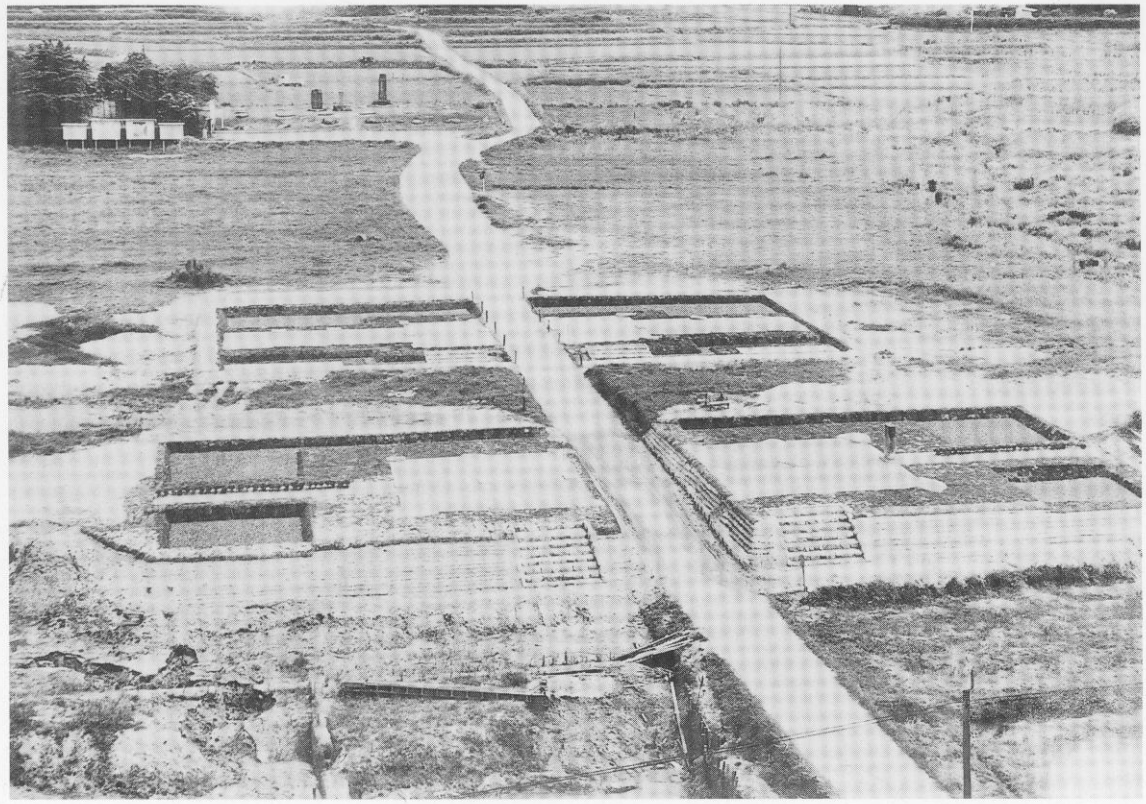
正殿跡（東から）
昭和44年



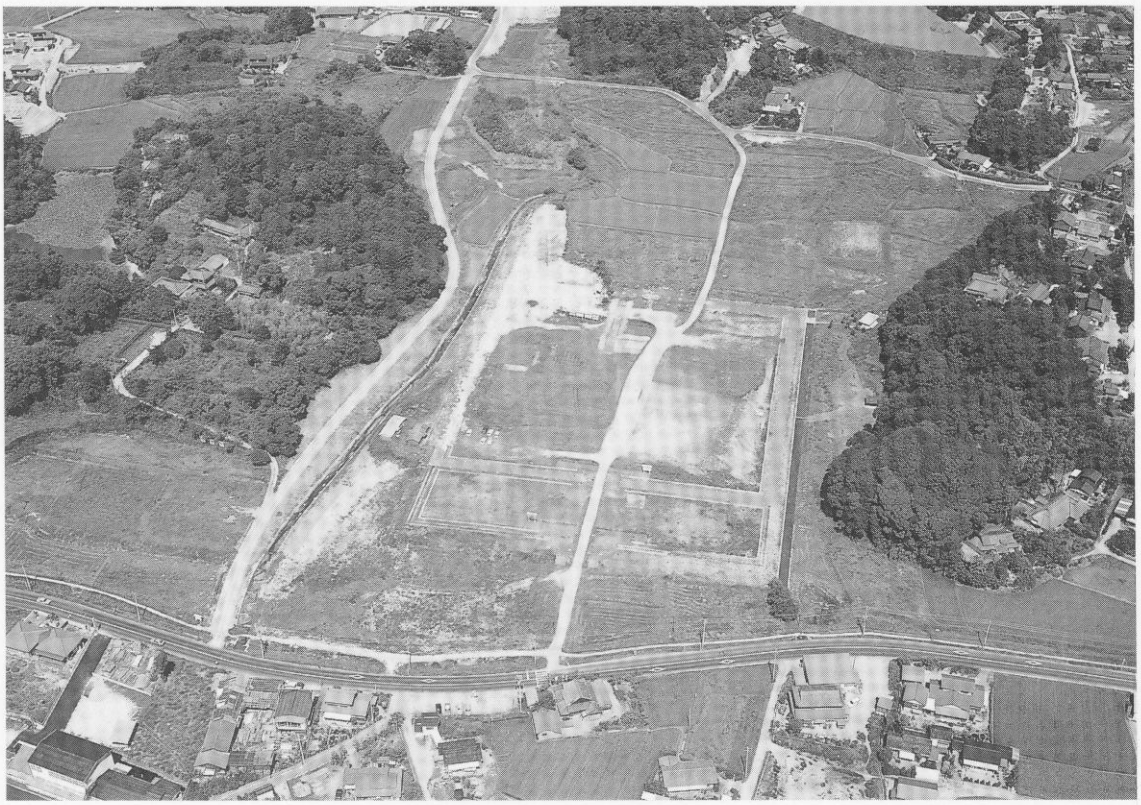
正殿跡（正面）　昭和49年



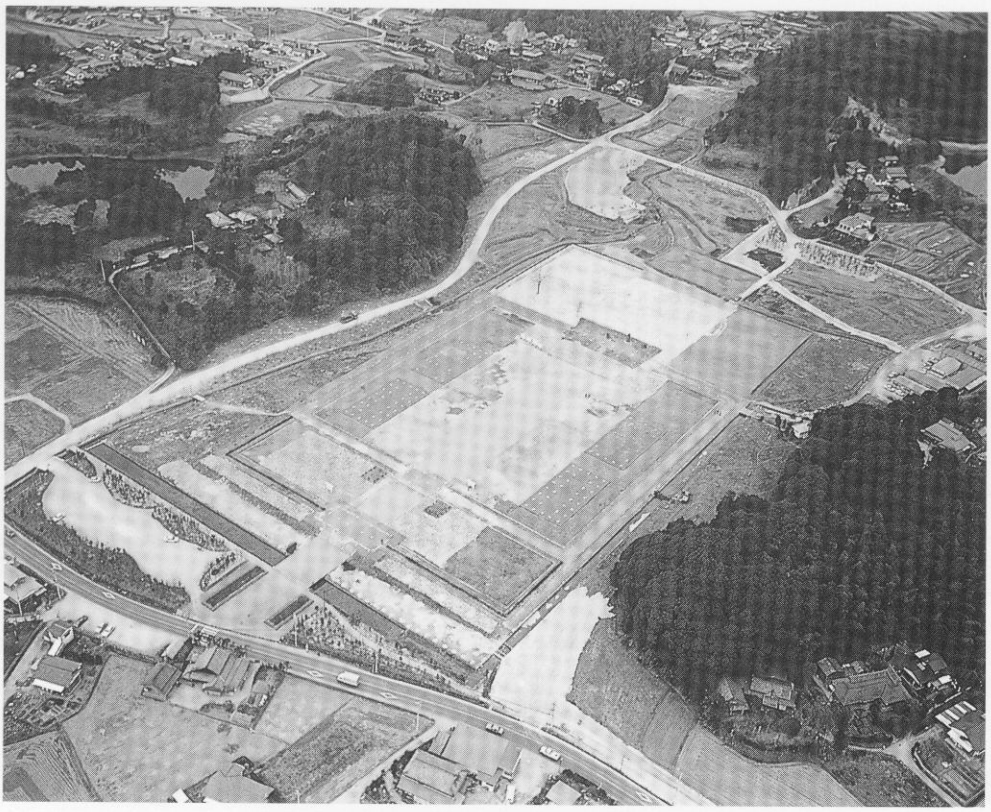
正殿跡（西から）　平成９年



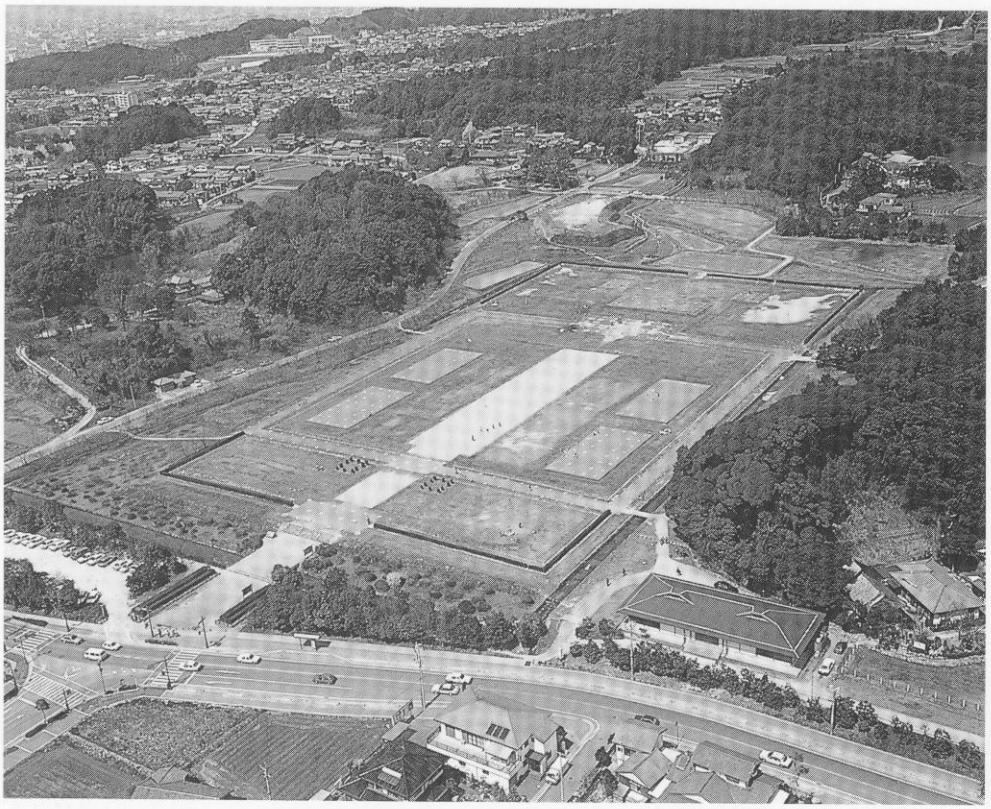
政庁跡整備状況　昭和45年



政庁跡整備状況航空写真　昭和48年



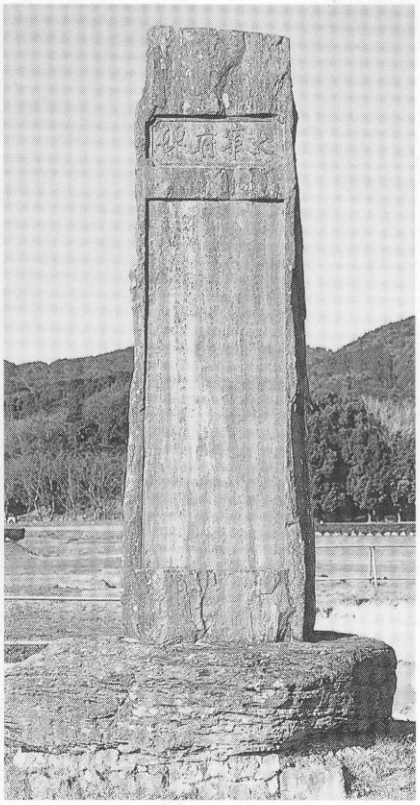
政庁跡整備状況航空写真　昭和50年



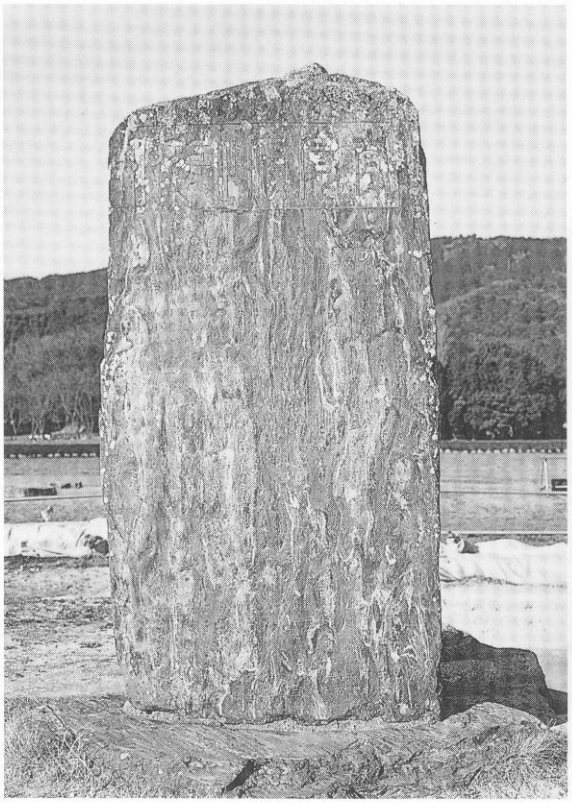
政庁跡整備状況航空写真　平成元年



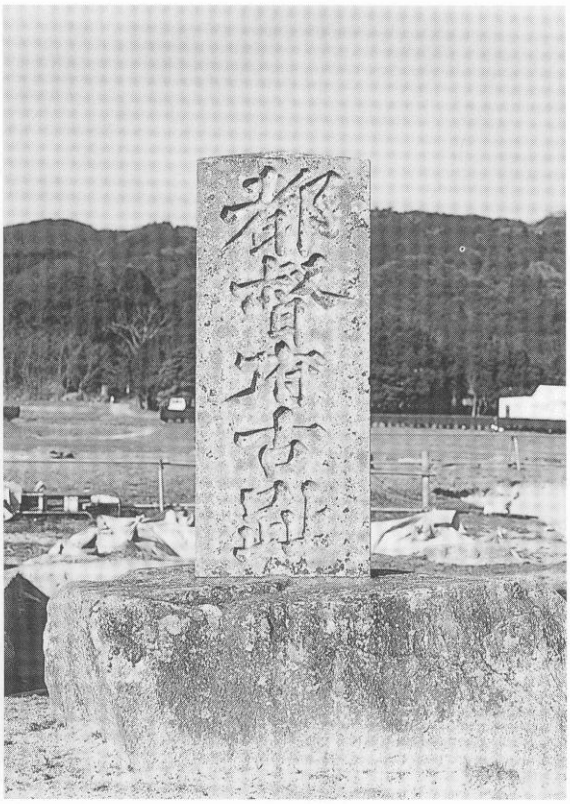
正殿跡石碑全景（南から）



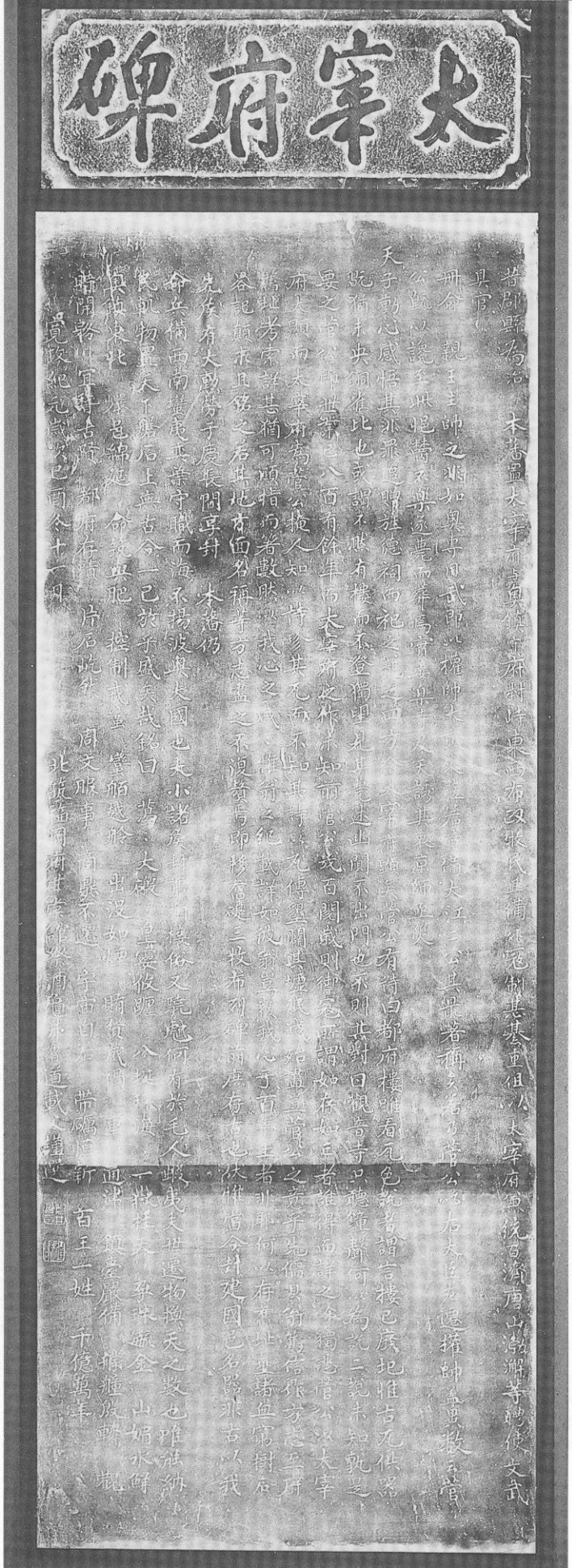
石碑 1



石碑 3



石碑 2



正殿跡石碑1拓影

水城跡の調査

III　水城跡の調査

1　第28次調査

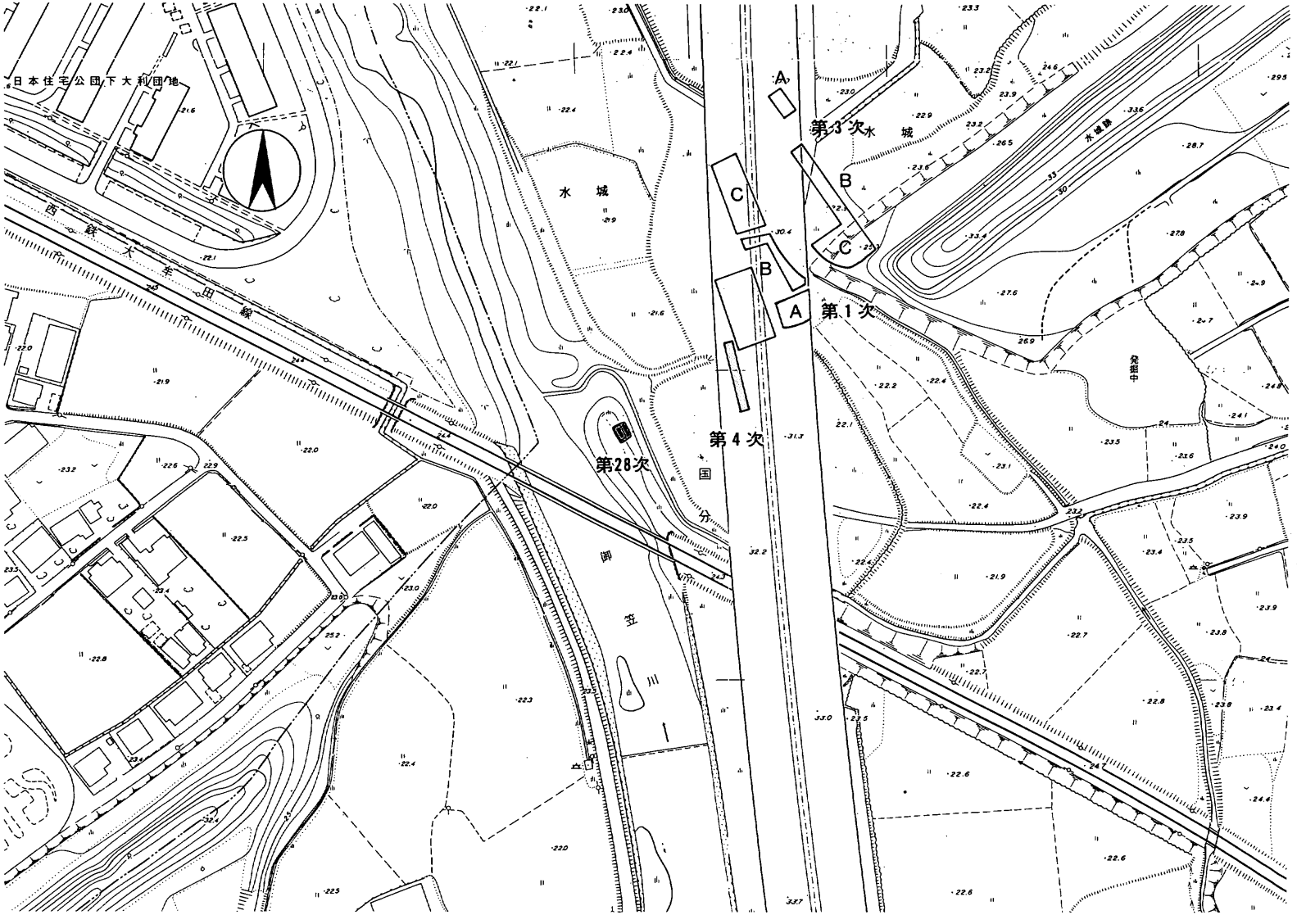
平成10年12月５日に、御笠川が水城跡と交差する箇所で工事が行われているとの連絡があった。太宰府市教育委員会と現地に急行したところ、御笠川河川改修事業による擁壁工事の掘削を行っているところであった。工事は御笠川東岸の斜面の崩落を防ぐため、既に護岸している部分からコンクリート擁壁を延長するもので、斜面を重機で掘削し、また河床にも基礎のために深さ２mの溝を掘るものであった。発見時は斜面を掘削している段階で、人頭大の石が層状になって幅10mほど断面に露出していた。水城跡の御笠川欠堤部では以前の調査で同様の石敷遺構を検出していることから、関連遺構と考えられた。このため事業の主体者である福岡県那珂土木事務所と協議した結果、10日間程度工事を差し止めて調査を行うこととなった。調査は断面の実測と一部トレンチを設定して平面的な構造を確認する事とした。トレンチは石敷南端の石列層が立ちあがる部分を中心に設定したが、現地表面から砂層が約２m堆積しており掘削に危険が伴うことから、５m×２mの狭い範囲での調査となった。

調査地点は太宰府市水城１丁目８番地で、石敷遺構の確認された昭和48年度のトレンチの西約40mに位置する。この地点はこれまでの欠堤部の調査（御笠川右岸）で最西端部にあたり、石敷遺構の西への広がりを確認することが主眼であった。

調査は平成10年12月8日から12月21日まで行い、その後掘削・擁壁工事に合わせて平成11年１月８日まで順次立会を行った。

これまでの調査

水城跡の欠堤部御笠川部分に関しては、川の東側を走る福岡南バイパスと九州縦貫自動車道の建設時にトレンチ調査を行っている。前者は昭和45年度に３カ所のトレンチを、後者は昭和47・48年度に４カ所のトレンチを設定した。このうち昭和48年度の第４次調査では、橋脚工事の掘形内に大量の石が発見されたことから調査に至り、石敷遺構を検出している。石は大きいもので110×60cm、多くは50×50cm程度の石を２段あるいは１段積んでおり、その間に木杭が乱雑に打ち込まれていた。石はすべて花崗岩の自然石で加工痕は無く、灰色砂層中に敷き並べたというより投げ込まれた状態であった。石敷の範囲は土塁中心線の延長部から北に16mは密に、その以北ではまばらになる。また中心線から北に13mの部分は他所より80cmほど高く、これを石敷の北端とみている。東端については、隣接する昭和47年度調査区でトレンチ南西端にわずかに石が残るのみであったことから、東堤には連続しないことが確認されている。南端・西端についてはまだ確認できていないが、トレンチ外に広がることは確実であった。



第16図　水城跡欠堤部トレンチ配置図（1/2,000）

層　序

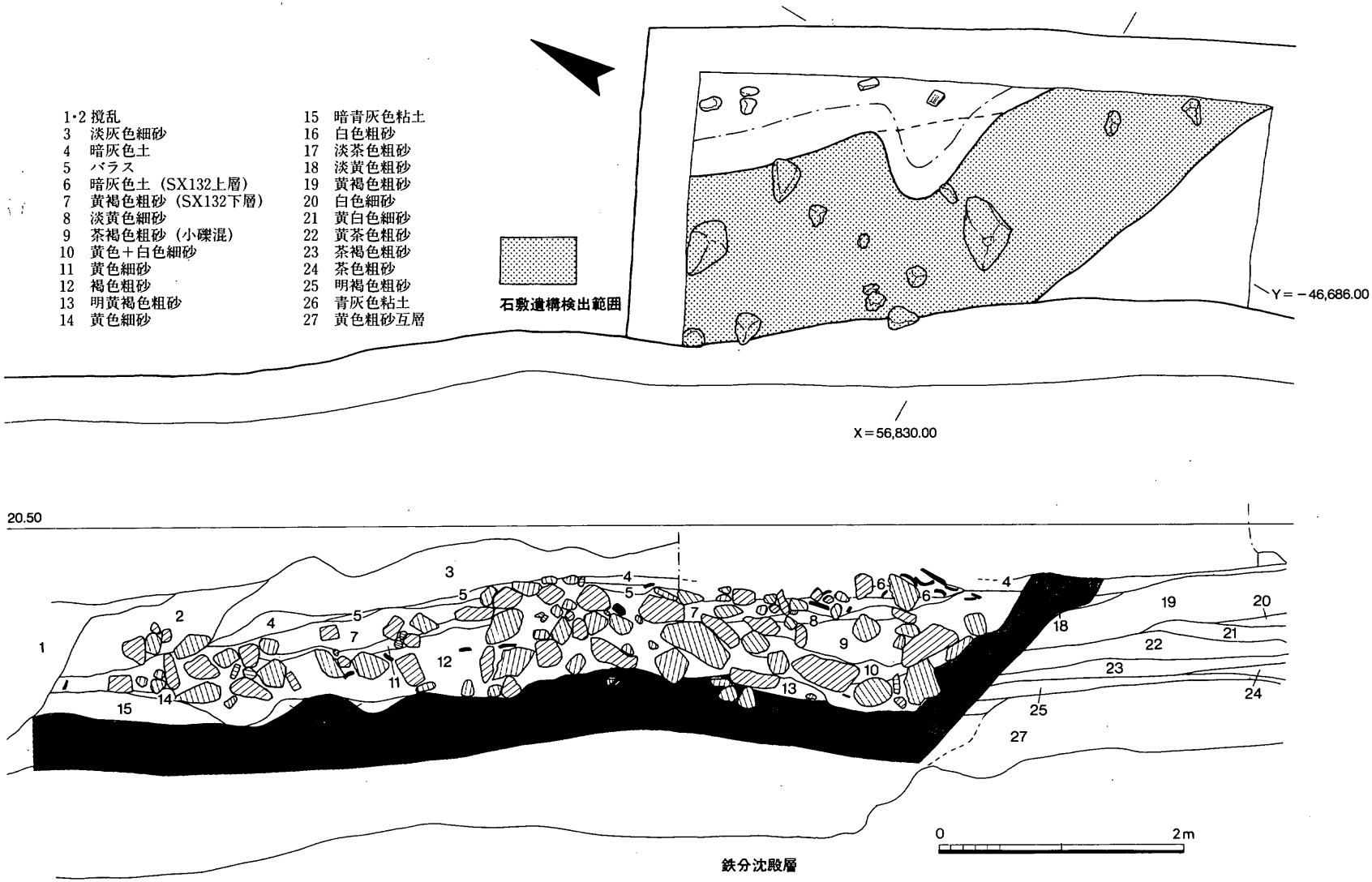
石敷上面は現地表面から約３m下に位置する。地表面から２mは近代の盛土がなされ、その層はほぼ水平に走る。盛土下80cmは無遺物の細砂層が４層入り、これはすべて同じ角度で北側に傾斜している。この傾斜は石敷遺構の北東への落ちと同方向であるが、大変秩序的な層位である。その下（地表面から約2.8m）に石敷上端ラインと同じ傾斜の淡灰色細砂層の間層が約10cmあり、この下にバラスの薄い層があることから、この層までは確実に新しい層と考えられる。その下が石敷遺構上面に被る灰色細砂層で、この層から遺物が混入するようになる。石敷層内は主に茶褐色・褐色粗砂と黄白色砂が互層となり、間に瓦や小量の土器を含む。石敷層の直下は各所に青灰色粘土層があり、この下端が当時の河床面と思われる。これから約１m下に鉄分沈殿層がありここまで粗砂が互層になる。この鉄分沈殿層は石敷遺構の立ち上がり箇所から約80cm南で60cm程立ち上がる。

検出遺構

SX132（第17図、図版33）

工事中に発見された石敷遺構である。掘削断面には長さ約10mにわたって石が露出しており、北端は攪乱によって削平されている。まず断面で観察すると、南端は石敷層が立ち上がりこれより南には石がない。上端のレベル差は削平を受けているため定かではないが、下層の自然堆積層の層位が全体に北に落ちることから、同様に北に傾斜する可能性もある。これは現御笠川の流水方向と同じである。立ち上がりから約２mは層が若干乱れて窪み状になるが、これは流水による侵蝕と考えられる。石敷層全体の下端のレベルは両端ではほとんど差がない。各所で若干の凹凸は見られるが、当時の河床面と思われる粘土層にも同様に凹凸があることから、河床の荒れによる起伏と思われる。石の大きさは拳大のものから最大で60cmと様々で、間は粗砂や細砂の互層となる。水平方向に石が並ぶ様子はなく、各所での石の数も様々である。立ち上がり部北で縦一列に石が並ぶ箇所があり、この南と北では層序が若干異なる。石列の最下部は立ち上がりの下端に当たり、平面でみると石列ラインから南にほとんど石は入らない。しかしこれが意図的に積まれたものかは疑問である。

次に平面で見ると、石は敷き並べた状態ではなく、まばらで面をなさない。南端の立ち上がりは東に直線的に延びる。そのラインの北東1.5m程でまた石は消え、再度北東に落ちる。落ちはやや急傾斜であるがその下にも石は続いており、これが遺構としての落ちであるか削平によるものかは不明である。石敷直上と落ち込みの中には灰色細砂が10cmほど堆積しており、この層から土器や瓦が出土している。特に断面にかかる立ち上がりの際（SX133）では鴻臚館式軒丸瓦や縄目叩き平瓦が集中して出土した。石敷から南の層にはほとんど遺物が入らない。



第17図　水城跡第28次調査遺構配置図・土層図（1/50）

SX133（第17図、図版33）

石敷遺構上面で瓦が集中して出土した箇所である。実際は土層の変化を確認できなかったが、遺物の集中度が高いため一つの遺構として取り上げた。トレンチの断面際で、石敷層立ち上がりの際でもある。重機掘削時に鴻臚館式軒丸瓦が出土し、調査中には縄目叩き平瓦片が多数出土した。上層が削平されているため定かではないが、流れ込みの可能性もある。

北方石垣

今回の調査区の北約40mで、同じような石列層が工事中に見つかり、断面の確認調査を実施した。中からは縄目タタキの瓦や土器片が出たことから遺構の可能性を考えたが、石垣の間から現代の番線が発見されたことから、攪乱によるものと判明した。しかし石や遺物は周辺から搬入された可能性があり、SX132と同様の石敷遺構のものであった可能性がある。そこで遺物に関して若干紹介する。

出土遺物

SX132出土土器（第18図）

土師器

杯（3）大型の杯の底部片。磨滅が激しく調整は明瞭でないが、外底部は回転ヘラ削りを施しその他は回転ナデ調整。低めの高台はやや外側に張り出し、底部は厚めに作られる。淡橙灰色を呈する。復元高台径12.0cm。

須恵器

杯（7）直線的に立ち上がる口縁部の小片。内外面ともヨコナデ調整。全体に器壁が薄く、端部に向けてより薄くなる。淡灰色を呈しやや軟質である。復元口径13.8cm。

壺（8）小型壺の底部片。体部外面はヨコナデ、内面ナデ調整を施す。外底部は粗い回転ナデで、粘土の合わせ目が残る。底部はやや上げ底状になる。内面は屈曲部に凹線状の細いナデを施して境を明瞭にする。暗灰色を呈し硬質である。復元底径は7.7cm。

甕（10）胴部の小片。外面は細かい格子叩きで、内面は平行叩きと同心円の当て具痕がつく。外面には暗灰色の自然釉がかかる。

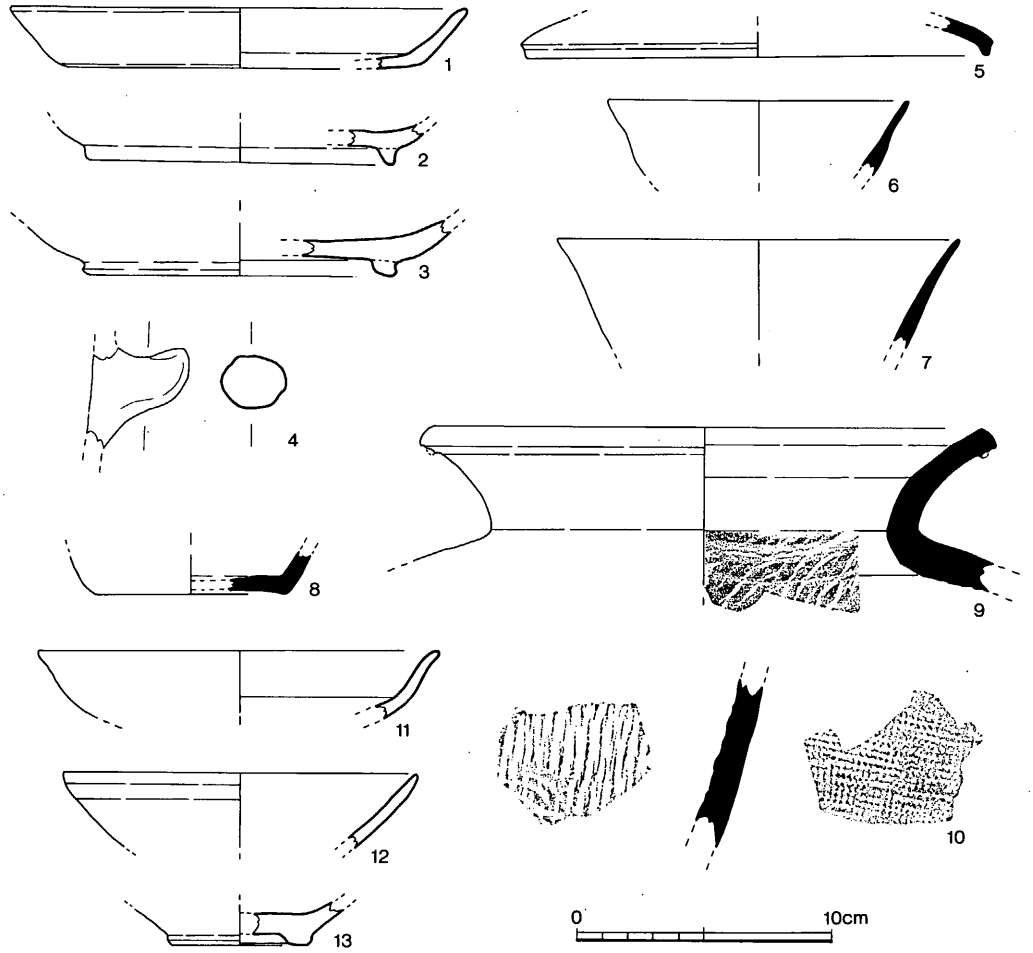
SX133出土土器陶磁器（第18図）

青磁（11）越州窯系青磁の高台付き皿の口縁部片である。外面は磨滅が激しく釉が剥げる。内面屈曲部には沈線を一条施す。暗緑色の釉をかける。胎土は密で淡灰色を呈する。復元口径は15.8cmを測る。

灰色細砂層出土土器（第18図）

須恵器

杯（6）口縁部小片。端部は薄く、体部に厚みをもちやや内湾する。復元口径は14.0cm。



第18図　出土土器実測図（1/3）

褐色粗砂層（SX132層内）出土土器（第18図）

土師器

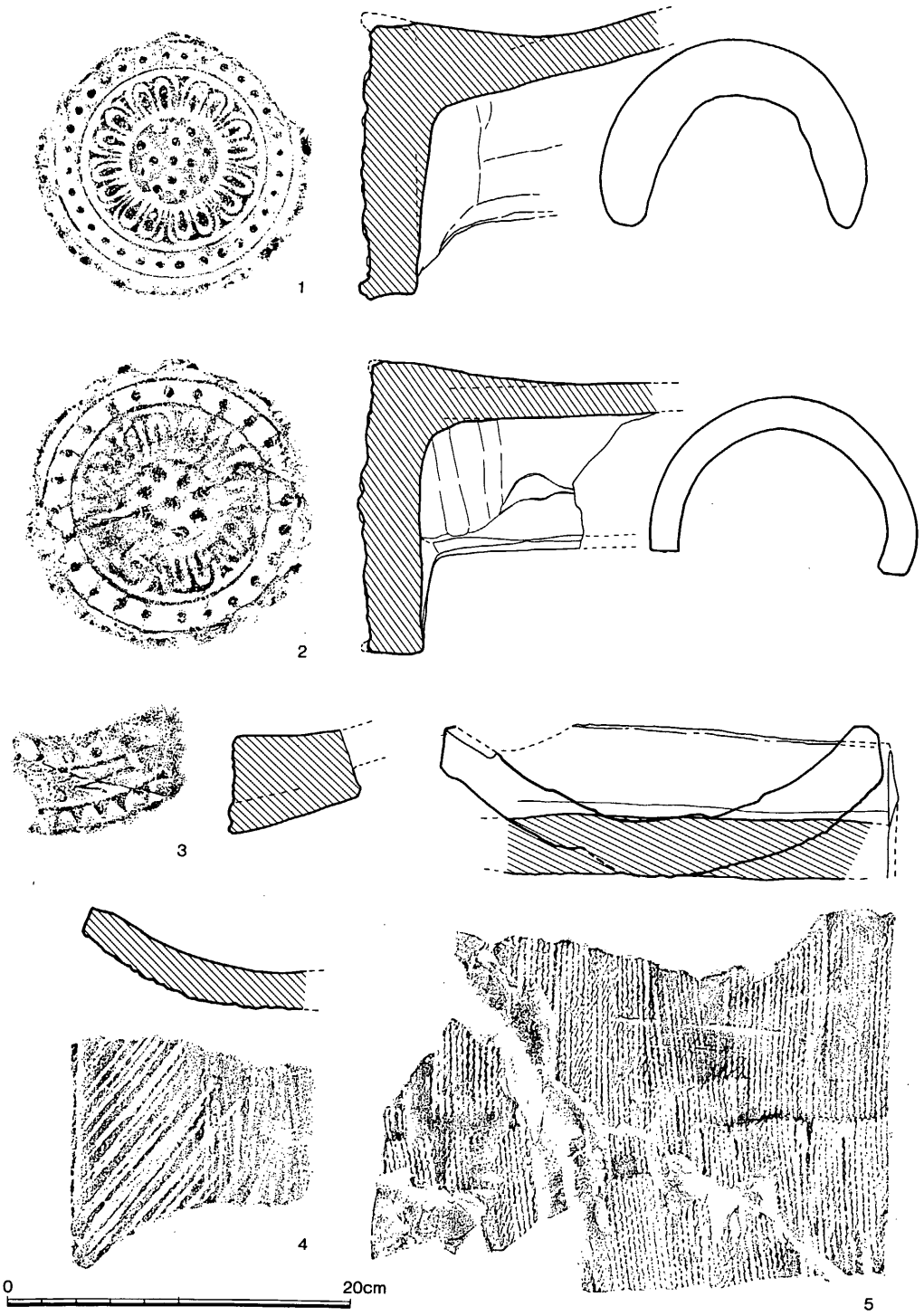
皿（2）底部小片である。内外面ともヨコナデを施し、高台端部は若干磨滅する。胎土は砂粒を少量含み橙褐色を呈する。復元高台径は11.8cm。

把手（4）小型の甑の把手と思われる。体部にタテナデツケで接合され、面取り状に稜を付けて整形する。胎土は粗く橙褐色を呈する。

白色粗砂層出土土器（第18図）

土師器

皿（1）底部はほとんど残存しない。磨滅が激しく底部の調整は不明。体部は内外面ともヨ



第19図　出土瓦実測図・拓影（1/4）

コナデする。底部は平坦で体部との境は明瞭である。底部の器壁は薄いが体部はやや厚目に作る。復元口径17.0cm、復元底径14.4cm、器高2.4cmを測る。

須恵器

蓋（5）小片で残存部は全てヨコナデ。胎土は精緻で灰色を呈する。

北方石垣出土土器（第18図）

須恵器

甕（9）口縁部から頸部にかけての破片。外面は暗緑色の自然釉が厚くかかり調整は不明瞭だが、頸部に僅かにヨコナデが見られ、体部には僅かに細かい格子叩きが残る。内面は屈曲部までをヨコナデし、以下には同心円文の当て具痕が残る。自然釉も僅かにかかる。端部断面は四角で、外面に一条の突帯を巡らすが欠失している。胎土には黒色の砂粒が多く混入し、灰色を呈する。復元口径21.6cmを測る。

陶磁器

龍泉窯系青磁

椀（12・13）どちらもⅠ類と思われる。12は緑灰色の釉がうすくかけられ、胎土はやや粗く淡灰色を呈する。13は輪状高台で、内側がやや高くなる。内面見込みには目跡がつく。釉は淡緑灰色で全面に施釉する。胎土はやや粗く淡灰色を呈する。

瓦類（第19図、図版35）

1は鴻臚館式の軒丸瓦である。全体に厚手で瓦当外縁の2/5を欠失する。瓦当は磨滅しているが笵傷は見られない。瓦当側面には一部笵型の当たりが残る。瓦当裏面はナデ調整。丸瓦はやや低い位置に鈍角に開いて付けられる。接合部は凹面側の接合粘土が少なく僅かにナデつけるが、凸面側は厚く付けられヨコナデを施した後丸瓦部までタテナデする。丸瓦部は凸面タテナデ、凹面は布目がつき粘土板の合わせ目と斜めの糸切り痕が残る。側面は3面の面取りをする。胎土は密で白色を呈し、軟質である。2は筑前国分寺創建瓦と考えられているもので、鴻臚館式の系譜をひく。瓦当面の磨滅が著しく、蓮弁が不鮮明である。笵の状態も悪く中央に一文字状の笵傷が走り、珠文のほとんどが笵傷で2本の圏線と繋がる。瓦当裏面はナデ調整するが、丸瓦の接合部から裏面中位にかけては幅約1cmの工具によるタテナデツケを施す。丸瓦は外縁よりやや下部にとりつける。接合部凹面側は接合粘土が少なくヨコナデ、丸瓦部凹面は粗い布目と粘土板の合わせ目が残る。凸面側は接合粘土部分をヨコナデし、後に丸瓦部にかけてタテケズリする。側面の一方は4面の面取りをし、他方は未調整で内面からの分割痕が残る。3は均整唐草軒平瓦の右端部。上外区は珠文を、下外区は凸鋸歯文を配する。斜めに一条の笵傷があり、他所出土のものにも同じ傷は見られる。瓦当面は磨滅が激しく、平瓦部を欠く。顎部はヨコナデし、凹面はタテナデする。4・5は平瓦で共に縄目叩きのもである。4は叩きが斜めと縦の方向に交差し、斜めの方が後に叩かれる。端部付近には凹型整形台の痕跡らしきものが

残る。凹面は布目で幅4㎝ほどの模骨痕が見える。側面はタテ削りで端部付近を面取りし、凹面端部付近は幅12㎝程タテナデする。白色を呈し、軟質である。5はタテ方向の縄叩きで、叩き方が強く4～5㎝の叩き板の単位が明瞭につく。凹面は未調整で、布目と斜め方向の糸切り痕が残る。また幅3～3.5㎝の模骨痕があり凹凸が激しい。側面はタテケズリするが、他は未調整で全体につくりが粗い。灰色を呈し硬質に焼きあがる。北方石垣から見つかったものはほとんどがこのタイプのものである。

小　結

今回の調査は、検出した石敷遺構と昭和48年度に検出した石敷遺構との関連を確認することを目的とした。調査が緊急であったことと、遺構が削平されていたため得られるデータは少なかったが、前回の調査と考え合わせ若干の検討をしてみたい。

まず、今回検出した石敷層の立ち上がりが石敷遺構の南限の可能性を示すものとして確認できたことは、大きな成果であろう。この立ち上がりについては、平面プランが東西に走り、水城本体の軸線と方向を異にすること、これより南の土層の状況は積土とは考えがたく、流水による自然堆積層であると思われることを考慮すれば、ある時期の河岸と見るのが妥当である。次に石敷遺構本体を見ると、第4次調査検出のものに比べて石の密度が薄いように見える。断面に見える石の状況にも規格性はなく、「一段あるいは二段に積み上げた」とは見られない。また削平を受けるとはいえ、レベル的に第4次調査の上端より約1.5m低く、疑問が残る。しかし出土する遺物がさほどローリングを受けていないことを重視すれば、石や遺物が上流から流れ込んだものではなく、投げ込まれた可能性が強い。この点は共通する。さらに北東への落ち込みであるが、これは既述のとおり年代が確定できない。御笠川はこれまでの調査から、水城東堤よりに流れていたものを、明治以降の河川改修で現在の流路に変更したことが解っており、埋没はこの改修時に求められるのかもしれない。この落ち込みの平面プランを北側へ延ばすと、石敷層の北端に交差し、元来この部分で収束していた可能性もある。撹乱と重複するため明確ではないが、北端付近では石の密度が確実に薄くなっている。このことから、年代は不明であるが、御笠川がこの落ち込みを右岸として流れていた時期があったことは確かである。

今回の調査で検出した石敷遺構は、第4次調査のものとは若干様相が異なる。この理由は明瞭ではないが、出土遺物に平安時代以降のものがなく奈良時代に集中することや、石や遺物がローリングを受けない状況は類似する。またこれが人為的なものであることや、同じ御笠川欠堤部で検出したことから、関連遺構であることは確実である。水城の洗堰と考えられているこの石敷遺構については、実態が明確なものでなく、また検出箇所も狭量であることから今後の更なる調査と検討が必要であろうと思う。　（齋部）

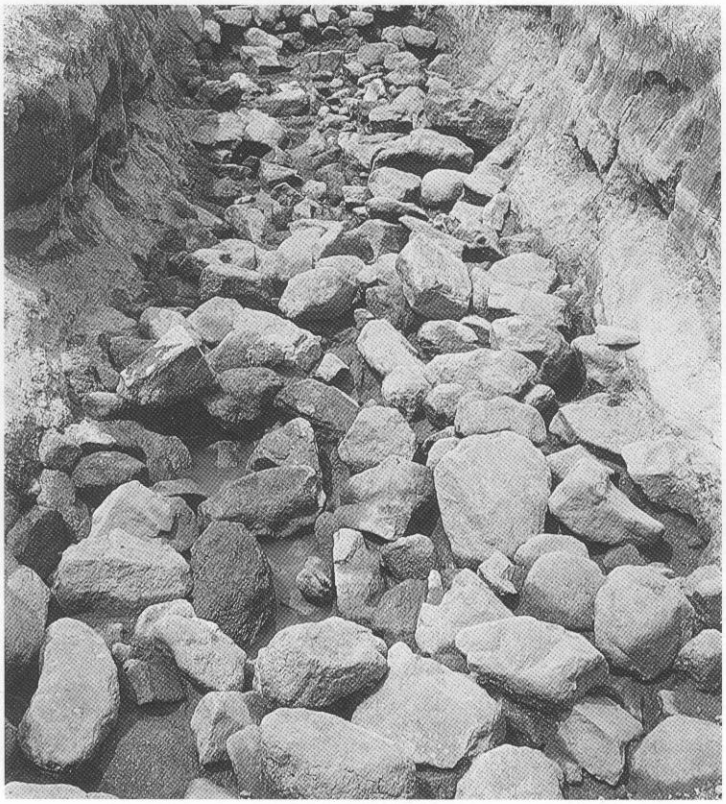
図　　版



水城跡第28次調査　調査区全景（南西から）



トレンチ全景（東から）



水城跡第 4 次調査　石敷遺構全景（南から）

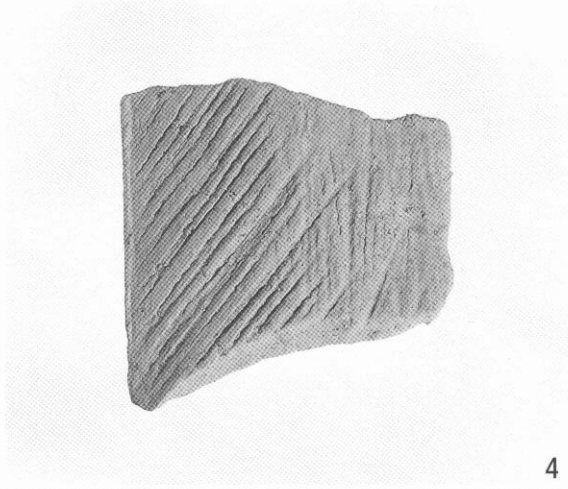


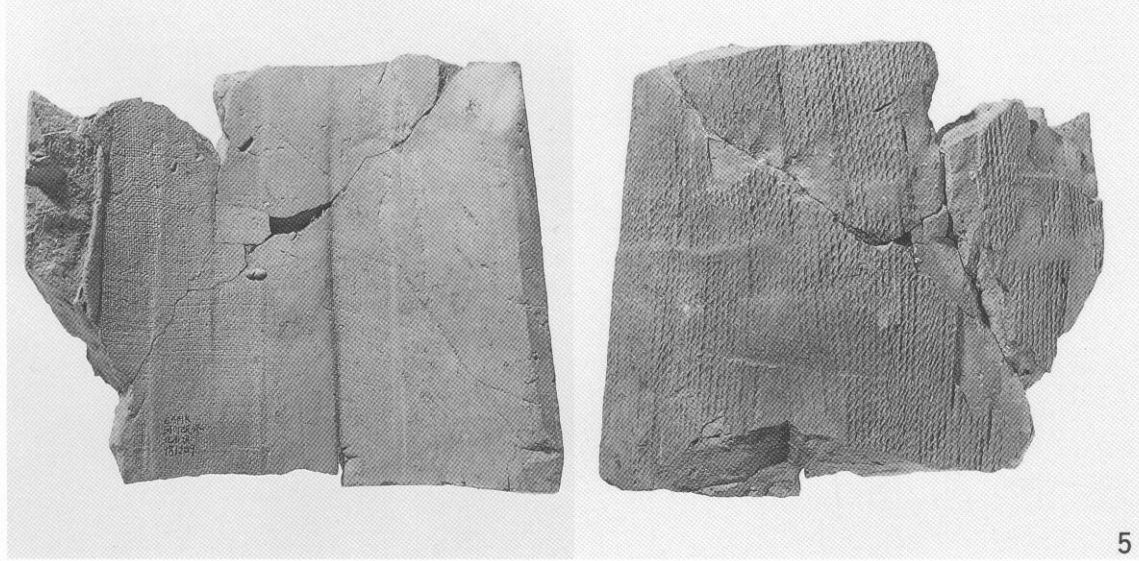
水城跡第 4 次調査　石敷遺構　東壁土層（西から）


1


2


3


4


5

水城跡第28次調査出土瓦

報 告 書 抄 録

ふりがな	だざいふしせき
書　名	大宰府史跡
副書名	平成10年度　発掘調査概報
書　式	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	栗原和彦・横田賢次郎・赤司善彦・齋部麻矢・杉原敏之・森弘子
編集機関	九州歴史資料館
所在地	〒818-0118　福岡県太宰府市石坂4丁目7番1号　　TEL（092）923-0404
発行年月日	1999年3月31日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
大宰府史跡 第180次調査	太宰府市観世音寺4丁目 1553-2他	40221		33°30′42″	130°31′20″	980109～ 調査中	1,800㎡	計画調査
大宰府史跡 第181次調査	太宰府市観世音寺4丁目 3番1号	40221		33°30′39″	130°31′08″	981026～ 981029	20㎡	本堂建替
水城跡 第28次調査	太宰府市水城1丁目8番	40221		30°31′00″	130°29′48″	981209～ 981221	10㎡	河川改修工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
大宰府史跡 第180次調査	官衙	奈良時代～平安時代	正殿跡　1棟 土坑　2基	須恵器・土師器・陶磁器 瓦・土製品・金属製品	大宰府政庁正殿基壇
大宰府史跡 第181次調査	官衙	奈良時代～平安時代	溝状遺構　2条	須恵器・土師器・瓦	月山地区官衙関連遺構
水城跡 第28次調査	防塁跡	奈良時代～平安時代	石敷遺構　1基	須恵器・土師器・陶磁器・瓦	水城跡、御笠川欠堤部

大　宰　府　史　跡
平成10年度発掘調査概報
平成11年３月発行

編　集　九　州　歴　史　資　料　館
太宰府市石坂４丁目７番１号

発　行　（財）西　日　本　文　化　協　会
福岡市中央区渡辺通２丁目１－82
電気ビル第一別館
電話（092）713－6451

印　刷　赤　坂　印　刷　株　式　会　社
福岡市中央区大手門１丁目８－34